



# 福島市耐震改修促進計画

策定	2008（平成 20 年）	2 月
改定	2011（平成 23 年）	3 月
改定	2015（平成 27 年）	11 月
改定	2023（令和 5 年）	6 月



## 《目次》

第1章	計画策定（改定）の背景	.....	P. 1
第2章	計画の目的等		
	1 計画の目的・位置づけ	.....	P. 3
	2 計画の期間	.....	P. 3
	3 対象区域及び対象建築物	.....	P. 4
第3章	想定される地震による被害予測		
	1 本市において想定される地震及び被害	.....	P. 12
	2 主な震災と被害の履歴	.....	P. 17
第4章	建築物の耐震化の実施に関する目標		
	1 耐震化の現状	.....	P. 19
	2 耐震化の課題	.....	P. 26
	3 耐震化の目標	.....	P. 27
第5章	耐震化の促進を図る施策		
	1 耐震化の促進に係る基本的な取組み方針	.....	P. 34
	2 ①知識の普及・啓発	.....	P. 35
	3 ②福島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	.....	P. 35
	4 ③耐震改修等の助成・支援制度	.....	P. 37
	5 ④災害被害の軽減に寄与する助成・支援制度	.....	P. 39
	6 ⑤耐震化を促進するための環境整備	.....	P. 42
	7 耐震化を図る支援策等のこれまでの取組み	.....	P. 49

## 《資料編》

1	耐震化に関する施策の変遷	.....	P. 50
2	耐震改修促進法（抜粋）	.....	P. 51
3	耐震改修促進法改正の概要	.....	P. 52
4	福島県耐震改修促進計画（令和3年度～令和12年度）	.....	P. 55
5	福島盆地西縁断層帯を震源とした地震分布	.....	P. 55
6	耐震診断及び改修における構造耐震指標	.....	P. 57
7	福島市地域防災計画	.....	P. 59
8	防災拠点建築物の指定	.....	P. 63
9	耐震診断義務付け対象建築物等の診断結果	.....	P. 65
10	耐震化を図る支援策等のこれまでの取組み	.....	P. 71
11	耐震性が不足する市有建築物（既存耐震不適格建築物）	.....	P. 72
12	市有建築物の耐震性に関するリスト	.....	P. 74

# 第1章 計画策定（改定）の背景

## (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

阪神・淡路大震災（平成7年）では、地震により6,434人も尊い命が奪われましたが、地震が直接的な原因で死亡した方の約8割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。この災害で倒壊した建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の耐震関係規定（以下「新耐震基準<sup>※1</sup>」という。また、昭和56年5月31日以前に工事が着手されたものを「旧耐震基準」という。）に適合していないものであります。

阪神・淡路大震災の被害結果を受けて、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも緊急性の高いものとして認識され、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月27日に施行されました。

これを受け、本市では、平成18年度に策定された福島県耐震改修促進計画に基づき、平成20年2月に福島市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、令和2年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率<sup>※2</sup>を95%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

阪神・淡路大震災以降も、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）、能登半島地震（平成19年）、新潟県中越沖地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）など近隣県を含めて大規模な地震が頻発し、平成23年3月11日には東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）が発生しました。東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、本市においても最大震度6弱を観測するなど、建築物の全壊744棟、大規模半壊638棟、半壊4,919棟、一部損壊7,688棟と建築物の被害は1万棟を超えました。

近年においても熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震、大阪北部地震（平成30年）と地震が頻繁に発生する中、令和3年2月には福島県沖地震が発生し、全壊66棟、大規模半壊62棟、中規模半壊150棟、半壊705棟、準半壊1,824棟、一部損壊2,622棟の甚大な被害を受けることとなりました。

令和3年福島県沖地震の復旧の途上、令和4年3月に最大震度6弱の非常に大きな地震に再び見舞われ、災害救助法（昭和22年法律第118号）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を受ける甚大な被害が起きました。

このように、大規模な地震の発生により建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことに加え、倒壊等により避難路（大地震発生時に円滑な通行を確保すべき道路）等を閉塞し、救援・救助活動の妨げになることから、市民の生命や財産を守り、安全で安心して生活できるまちづくりの実現のためには、建築物の耐震化や減災化による被害を軽減する対策により一層取り組む必要があります。

## (2) 国・県の方針、計画見直し

平成7年の耐震改修促進法制定以降、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊

※1 新耐震基準 建築基準法（昭和25年法律第201号）の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇する大規模な地震（震度6強から7に達する程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている

※2 耐震性を満たす住宅・建築物数（昭和56年以降の建築物数+昭和55年以前のうち、耐震性を満たす建築物数）が住宅・建築物数（昭和56年以降の建築物数+昭和55年以前の建築物数）に占める割合

急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成 18 年の耐震改修促進法改正にあわせて「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が示され、市町村においても耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

その後の各地での大規模な地震の発生により、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から平成 17 年、25 年、28 年に耐震改修促進法改正がされました。さらに、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われており、建築物の耐震対策以外の課題も浮き彫りになったことから、平成 31 年 1 月に耐震改修促進法施行令や「国の基本方針」が改正され、特定の避難路（特定緊急輸送道路<sup>※3</sup>）沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格ブロック塀等（通行障害建築物<sup>※4</sup>）についても耐震診断を義務付ける制度が創設されることとなりました。

また、国ではこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」（平成 23 年 3 月）及び「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月）において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を令和 2 年までに 95%に、さらには、「住生活基本計画<sup>※5</sup>」（令和 3 年 3 月）において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を令和 12 年までに耐震性が不足する建築物を概ね解消するとしました。

福島県においても、「国の基本方針」を踏まえ、県内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の命と財産を守ることを目的とし、福島県耐震改修促進計画を策定し、平成 18 年度から令和 2 年までを第 1 期計画期間、これまでの計画に必要な見直しを加えた令和 3 年から令和 12 年を第 2 期計画期間とする計画を策定しました。

また、国の目標設定を受けて、県計画においても、住宅などの耐震化率を平成 27 年度末までに 90%、また令和 2 年度末までに 95%、第 2 期計画期間までに耐震性が不足する建築物を概ね解消することとしたことから、これらの計画とも整合性を図る必要があります。

### （3）本市の対応

本計画は、旧耐震基準で建設された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震により想定される被害を減少させ市民の生命及び財産を保護する「暮らしを支える安心安全のまち」を実現することを目的とし、平成 20 年 2 月の計画策定以降、「国の基本方針」や「耐震化に係るこれまでの取組」「社会情勢等の変化」を踏まえ、必要に応じて見直しを加え、改定を行ってきました。

平成 27 年 11 月の本計画の改定により、令和 2 年度末までに住宅及び特定建築物の耐震化率を 95%にすることを目標に取り組んできましたが、令和 2 年度から、さらに 2 年の計画期間の延長を経ても、現状では 90%に満たず、目標達成には至りませんでした。

本計画は、住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、令和 3 年 12 月に「国の基本方針」、県計画が改正されたことから、東日本大震災及び大阪北部地震による甚大な被害や災害に対する社会情勢の変化等、耐震化の現状と課題等を踏まえ、新たな計画期間、目標へ改定するものです。

※3 福島県耐震改修促進計画に記載された防災拠点建築物や避難路

※4 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして耐震改修促進法施行令で定める建築物

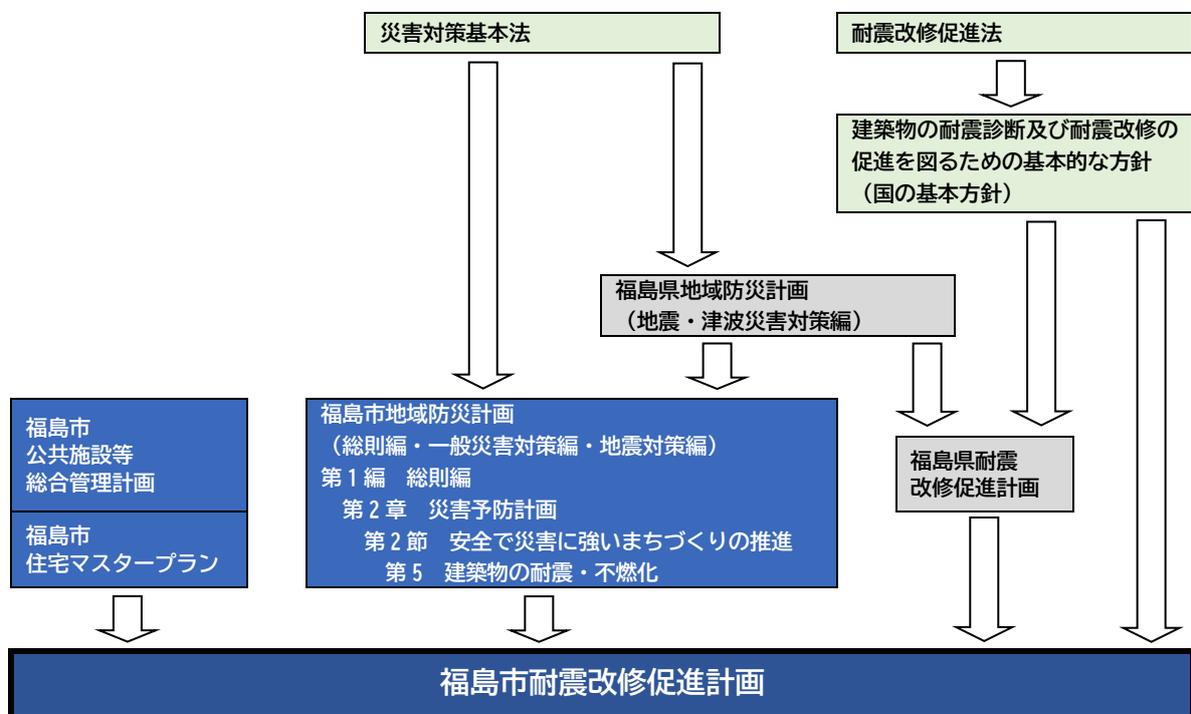
※5 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保（成果指標）耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→ 概ね解消（令和 12 年）

## 第2章 計画の目的等

### 1 計画の目的・位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、旧耐震基準で建設された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進していくことで、地震の被害から市民の生命や財産を守り、「暮らしを支える安心安全のまち」の実現を目指すことを目的とします。

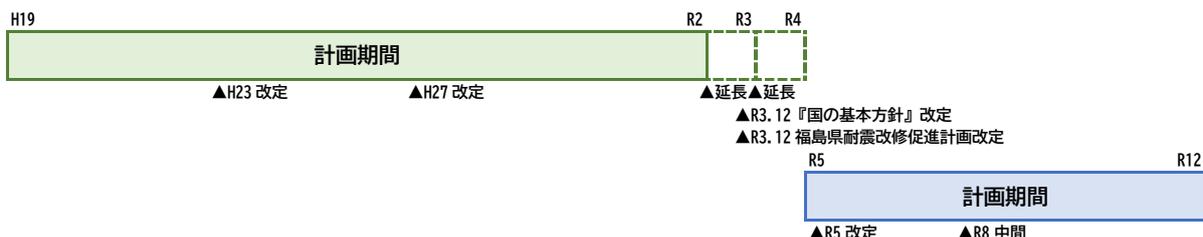
計画策定にあたっては、「福島市地域防災計画（総則編・一般災害対策編・地震対策編）」、「福島市公共施設等総合管理計画」、「福島市住宅マスタープラン」等との整合、「国の基本方針」や「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」、「福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）」、「福島県耐震改修促進計画」を考慮しております。



### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 3 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、市内全域とします。

本計画の対象となる建築物は、その用途、規模、構造、建設年度や震災時における影響等を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に掲げる①から④のうち、旧耐震基準により建設された建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）とします。

本市が所有又は管理する建築物（以下「市有建築物」という。）は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となるため、多くの市民が利用する施設は、特に耐震化及び被害の減災化を推進します。

また、地震発生後の円滑な避難等を考慮し、福島市地域防災計画において定められた避難場所（避難地）に至る避難路の沿道にあるブロック塀等の耐震対策についても推進していきます。

表 本計画で優先的に耐震化を促進する対象建築物

対象建築物	内容		
①住宅	戸建て住宅、長屋及び共同住宅		
②特定建築物等	『特定既存耐震不適格建築物』		
	多数利用建築物	学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物	第14条第1号
	危険物貯蔵場等建築物	危険物を一定数量以上貯蔵・処理する建築物	第14条第2号
	通行障害建築物	特定緊急輸送道路等沿いで、一定の高さ要件を満たす建築物	第14条第3号
③小規模建築物等	①及び②以外の建築物		法16条
④耐震診断義務付け対象建築物	『要緊急安全確認建築物』		
	a. 大規模建築物	多数利用建築物	法附則第3条 令附則第2条第2号
	危険物貯蔵場等建築物	一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	
	『要安全確認計画記載建築物』		
	b. 防災拠点建築物	県が指定する公益上必要な防災拠点である建築物	法第5条第3項第1号
	c. 避難路沿道建築物	通行障害建築物のうち、特定緊急輸送道路等沿いで、一定の高さ要件を満たす建築物（ブロック塀を含む）	法第5条第3項第2号 法第7条

図 本計画における対象建築物の関係性

建築物	新耐震基準	旧耐震基準	耐震性が不足する建築物
	耐震性を有する建築物		
法適合建築物			既存耐震不適格建築物（対象建築物）
①住宅			①住宅
②特定建築物等			②特定建築物等
			『特定既存耐震不適格建築物』指示対象建築物
			『要緊急安全確認建築物』
			a. 大規模建築物
			危険物貯蔵場等建築物
③小規模建築物等			③小規模建築物等
			『要安全確認計画記載建築物』
			b. 防災拠点建築物
			c. 避難路沿道建築物
			④耐震診断義務付け対象建築物

## ①住宅

本計画においては、木造及び非木造の戸建て住宅、長屋及び共同住宅を「住宅」とします。住宅は、すべての市民の生活拠点や活動の場であるとともに、建築物ストックの多数を占めていることから、生命・財産を守ることはもとより、減災という視点からも重要性が高く、積極的、効果的に耐震化を促進する必要があります。

## ②特定建築物等

本計画においては、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、映画館、集会場、百貨店、ホテル、賃貸共同住宅、社会福祉施設、工場、事務所等で階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000 ㎡以上のももの等」を「特定建築物」とします。特定建築物は、その用途、規模から地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

特定建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、そのうち耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する用途で一定規模以上のものが、耐震診断や耐震改修に係る指示の対象となる「指示対象建築物」となります。

## ③小規模建築物等

本計画においては、①及び②以外の小規模建築物等についても減災化を進める視点から耐震化を促進する必要があります。

耐震改修促進法第 16 条では、これらの建築物の所有者等に対しても、当該建築物の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない努力義務を課しています。

## ④耐震診断義務付け対象建築物等

耐震改修促進法により不特定多数の者が利用する大規模な建築物は耐震診断を義務付けられています。また、福島県耐震改修促進計画に記載された防災拠点建築物や避難路沿道の建築物（ブロック塀を含む）についても、耐震診断の義務付けを可能としています。

### a. 大規模建築物

特定建築物のうち、耐震改修促進法附則第 3 条で規定する地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物で、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断結果が報告されているものが「要緊急安全確認建築物」となります。

### b. 防災拠点建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、大規模な地震発生時に、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、福島県耐震改修促進計画への記載により耐震診断が義務付けられる「要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）」となります。

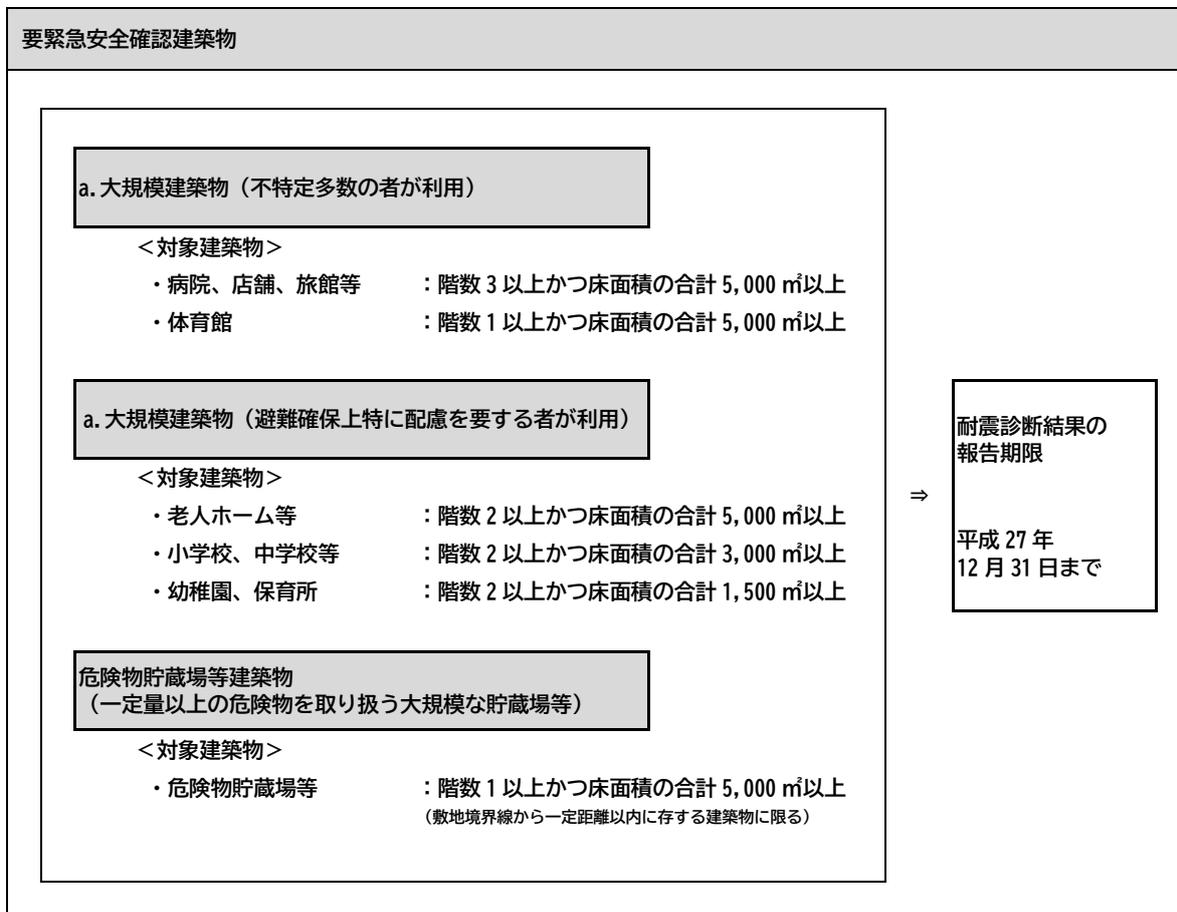
### c. 避難路沿道建築物

大規模な地震の発生により建築物が倒壊した場合に、道路が閉塞し市町村の区域を超える広域的かつ円滑な避難を困難にすることを防止するため、その沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路（特定緊急輸送道路<sup>※6</sup>）を、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、福島県耐震改修促進計画において指定しています。

<sup>※6</sup> 福島県地域防災計画に定める「緊急輸送路線（第 1 次確保路線）」から抽出した 5 路線（国道 4 号（福島市内の一部区間 延長約 10.2km）、国道 6 号（いわき市内の一部区間 延長約 1.7km）、主要地方道小名浜平線（いわき市内の一部区間 延長約 1.4km）、国道 49 号（郡山市内の一部区間 延長約 7.7km）、国道 118 号（会津若松市内の一部区間 延長約 5.5km）  
災害応急対策活動において、必要な資材や要員等の広域的な輸送を行うために、不可欠な道路で優先的に確保すべき路線であり、代替となる第 1 次確保路線（迂回路）が存在しない路線

図 耐震診断の実施と結果の報告義務付け対象建築物等（診断結果報告期限）

福島県耐震改修促進計画において指定 令和5年4月1日時点



福島県耐震改修促進計画において指定 令和5年4月1日時点

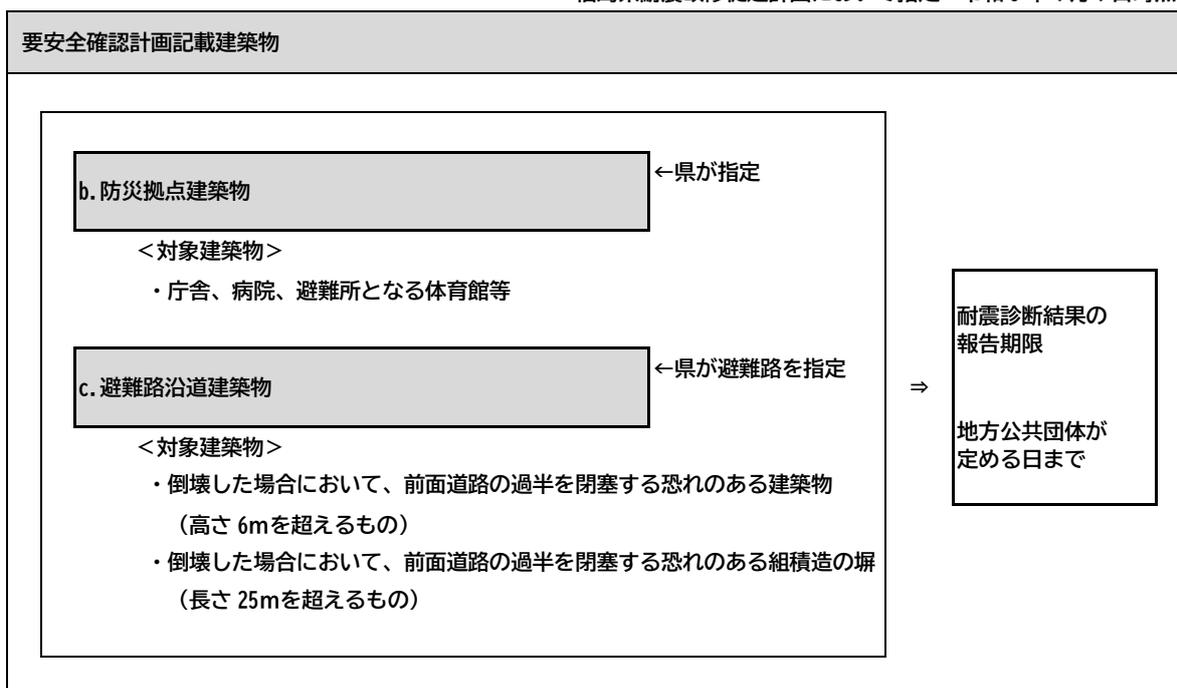


表 特定既存耐震不適格建築物等（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）

第 14 条	用途	法第 14 条の所有者の努力義務及び法第 15 条第 1 項の指導・助言対象建築物	法第 15 条第 2 項の指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物(法附則第 3 条・法第 7 条)		
第 1 号	幼稚園、認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	『要緊急安全確認建築物』 ≧ 大規模建築物	
	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上		階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	-		-
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場					
	集会場、公会堂、展示場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
	ホテル又は旅館					
	博物館、美術館又は図書館					
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留所又は駐車のための施設					
	保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物					
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎又は下宿					-
事務所	-				-	
卸売市場	-				-	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	-				-	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上				階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
第 2 号	危険物貯蔵場等建築物 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
第 3 号	通行障害建築物 (法第 5 条第 3 項第 2 号、第 3 号) (法第 6 条第 3 項第 1 号、第 2 号)	耐震診断義務付け路線沿道の一定の高さ以上の建築物	すべて建築物	指定道路沿道の一定の高さ以上の建築物	沿道	
	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画で指定する道路に接する建築物	耐震診断努力義務路線沿道の一定の高さ以上の建築物		-		

図 大地震発生時に円滑な通行を確保すべき避難路（特定緊急輸送道路）

福島県耐震改修促進計画において指定 令和5年4月1日時点

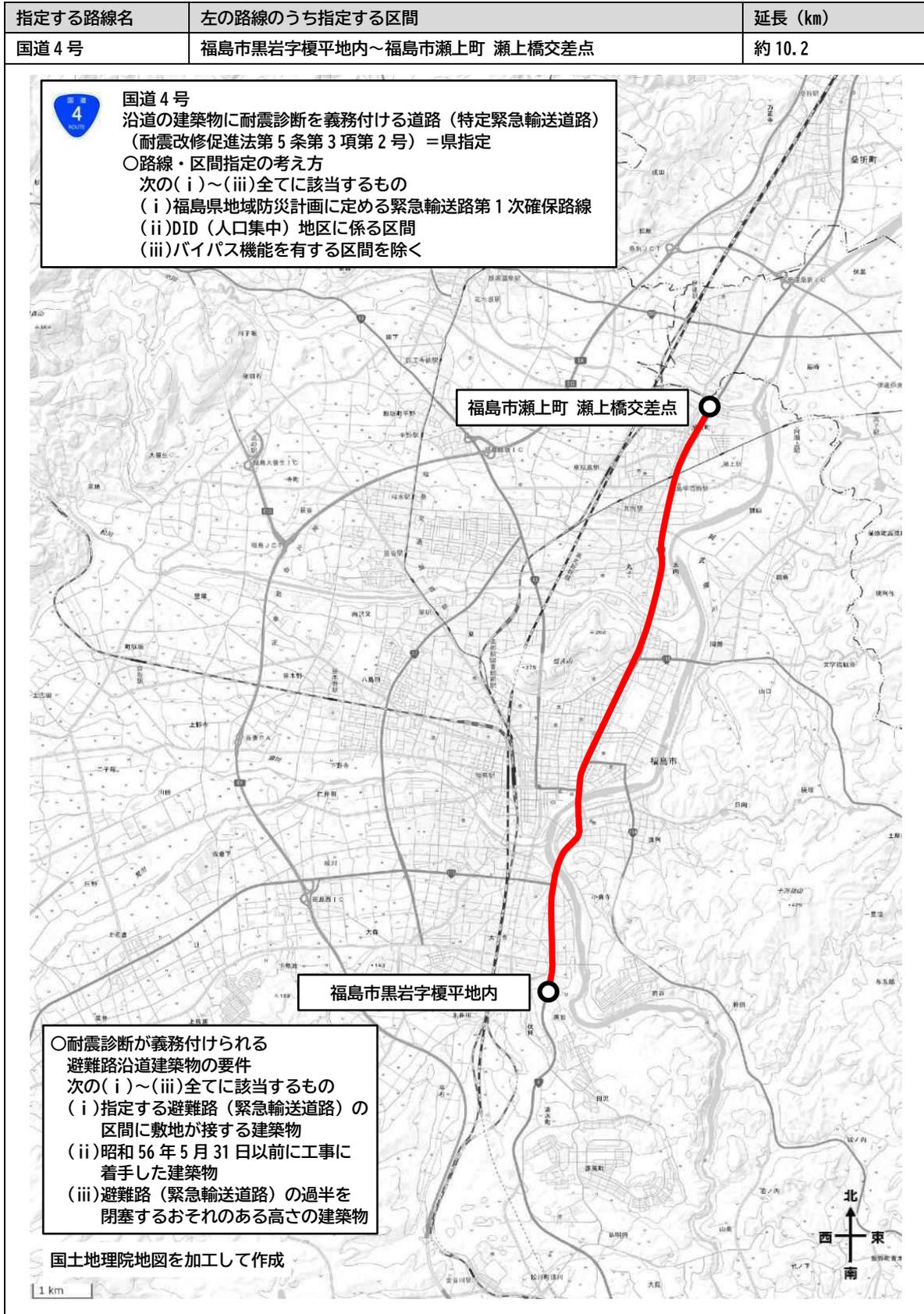


図 緊急輸送路のうち沿道の建築物の耐震化を優先的に促進する路線（地震時の通行確保）

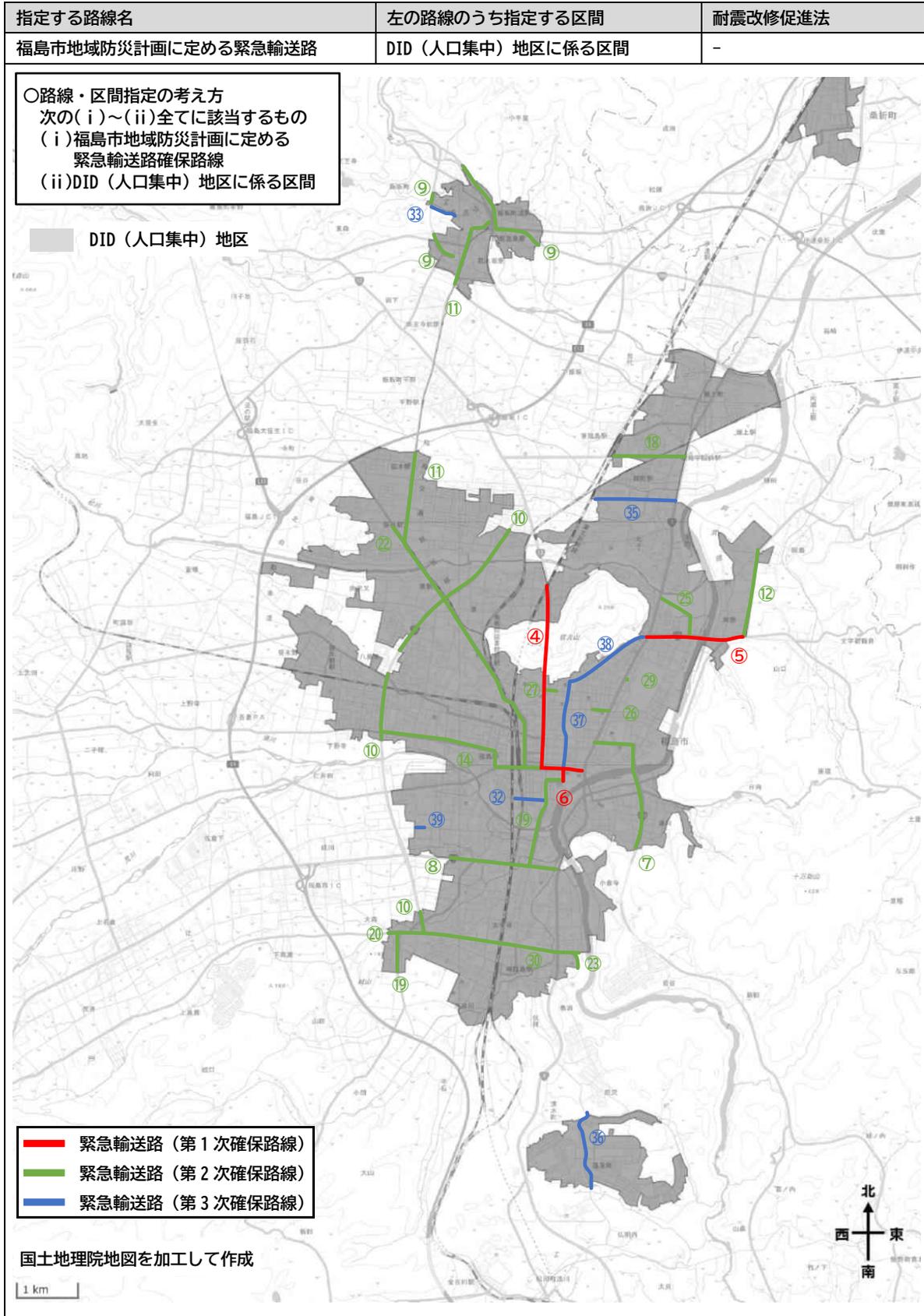


表 防災拠点建築物の対象用途（耐震改修促進法第5条）

対象	備考
庁舎、病院、診療所等	法令により定められている用途 ※法第5条第3項第1号及び政令第2条各号（第22号を除く）
避難所となる体育館等	次のいずれかに該当する建築物 ・市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記載がある又は記載が確実であるもの ・市町村と建築物所有者等で、大規模地震時の被災者受入やサービス提供等に関する協定等を締結したもの
次のいずれかに該当する場合は対象外 ・耐震診断の結果、耐震性を有すると判定（耐震改修の必要がない）されたもの ・耐震改修済み又は耐震改修工事中のもの ・用途廃止、建替え又は現用途以外への用途変更の予定のあるもので、当該事業の確実性を工事請負契約書、予算書、公表済み事業計画等で確認できるもの	

表 避難路沿道建築物の対象要件（耐震改修促進法第5条）

避難路の沿道における耐震診断義務付け対象	対象要件
建築物（政令第4条第1号）	指定した避難路（特定緊急輸送道路）に接する敷地に存する建築物のうち、次の全てに該当するもの ・昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物 ・大地震時に倒壊した場合、指定した避難路（特定緊急輸送道路）の過半を閉塞するおそれがある高さの建築物
ブロック塀等（政令第4条第2号）	指定した避難路（特定緊急輸送道路）に接する敷地に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）のうち、次の全てに該当するもの ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの ・長さが25mを超えるもの ・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超えるもの

図 避難路沿道建築物の対象要件（道路幅員が12mを超える場合）

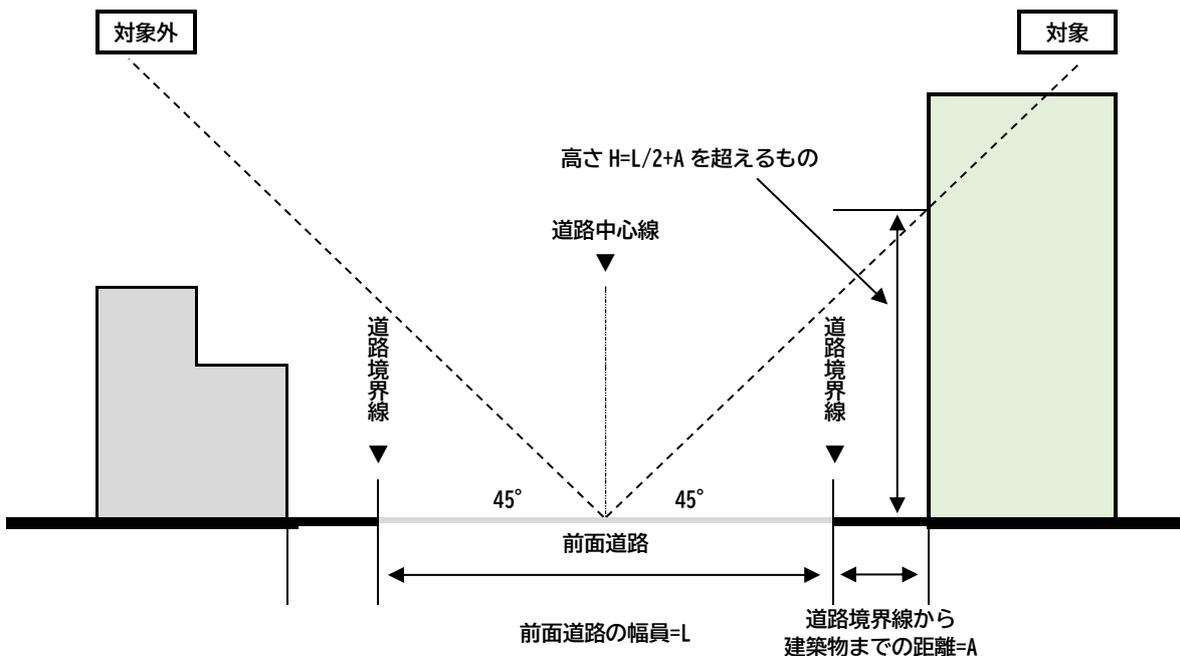


図 避難路沿道建築物の対象要件（道路幅員が 12m 以下の場合）

対象

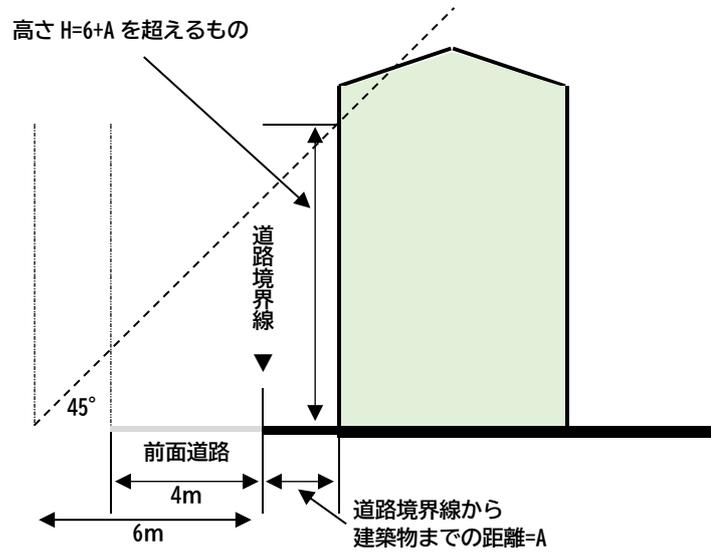
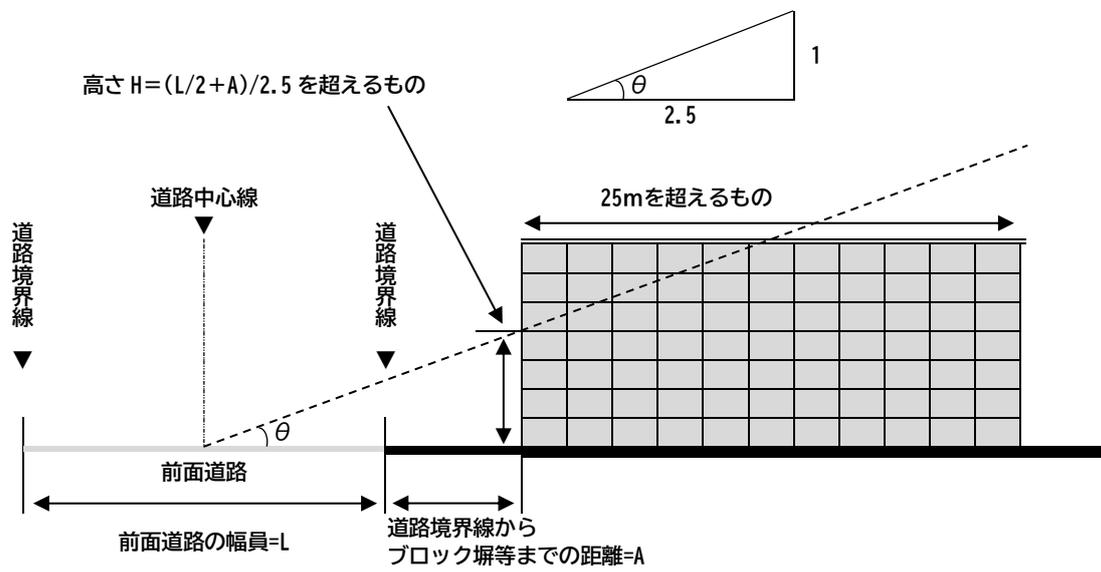


図 避難路沿道建築物の対象となるブロック塀等



### 第3章 想定される地震による被害予測

#### 1 本市において想定される地震及び被害

##### (1) 福島県地震・津波被害想定調査における想定地震

「福島県地震・津波被害想定調査<sup>※7</sup>」では、「福島盆地西縁断層帯を震源とする地震<sup>※8</sup>」「想定東北地方太平洋沖地震」「各市町村直下の地震」が発生した場合での建築物被害等の規模を想定しています。

「福島盆地西縁断層帯」は、宮城県刈田郡蔵王町、同県白石市付近から福島県国見町、同県桑折町を経て福島市土湯温泉町付近に至る全長約 57km の活断層帯です。福島盆地と西側の山地との境界部に断層が存在し、断層の北西側が相対的に隆起する逆断層型の縦ずれ断層です。

「福島盆地西縁断層帯」の主要活断層帯による地震（マグニチュード（以下「M」と表記。）7.1）が発生した場合、断層周辺となる県北部で大きな揺れが予測され、断層直上に位置する福島市、国見町、桑折町では震度6弱～6強となる地域が広がり、一部では震度7となる地震が発生すると予測されます。

図 福島盆地西縁断層帯を震源と想定した地震分布（M7.1）

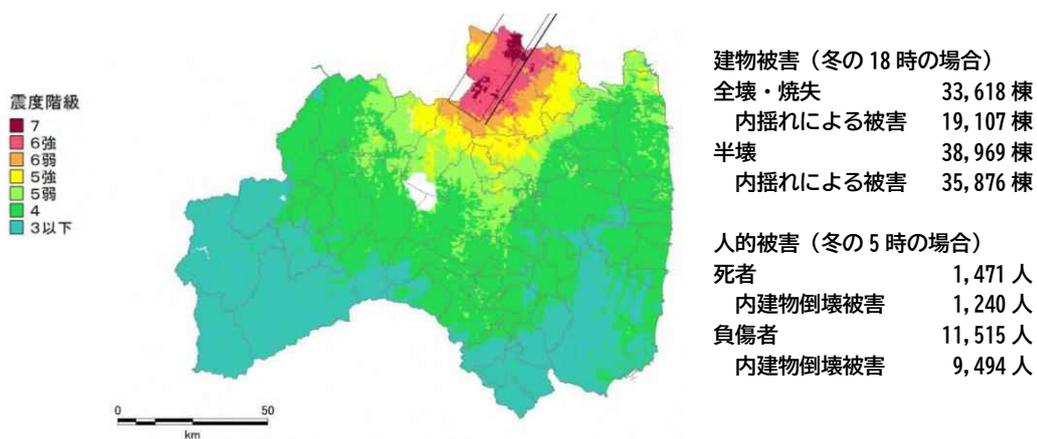
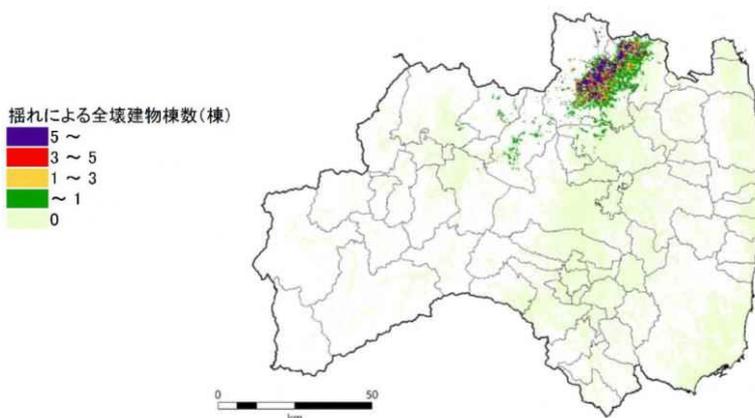


図 福島盆地西縁断層帯を震源（冬）と想定した揺れによる建物全壊棟数分布



※7 平成10年3月に公表した地震被害想定調査結果を、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映した上で、令和4年11月、約24年ぶりに全面的に見直し。地震防災対策特別措置法に基づき、福島県及び市町村の地域防災計画を始めとした防災に係る各種計画の改正に寄与することを目的とした調査。

※8 「福島県地震・津波被害想定調査」では、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地東縁断層帯地震、想定東北地方太平洋沖地震、各市町村直下の地震について、建築物等に対する地震被害を想定

図 想定東北地方太平洋沖地震を想定した地震分布 (M9.0)

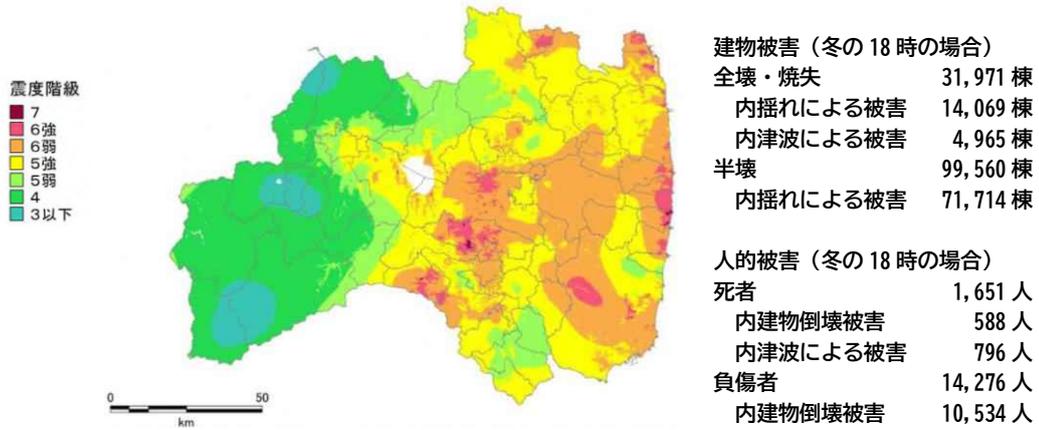


図 想定東北地方太平洋沖地震 (冬) と想定した揺れによる建物全壊棟数分布

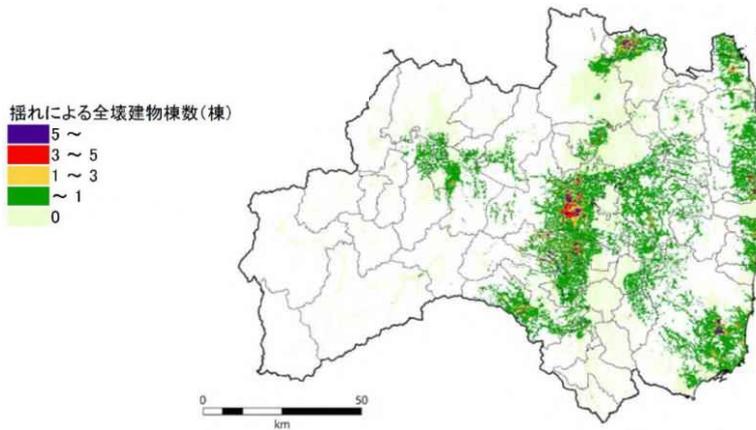
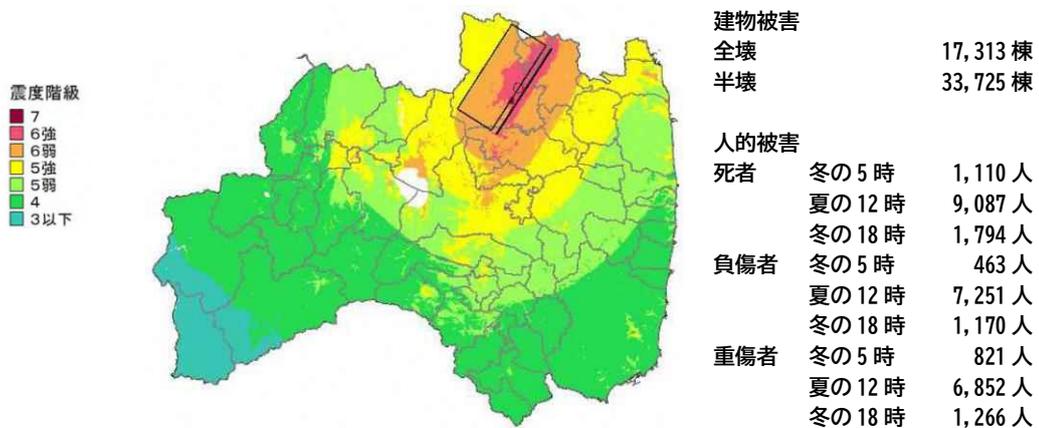


図 福島市直下を震源と想定した地震分布 (M7.3) ※9



※9 各市町村の市町村庁舎直下を中心に発生すると想定した地震

## (2) 福島県地震・津波被害想定調査における想定地震発生時の被害予測

県北地方を震源とする「福島盆地西縁断層帯地震」において、「冬の5時」「夏の12時」「冬の18時」と季節と時間帯が異なる三つ条件下では、最大の被害が「冬の18時」に県北部を中心に33,618棟の建築物が全壊・焼失の被害、38,969棟の建築物が半壊の被害を受けるとされています。

人的被害としては、就寝時の「冬の5時」が最も被害が多く、死者1,471人、負傷者11,515人に及ぶものとされます。火災による被害は、火気の使用機会が多くなる「冬の18時」が最も多くなるとされています。

また、「冬の18時」の避難者数の想定としては、発災直後においては、断水による避難は発生しない想定であり、建物被害による避難者53,726人が発生、1週間後までには断水による避難者が発生、徐々に増加し85,402人まで達する。1か月後までになると徐々に上水道が復旧し、断水による避難者が自宅に戻るため断水による避難者が減少し53,764人になるとされています。

福島市直下型地震においては、建築物総数の約10%の17,313棟が全壊、約19.5%の33,725棟が半壊するとされています。

図 活断層位置及び被害想定結果の概要

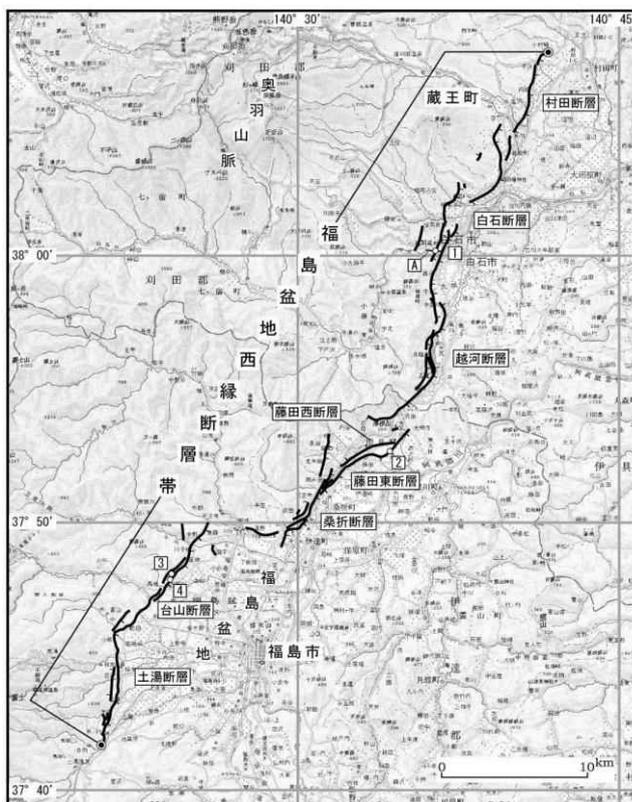


図2 福島盆地西縁断層帯の位置と主な調査地点  
 1: 菅生田地点 2: 森山地点 3: 大菅生B地点 4: 大菅生A地点  
 A: 反射法弾性波探査測線(文献7)  
 ●: 断層帯の北端と南端  
 断層の位置は文献3に基づく。  
 基図は国土地理院発行数値地図200000「仙台」「福島」を使用。

区分	福島盆地西縁断層帯地震	
想定地震	全国地震動予測地図を参考に断層モデルを設定 規模：M7.1 断層パラメータ：長さ 57 km	
想定震度	最大震度 7	
前提条件	季節：冬 時刻：18時 風速：8m/秒	
建物被害	冬の5時	25,159 棟
	夏の12時	26,204 棟
	冬の18時	33,618 棟
死者	冬の5時	1,471 人
	夏の12時	749 人
	冬の18時	1,434 人
負傷者	冬の5時	11,515 人
	夏の12時	10,520 人
	冬の18時	13,910 人
避難者	冬の5時	48,283 人
	夏の12時	49,536 人
	冬の18時	53,726 人
ライフライン等の被災直後の被害想定は、電力停電人口 405,544 人、上水道断水人口 257,383 人、下水道機能支障人口 166,146 人、都市ガス供給停止戸数 42,913 戸、通信（固定電話）不通回線数 70,919 回線。 緊急輸送道路被害箇所数（揺れ）101 箇所、鉄道（在来線等）被害箇所数（揺れ）460 箇所に被害と予想。 福島県地震・津波被害想定調査		

出典 地震調査研究推進本部<sup>※10</sup>資料  
 福島盆地西縁断層帯の長期評価について

※10 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、一元的に推進するため、文部科学省に設置された政府の特別の機関

都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設をはじめとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をもたらすとされています。

表 建物構造別・建築年代別棟数（揺れによる建物被害予測に基づく年代）【福島市】

令和2年4月1日時点 固定資産台帳データ 棟数

区分	1962年以前	1962年～71年	1971年以前	1972年～80年	1972年～81年	1981年～89年	1992年以降	1990年～2001年	2002年以降	合計	
木造	21,220	19,948	-	30,583	-	21,179	-	24,194	21,571	138,695	172,872
RC造	-	-	667	-	1,794	-	5,938	-	-	8,399	
S造	-	-	1,713	-	5,363	-	18,702	-	-	25,778	

表 建物構造別・建築年代別棟数（液状化による建物被害予測に基づく年代）【福島市】

令和2年4月1日時点 固定資産台帳データ 棟数

区分		1974年以前	1975年～83年	1980年以前	1981年以降	1984年以降	合計	
木造		-	-	71,751	66,944	-	138,695	138,695
非木造	杭あり	654	1,388	-	-	5,663	7,705	34,177
	杭なし（全世代）	-	-	-	-	-	26,472	

表 建物被害（福島盆地西縁断層帯の地震 風速 8m/s）【福島市】

棟数

条件	液状化		揺れ		急傾斜地		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
冬の5時	267	1,627	13,700	25,319	4	8	4,835	18,806	26,955
夏の12時	267	1,627	13,700	25,319	4	8	5164	19,135	26,955
冬の18時	267	1,627	13,700	25,319	4	8	11,155	25,126	26,955

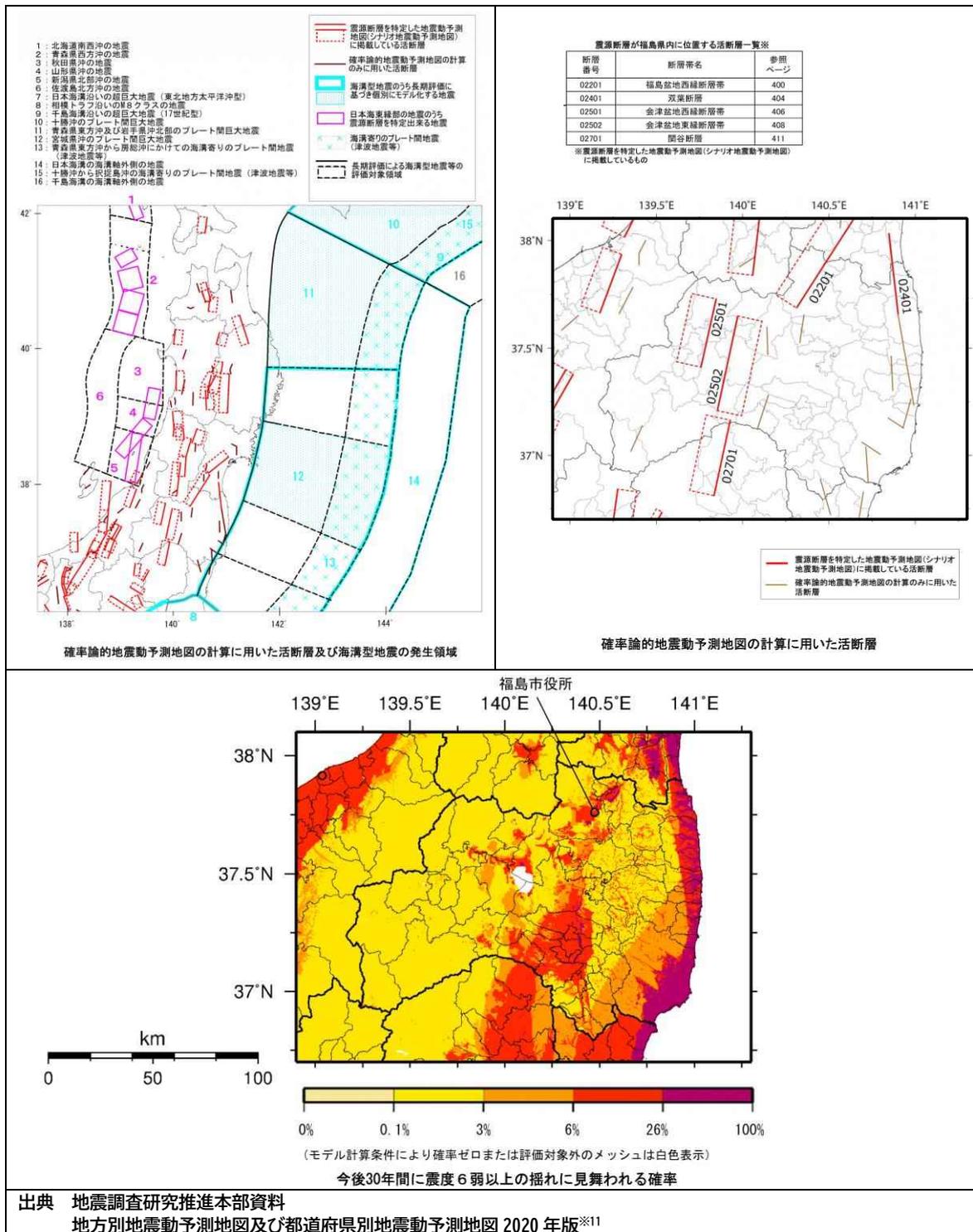
表 人的被害（福島盆地西縁断層帯の地震 風速 8m/s）【福島市】

人

条件	死者						負傷者					
	建物倒壊		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	合計	建物倒壊		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	合計
	内屋内収容物等						内屋内収容物等					
冬の5時	889	12	-	203	-	1,092	6,795	251	1	1,744	-	8,570
夏の12時	371	10	-	200	-	571	5,339	199	-	2,252	-	7,592
冬の18時	658	9	-	426	-	1,084	5,098	190	-	5,324	1	10,423

### (3) 全国地震動予測地図

図 活断層及び海溝型地震の発生領域



※11 国民の防災意識の向上や効果的な地震防災対策を検討する上での基礎資料として活用されることを目的に、公表される確率論的地震動予測地図（今後30年間に震度6弱以上の強い揺れに見舞われる可能性を示す）、震源断層を特定した地震動予測地図（特定の断層で地震が起きた場合にその断層の周辺がどれ位揺れるかを予測）、長周期地震動予測地図（想定した巨大地震による長周期の揺れを評価）

## 2 主な震災と被害の履歴

### (1) 被害履歴

本市に被害をもたらした最大の地震は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」です。この地震は国内で観測された最大規模の地震であり、本市では、最大震度 6 弱を観測しました。余震活動も非常に活発で、震災の年は震度 1 以上の地震を 845 回観測しました。住家を中心に多数の被害が発生しました。

震度 5 以上を観測した主な地震の発生状況は以下のとおりです。

表 本市における主な地震被害

年月日	地震名（震源）	M	被害状況
1978（昭和 53 年） 6 月 12 日	宮城県沖地震	7.4 （震度 5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 29 名（重傷 3 名、軽傷 26 名）</li> <li>・建物被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>住家 全壊 5 棟 半壊 4 棟</li> <li>非住家 全壊 7 棟 半壊 11 棟 一部損壊 158 棟</li> </ul> </li> <li>・公共施設被害 建物被害 115 件 道路、橋梁、林道等の損壊 27 件</li> </ul>
2005（平成 17 年） 8 月 16 日	宮城県沖地震	7.2 （震度 6 弱）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物被害 屋根瓦落下破損等 28 棟</li> <li>・公共施設被害 水道施設被害 1 件 水路被害 1 件 行政施設被害 36 件</li> </ul>
2011（平成 23 年） 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	9.0 （震度 6 弱）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 36 名（死亡 17 名、重傷 2 名、軽傷 17 名）</li> <li>・建物被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>住家 全壊 204 棟 大規模半壊 330 棟 半壊 3,650 棟 一部損壊 6,549 棟</li> <li>非住家 全壊 540 棟 大規模半壊 308 棟 半壊 1,269 棟 一部損壊 1,139 棟</li> </ul> </li> <li>・公共施設被害 建物被害 292 件 行政施設被害 33 件</li> </ul>
2021（令和 3 年） 2 月 13 日	福島県沖地震	7.3（暫定値） （震度 6 弱）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 16 名（死亡 1 名、重傷 2 名、軽傷 13 名）</li> <li>・建物被害（令和 3 年 10 月 31 日時点） <ul style="list-style-type: none"> <li>住家 全壊 66 棟 大規模半壊 62 棟 中規模半壊 150 棟 半壊 705 棟 準半壊 1,824 棟 一部損壊 2,622 棟</li> </ul> </li> <li>・公共施設被害 建物被害 227 件 上水道断水 246 戸、漏水 95 箇所</li> </ul>
2022（令和 4 年） 3 月 16 日	福島県沖地震	7.4（暫定値） （震度 6 弱）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 17 名（軽傷 17 名）</li> <li>・建物被害（令和 5 年 3 月 29 日時点） <ul style="list-style-type: none"> <li>住家 全壊 60 棟 大規模半壊 99 棟 中規模半壊 238 棟 半壊 1,024 棟 準半壊 1,955 棟 一部損壊 3,438 棟</li> </ul> </li> <li>・公共施設被害 建物被害 163 件 漏水 29 箇所</li> </ul>

## (2) 大地震による建物被害

表 東日本大震災（平成 23 年）の本市の建物被害状況

被害区分		件数	割合 (%)	合計
民間建築物				13,989 棟
住家	全壊	204 棟	1.9	10,733 棟
	大規模半壊	330 棟	3.1	
	半壊	3,650 棟	34.0	
	一部損壊	6,549 棟	61.0	
非住家	全壊	540 棟	16.6	3,256 棟
	大規模半壊	308 棟	9.5	
	半壊	1,269 棟	38.9	
	一部損壊	1,139 棟	35.0	
市有建築物		損壊		292 件

表 福島県沖地震（令和 3 年）の本市の建物被害状況

令和 3 年 10 月 31 日時点

被害区分		件数	割合 (%)	合計	
民間建築物	住家	全壊	66 棟	1.2	5,429 棟
		大規模半壊	62 棟	1.1	
		中規模半壊	150 棟	2.8	
		半壊	705 棟	13.0	
		準半壊	1,824 棟	33.6	
		一部損壊	2,622 棟	48.3	
市有建築物		損壊		227 件	

## (3) 阪神・淡路大震災（都市型地震の特徴的な被害）

平成 7 年 1 月 17 日に発生した「兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」では、約 25 万棟の住家が全半壊し、6,434 名（平成 18 年 5 月 19 日 消防庁）の尊い命が失われました。この地震による住宅・建築物の倒壊等によって圧死、窒息死された方は 80%以上を占めるとされます。

住家被害数約 64 万棟のうち全壊住家数は 104,906 棟（平成 18 年 5 月 19 日 消防庁）であり、建築年別の被害状況では、旧耐震基準で建設された建築物に倒壊等の被害が多く、特に神戸市内の長田区など老朽木造住宅密集市街地における倒壊と大規模火災の被害が激しく、また、避難生活者も約 31.7 万人に上りました。※東日本大震災では、圧死、窒息死された方は 4%程度であるとされます。



写真提供 神戸市

## 第4章 建築物の耐震化の実施に関する目標

### 1 耐震化の現状

#### (1) 住宅の現状

住宅は5年毎に実施される住宅・土地統計調査（総務省統計局）の結果により住宅総数等を推計しており、平成19年度、令和2年度の耐震化率はそれぞれ平成15年、平成30年の同調査による推計値を基に算出しています。

平成19年度から令和2年度にかけて住宅の総数は約2万戸増加しており、耐震化率は70.0%から87.9%に増加していますが、そのほとんどが建替え又は新築によるものであり、平成23年度から実施している木造住宅耐震改修助成事業を活用した住宅耐震改修工事によるものは圧倒的に少ない現状となっています。

表 住宅の耐震化の現状

平成30年住宅・土地統計調査からの推計 戸数

区分	昭和56年 以前の住宅 A	昭和57年 以降の住宅 C	住宅総数 D (A+C)	耐震性を 有する住宅数 E(B+C)	耐震性が不足 する住宅数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
木造	26,388 (35,520)	57,532 (41,580)	83,920 (77,100)	69,585 (52,240)	14,335 (24,860)	82.9 (67.8)
	12,053 (10,660)					
非木造	6,295 (7,500)	32,705 (17,600)	39,000 (25,100)	38,418 (19,300)	582 (5,800)	98.5 (76.9)
	5,713 (1,700)					
合計	32,683 (43,020)	90,237 (59,180)	122,920 (102,200)	108,003 (71,540)	14,917 (30,660)	87.9 (70.0)
	17,766 (12,360)					

※（ ）平成15年の数値

#### ※算出方法

福島県耐震改修促進計画（令和3年改定）に、耐震診断及び耐震改修のデータから耐震化率を算出する方法が例示

住宅・土地統計調査の建築時期の区分を、昭和56年以前と昭和57年以降に按分

住宅・土地統計調査の構造区分のうち、木造及び防火木造は「木造」、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他は「非木造」として算出

住宅・土地統計調査の耐震診断の有無より、耐震性が確保されている戸数の割合を算出し、旧耐震（耐震改修をしたものを除く）の戸数にかけて耐震性を有する住宅数を算出

住宅・土地統計調査の耐震改修の状況より、昭和56年以前の改修済み住宅数を算出



写真提供 災害写真データベース

## (2) 特定建築物の現状

平成 19 年度から令和 3 年度にかけて特定建築物の総数は 1,054 棟から 1,025 棟に減少しており、耐震化率は 54.9%から 84.3%に増加しています。

所有区分毎の耐震化率は、公共建築物の 95.9%に対し、民間建築物は 74.6%と低く、民間建築物の耐震化が進んでいない状況です。そのため、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の必要性の啓発や耐震対策に対する意識向上の促進が必要となります。

表 特定建築物の耐震化の現状

平成 19 年度～令和 4 年度 棟数						
区分	昭和 56 年 以前の建築物 A	昭和 57 年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
特定 建築物	408 (594)	617 (460)	1,025 (1,054)	864 (579)	161 (475)	84.3 (54.9)
	247 (119)					
民間	207 (294)	351 (232)	558 (526)	416 (239)	142 (287)	74.6 (45.4)
	65 (7)					
公共	201 (300)	266 (228)	467 (528)	448 (340)	19 (188)	95.9 (64.4)
	182 (112)					
国等	9 (15)	17 (10)	26 (25)	26 (18)	0 (7)	100.0 (72.0)
	9 (8)					
県	82 (136)	105 (88)	187 (224)	186 (147)	1 (77)	99.5 (65.6)
	81 (59)					
市	110 (149)	144 (130)	254 (279)	236 (175)	18 (104)	92.9 (62.7)
	92 (45)					

※ ( ) 平成 19 年の数値

民間建築物のうち、防災拠点建築物となる病院・診療所（協定等の締結により位置づけたもの）や避難路沿道建築物以外の病院、診療所については、耐震診断の義務付け対象ではありませんので、建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修に努めること（努力義務）とされています。病院、診療所は地域防災上耐震対策が必要な建築物であることから、所有者に対し、耐震診断や耐震改修の普及啓発の取り組みが重点的に必要となります。

表 特定建築物のうち民間建築物の病院、診療所耐震化の現状

令和 5 年 3 月末時点 棟数						
区分	昭和 56 年 以前の建築物 A	昭和 57 年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
病院、 診療所	8	26	34	29	5	85.3
	3					

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物等の現状

耐震診断を義務付けている大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物については、それぞれ期限を設けて耐震診断結果の報告を求めています。

表 耐震診断義務付け対象建築物等の診断結果報告

令和 5 年 3 月末時点

区分	指定年月日	診断結果報告期限	指定者	
a. 大規模建築物	平成 25 年 11 月 25 日	平成 27 年 12 月 31 日	国	
b. 防災拠点建築物	第 1 次指定	平成 28 年 7 月 25 日	平成 30 年 12 月 31 日	県
	第 2 次指定	平成 29 年 7 月 13 日	令和元年 12 月 31 日	県
c. 避難路沿道建築物	建築物	平成 29 年 7 月 13 日	令和 3 年 12 月 31 日	県
	ブロック塀	令和 3 年 12 月 20 日	令和 5 年 12 月 31 日	県

#### a. 大規模建築物『要緊急安全確認建築物』

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物で、耐震改修促進法附則第 3 条の規定により平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断結果が報告されているものは、令和 5 年 3 月末時点で 23 棟となっています。

本市では、平成 28 年に大規模建築物の耐震診断結果を公表しました。対象建築物 23 棟のうち、18 棟（78.3%）が耐震性を有しています。

耐震改修を要する民間建築物のうち 1 棟は解体予定（調査時点）となっていますが、残りの 1 棟については資金等の問題などから計画は未定となっています。また、市有建築物の 3 棟は、建替えや複合化、再整備を検討することとなっています。

表 大規模建築物の耐震化の現状

令和 5 年 3 月末時点 棟数

区分	昭和 56 年 以前の建築物 A	昭和 57 年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
大規模 建築物	23	-	23	18	5	78.3
	18					
民間	6	-	6	4	2	66.7
	4					
公共	17	-	17	14	3	82.4
	14					
国等	-	-	-	-	-	-
	-					
県	3	-	3	3	0	100.0
	3					
市	14	-	14	11	3	78.6
	11					

表 大規模建築物のうち市有建築物の用途別耐震化の現状（耐震診断結果公表）

令和5年3月末時点

区分	総数	耐震化率(%)	耐震性が不足する建築物		
			棟数	耐震化の方針	
市有建築物					
学校教育 系施設	小学校	6	100.0	-	-
	中学校	6	83.3	1	建替え予定
文化・ 社会教育 系施設	福島市市民会館	1	0.0	1	解体予定
	福島市公会堂、中央学習センター 福島市立図書館	1	0.0	1	解体予定 再整備を検討

b. 防災拠点建築物『要安全確認計画記載建築物』

本市では、令和元年に防災拠点建築物の耐震診断結果を公表しました。防災拠点建築物については、民間建築物が対象建築物11棟のうち、10棟が耐震性を有しており、耐震性が不足する1棟については、耐震改修又は建替えの両面で検討中となっています。

市有建築物の対象建築物43棟（第1次指定43棟 第2次指定1棟）のうち、耐震性が不足する3棟については、今後、建替えや集約化を検討することとなっています。

表 防災拠点建築物の耐震化の現状

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A	昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
防災拠点 建築物	54	-	54	50	4	92.6
	50					
民間	11	-	11	10	1	90.9
	10					
公共	43	-	43	40	3	93.0
	40					
国等	-	-	-	-	-	-
	-					
県	-	-	-	-	-	-
	-					
市	43	-	43	40	3	93.0
	40					

※建替えにより指定時より1棟減

表 防災拠点建築物のうち市有建築物の用途別耐震化の現状（耐震診断結果公表）

令和5年3月末時点

区分	総数	耐震化率(%)	耐震性が不足する建築物		
			棟数	耐震化の方針	
市有建築物					
学校教育 系施設	小学校	校舎	11	100.0	
		屋内運動場	13	100.0	
	中学校	校舎	10	100.0	
		屋内運動場	4	100.0	
子育て支援 系施設	児童センター	1	100.0	(1)	
消防系 施設	消防署	1	0.0	1	解体予定
	出張所	2	0.0	2	集約化を検討
その他 公益施設	衛生処理場（汚泥処理棟）	1	100.0	(1)	

※（ ）耐震診断の結果、耐震性を有すると判定された建築物

c. 避難路沿道建築物『要安全確認計画記載建築物』

大規模な地震発生時に、円滑な通行を確保すべき避難路（特定緊急輸送道路）沿道の建築物については、耐震診断の報告期限が令和3年12月31日となっており、本市では、令和4年10月に避難路沿道建築物の耐震診断結果を公表しました。令和5年3月末時点で、対象建築物は9棟となっています。そのうち3棟については耐震性を有していることを確認しています。なお、耐震診断義務付け対象となるブロック塀は、令和3年の時点で、本市では存在しません。

また、令和3年度に、耐震性が不足する建築物のうち1棟について、福島市建築物耐震改修工事助成事業を活用し、解体撤去しました。

表 避難路沿道建築物の耐震化の現状

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A	昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
避難路沿道 建築物	9	-	9	3	6	33.3
	3					

(4) 市有建築物

本計画において耐震化の対象とする市有建築物は、令和5年4月1日時点で、435棟となります。

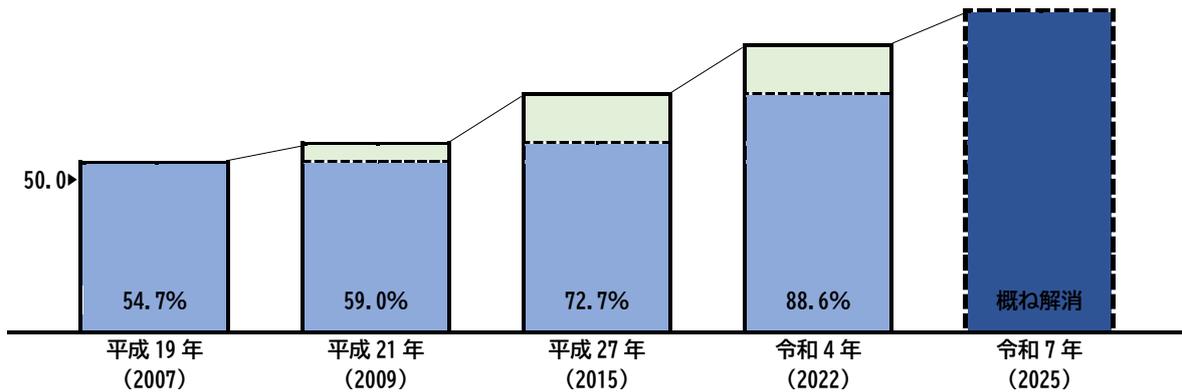
本計画では、市有建築物が、震災時に震災対策の拠点として使用されることから、福島県地域防災計画を参酌し、大規模な地震発生時に、応急対策活動の拠点となる行政機関庁舎、消防署、指定避難所等のうち、特定建築物等に該当しない規模の建築物を災害時に重要な機能を果たす「防災上重要建築物」と位置づけ、特定建築物等とともに耐震化の促進に取り組むこととしています。

表 防災上重要建築物の対象用途

区分		構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	適用
防災拠点施設	連絡通信・活動指令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	市庁舎、消防署、保健所 その他これらに類する災害時に重要な機能を果たす施設	
避難施設※12	被災住宅の避難場所（避難地）としての期待を担う特定施設	市立小学校・中学校 学習センター 市立体育館	当該用途に供する面積が300㎡未満の施設を除く
居住施設※13	居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応すべき施設	市営住宅	
その他の施設	上記の施設を除く、一定面積以上を保有する施設	保育所、児童センター 観光施設	当該用途に供する面積が500㎡以上の施設 (幼稚園等は300㎡以上)

※その他の施設は、令和5年改定で位置づけ

図 市有建築物の耐震化の推移



特定建築物等及び防災上重要建築物のうち、既存耐震不適格建築物は、平成19年時点では、187棟ありましたが、令和4年度までに、耐震性を有する建築物が163棟増え、耐震化率は54.7%から89.4%に増加しました。しかしながら、令和2年度までに目標とする95%には至りませんでした。



耐震補強 事例



※12 福島市地域防災計画に指定避難所として位置づけられているもの

※13 仮設住宅としての対応が見込まれる耐火構造のもの

表 市有建築物の耐震化の現状

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A		昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B						
市有 建築物	215 (239)		220 (174)	435 (413)	389 (226)	46 (187)	89.4 (54.7)
	169 (52)						
特定 建築物	110		144	254	236	18	92.9
	92						
大規模 建築物	14		-	14	11	3	78.6
	11						
防災拠点 建築物	43		-	43	40	3	93.0
	40						
防災上 重要 建築物	62		76	138	113	25	81.9
	37						

※ ( ) 平成19年の数値

表 市有建築物の用途別耐震化の現状

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A		昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B						
市有 建築物	215		220	435	389	46	89.4
	169						
学校教育 系施設	122		86	208	198	10	95.2
	112						
子育て 支援系 施設	18		7	25	18	7	72.0
	11						
文化・ 社会教育 系施設	11		17	28	17	10	64.7
	1						
スポーツ 系施設	2		10	12	11	1	91.7
	1						
保健福祉 系施設	1		3	4	3	1	75.0
	0						
住宅 系施設	51		67	118	107	11	90.7
	40						
行政 系施設	3		17	20	18	2	90.0
	1						
消防 系施設	3		5	8	5	3	62.5
	0						
その他 公益施設	4		8	12	11	1	91.7
	3						

## 2 耐震化の課題

### (1) 民間建築物

耐震化が進まない大きな要因の一つとして、耐震改修に要する費用負担が大きいことがあります。そのほかにも、工事中の使用が制約（テナントや入居者に迷惑をかけたくない）されることへの懸念や工法・費用・効果等が適切であるかどうかの判断が難しいこと、業者の選定が難しいこと、耐震化が必要かどうか分からないこと等があります。

耐震化には、建築物の所有者等の意思に大きく左右されるため、法的な強制力がない民間建築物は、計画的な耐震化が容易ではありません。また、住宅については築 50 年を超えるものが多く、所有者等が高齢化しているものもあり、耐震化に関する理解を深めるため、さらなる啓発の必要性があります。今後は、築年数を考慮すると耐震改修のみの検討ではなく、建替えも選択肢の一つとして検討していかなければなりません。

### (2) 市有建築物

市有建築物については、それらの多くが震災時の避難所など、震災対策の拠点として使用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、優先的及び重点的に耐震化すべき建築物であることから、耐震化に積極的に取り組む必要があります。

用途別に耐震化率を比較すると、耐震化の進捗にばらつきが見られることから、今後も継続して使用する施設については耐震化の時期を定め、計画的にこれを実施する必要があります。

また、福島市公共施設等総合管理計画【追補版】（令和 4 年 3 月）においても、公共施設の改修・更新に係る将来費用への影響から、施設の適切な保全、大規模改修を含めた長寿命化に向けた具体的な対策などを施設ごとに検討していく必要があるとしています。

今後の公共施設の将来費用の縮減に向けて、総量管理、適正配置、効率的な維持管理等に努めるとともに、適正規模による新たな施設整備のみならず、長寿命化対策の前提となる既存施設の早期の耐震化や施設廃止を含めた検討に取り組む必要があります。

## 3. 個別計画策定による将来費用への影響

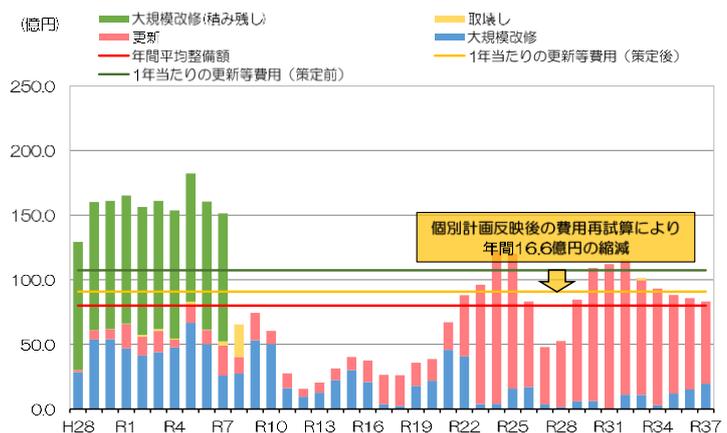
### (1) 公共施設の改修・更新に係る将来費用の見通し（個別計画反映後）

施設分類ごとに策定した個別計画に基づき、下記のような条件で今後 40 年間の公共施設の改修・更新に係る費用を再試算すると、総額は約 3,632 億円と推計され、年平均での費用は約 90.8 億円と想定されます。

したがって、個別計画反映後の公共施設の費用縮減額は、665 億円（年平均 16.6 億円）と試算されます。

#### 【公共施設の個別計画策定による費用縮減額】

- 個別計画策定前 年平均 107.4 億円（40 年間総額 4,297 億円／40 年間）
- 個別計画策定後 年平均 90.8 億円（40 年間総額 3,632 億円／40 年間）
- 個別計画策定による年平均費用縮減額 107.4 億円－90.8 億円＝16.6 億円



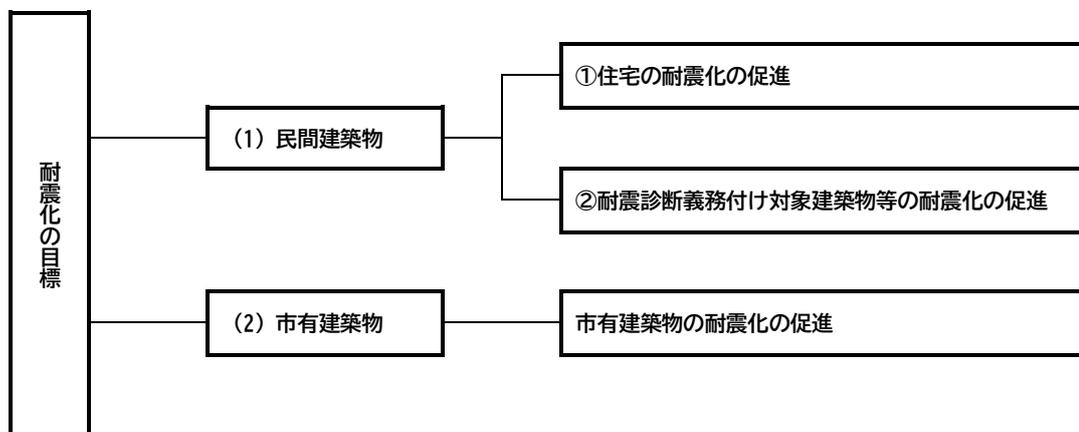
図B 公共施設の改修・更新に係る将来費用の見通し（個別計画反映後）

#### 【個別計画に沿った試算条件】

- 個別計画において『廃止』や『集約化』を検討する施設については、大規模改修を行わずに取り壊し費用のみ計上し、大規模改修・更新等費用は計上しない。
- それ以外の施設については建築 30 年経過時に大規模改修（長寿命化改修）を実施、70 年経過で更新。
- 当初費用と個別計画を反映後の費用を比較するため、個別計画に記載された施設のみで改修・更新等に係る費用を試算。

出典 福島市公共施設等総合管理計画【追補版】（令和 4 年 3 月）

### 3 耐震化の目標



#### (1) 民間建築物

##### ①住宅

表 住宅の耐震化率の目標値

区分	住宅 総数	耐震性を 有する 住宅数	耐震性が 不足する 住宅数	耐震化率(%)		
				現在 (令和3年度)	目標	
					(令和7年度)	(令和12年度)
住宅	122,920	108,003	14,917	87.9	95.0	概ね解消

本計画では、令和12年度までに、耐震性が不足する住宅を概ね解消することを目標とします。

大規模な地震の発生による被害を軽減するためには、建築物ストックの多数を占める「住宅」の倒壊等を減らすことが重要です。

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準（昭和56年以前）で建設された住宅の約64%が大きな被害<sup>※14</sup>（倒壊、崩壊及び大破、中破）を受けました。新耐震基準の住宅被害が全体の約1/4に対して、旧耐震基準の住宅被害は約2/3に達しており、約2.7倍となっています。

平成30年の時点で、大規模な地震発生時に、倒壊や崩壊する危険性の高い旧耐震基準で建設された住宅は、約14,900戸残っていると見込まれます。

平成15年～平成30年の15年の間に旧耐震基準の住宅は約10,300戸減少しました。これらの結果から、年間約690戸が滅失又は建替えにより減少していると推計されます。

住宅総数は、新築や滅失又は建替え戸数の変化により増減することから、令和7年度における住宅総数を推計すると約124,780戸（耐震診断の結果、耐震性を有すると判定された住宅を含む）となり、これに令和7年度の耐震化の目標率95%を乗じると、住宅総数に対する目標戸数は約118,541戸となります。

令和7年度までに耐震化率95%を達成するためには、今後、耐震性が不足する住宅約6,700戸のうち滅失又は建替えが進むと想定される住宅を差し引いた約6,370戸の耐震化を図る必要があります。そのため、老朽化した住宅の建替え促進を図るとともに現在の耐震改修のペースを一層早める必要があります。

※14 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針被災度調査 主要構造部位（基礎、床組、軸組、耐力壁、仕上材、屋根）の損傷率、損傷状況を調査。被災度ランク概ね30～40%以上を中破、60～65%以上を大破、85%以上を倒壊と区分

図 住宅戸数と耐震化を行うべき住宅戸数の推計

平成 30 年住宅・土地統計調査からの推計 戸数

昭和 57 年以降の住宅 C	昭和 56 年以前の住宅 A	
新耐震基準	耐震性有 B	耐震性が不足
90,237	17,766	14,917
木 57,532 非 32,705	木 12,053 非 5,713	木 14,335 非 582
住宅総数 122,920		

令和 7 年(推計値)	昭和 57 年以降の住宅 C		昭和 56 年以前の住宅 A			減失
	維持	新築・建替え	耐震性有 B	診断	耐震性が不足	
	89,393	10,500	13,748	4,434	6,705	
	住宅総数 124,780					
目標=95%	118,541					

6,370

耐震化が求められる住宅

※算出方法

昭和 56 年以前の住宅 平成 15 年からの増減率 木造：-25.7% 非木造：-16.1%

耐震診断の結果、耐震性を有すると判定された割合 木造：37.5% 非木造：90.2%

新築・建替えの戸数 平成 15 年から 31,057 (約 2,070/年) 増加 今後の推計 平均の約 75% (約 1,500/年)

昭和 57 年以降の住宅 建替え増減率 築 40 年を超える戸数を考慮 昭和 56 年以前の住宅増減率の 5%

木造：-1.285% 非木造：-0.805%

※令和 7 年(推計値)

昭和 56 年以前の住宅

耐震性有 B 木造：12,053×-25.7%=-3,098 非木造：5,713×-16.1%=-920 計 13,748

耐震性が不足 木造：14,335×-25.7%=-3,684 非木造：582×-16.1%=-94 計 11,139

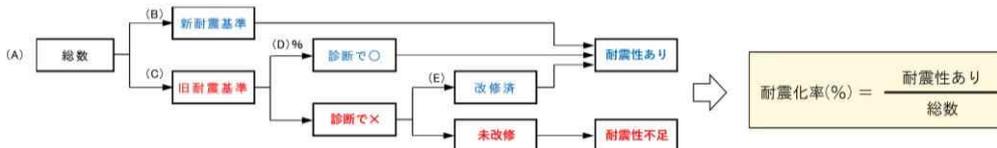
耐震診断結果 木造：(14,335-3,684)×37.5%=3,994 非木造：(582-94)×90.2%=440 計 4,434 (耐震性有)

昭和 57 年以降の住宅

解体・除却 木造：57,532×-25.7%×5%=-739 非木造：32,705×-16.1%×5%=-105 計 89,393

新築・建替え 1,500/年×7年=10,500

図 住宅の耐震化率の推計方法



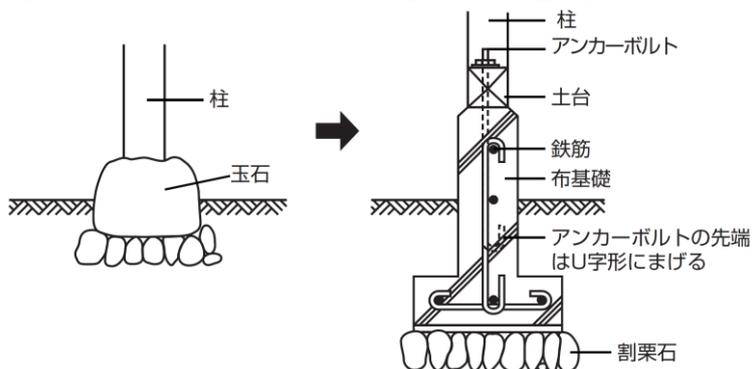
これまでの推計方法	H30耐震化率における推計方法
(A) 総数 住戸から得られる、居住世帯のある住宅戸数	(A) 総数 住戸から得られる、居住世帯のある住宅戸数
(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住戸から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する)	(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住戸から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する)
(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住戸から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する)	(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住戸から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する)
(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H16年の都道府県アンケートから得られる、H15年度までに地方公共団体の補助制度を活用し耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された住宅の割合 (※耐震性ありと判定された戸数 / 耐震診断実施戸数)	(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H20~30年の住戸から得られる、H16~30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 (※耐震性が確保されていた住宅戸数(耐震改修工事をした)住宅を除く / 耐震診断実施戸数) ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する)
(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H15年以降の住戸から得られる以下の戸数の累計 ・H11年以降の耐震改修工事をした戸数 ・H16年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ・H21年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する)	(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H20年以降の住戸から得られる以下の戸数の累計 ・H20年以前の耐震改修工事をした戸数 ・H21~25年に耐震改修工事をした戸数 ・H26~30年に耐震改修工事をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する)

## 図 住宅の耐震改修事例



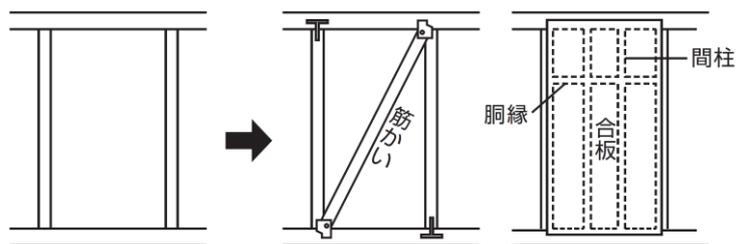
### 基礎の補強

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート作りの布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締め付け

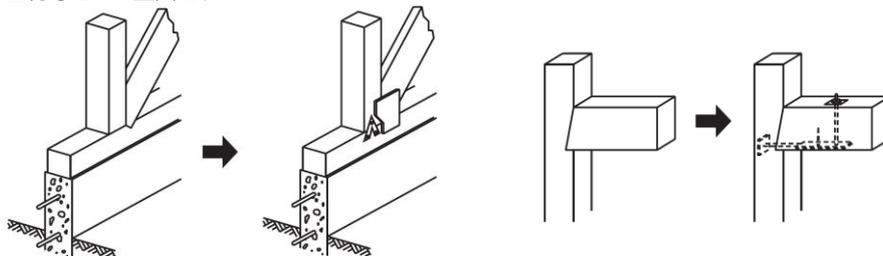


### 壁などの補強

筋かいを入れる、構造用合板を張るなどして強い壁を増やす



接合部を金物等により堅固にする



出典 一般財団法人 日本建築防災協会

## ②耐震診断義務付け対象建築物等

表 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化率の目標値

区分	建築物 総数	耐震性を 有する 建築物数	耐震性が 不足する 建築物数	耐震化率(%)		
				現在 (令和3年度)	目標 (令和7年度) (令和12年度)	
耐震診断義務付け 対象建築物等	26	17	9	65.4	95.0	概ね解消
a. 大規模建築物	6	4	2	66.7	95.0	概ね解消
b. 防災拠点建築物	11	10	1	90.9	95.0	概ね解消
c. 避難路沿道建築物	9	3	6	33.3	50.0	概ね解消

『要緊急安全確認建築物』である大規模建築物、『要安全確認計画記載建築物』である防災拠点建築物や避難路沿道建築物の耐震化は、非常に重要であることから、本計画では、大規模建築物、防災拠点建築物については令和7年度までに95%、令和12年度までには、概ね解消することを目標とします。

表 耐震診断義務付け対象建築物等の内訳

令和5年3月末時点 棟数

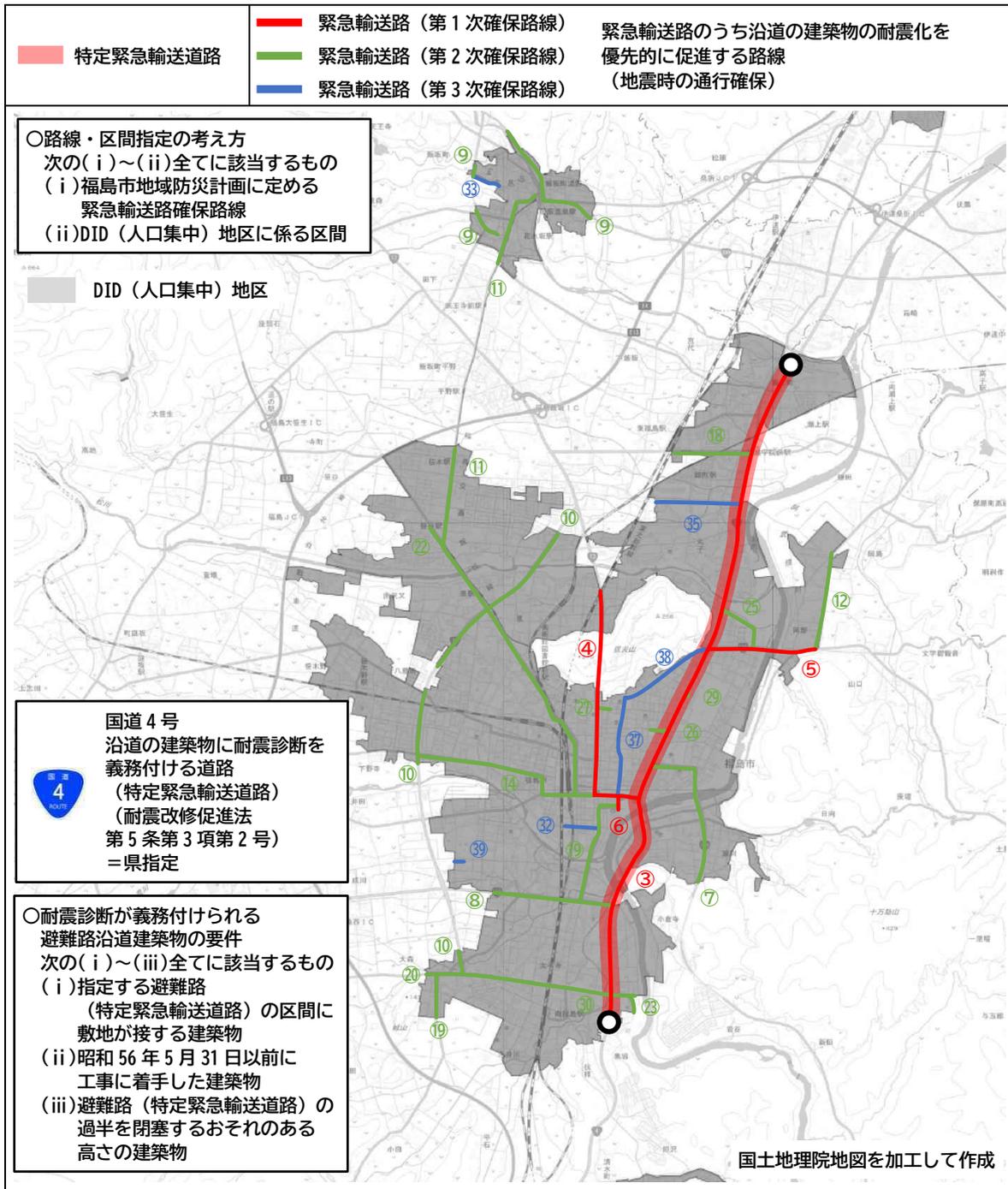
区分	建築物			
	総数	耐震化対策	建築物名称	備考
耐震診断義務付け 対象建築物等	26	済 17 未 9		
a. 大規模建築物	6	済 4 未 2		
学校	1	済 1	桜の聖母学院中学校・高等学校	
百貨店、店舗	3	済 2 未 1	辰巳屋ビル、AXCビル 平和ビル	解体予定
旅館	2	済 1 未 1	飯坂ホテル聚楽 福島リッチホテル	未定
b. 防災拠点建築物	11	済 10 未 1		
病院	2	済 1 未 1	医療生協わたり病院(北棟) 医療生協わたり病院(管理棟)	未定
診療所	1	済 1	さとうクリニック内科・消化器科	
展示場	1	済 1	アクティおろしまち	
百貨店、店舗	1	済 1	AXCビル	
旅館	5	済 5	飯坂ホテル聚楽	
宿泊・研修	1	済 1	福島県青少年会館	

耐震化対策【済】：耐震補強等を実施

避難路沿道建築物については、令和4年10月に耐震診断義務付け建築物の耐震診断結果を公表しました。対象となる建築物9棟のうち6棟の耐震化が求められます。

本計画では、避難路沿道建築物については令和8年度までに50%、令和12年度までには、概ね解消することを目標とします。

また、避難路沿道建築物以外の建築物においても、福島市地域防災計画における緊急輸送路のうち、主要施設と接続する重要な路線の一部については、地震時の通行や安全性の確保のため、沿道の建築物の耐震化を優先的に促進する路線に指定し、地震による倒壊等により路線の過半を閉塞するおそれがある高さの建築物の特定を進め、早期の耐震化促進に向けた取り組みに努めます。



なお、耐震診断義務付けの対象となっていない特定建築物については、できるだけ早期に耐震化が促進されることを目標としますが、国の各所管省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理及び結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、県が一律の目標値を設定しないことから、本市においても本計画における一律の目標値の設定は行わないこととします。

## (2) 市有建築物

表 市有建築物の耐震化率の目標値

区分	建築物 総数	耐震性を 有する 建築物数	耐震性が 不足する 建築物数	耐震化率(%)		
				現在 (令和3年度)	目標	
					(令和7年度)	(令和12年度)
市有建築物	435	389	46	89.4	概ね解消	-

市有建築物においては、市民の生命・財産を守る以外に、それらの多くが大規模な地震発生時に、災害対策や避難・救護を図るための重要な役割（防災上重要建築物）があります。また、不特定多数の者が利用する公共建築物の耐震性の確保を先導することで、民間建築物についての耐震化の促進を図っていく必要があることから、本計画では、令和7年度末までには、市有建築物について概ね解消することを目標とします。

平成20年から耐震化が進んだ要因としては、学校（屋内運動場を含む）等の耐震改修が進んだことに加え、老朽化した施設の建替えが実施されたことが主な要因ですが、未だ市有建築物全体で、耐震性が不足する建築物が46棟あります。概ね解消するためには、少なくとも25棟以上の耐震化が必要となります。

令和7年度までの早期に解消するために、耐震診断結果による危険度、施設の利用状況、将来の活用や整備等のあり方（用途廃止を含む）を踏まえ、耐震化の優先順位や対策の方法を検討し、できるだけ早い時期に耐震化等を図ります。

なお、本計画では耐震化の対象となっていない小規模な建築物又は用途・規模が対象から外れる建築物48棟についても、「福島市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」に基づき、長寿命化対策や施設総量の適正化に向けた大規模改修や建替えなどの公共施設整備に併せ、耐震化等を図ります。

### 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

#### 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

#### 公共施設等総合管理計画の策定 （平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

##### <公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

##### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

##### 【取組の推進イメージ】

###### 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの削減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

###### まちづくり

- PPP・PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

###### 国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

#### 個別施設計画の策定 （「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

##### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策  
 次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

##### 【インフラ長寿命化計画の体系】

```

graph TD
    A[インフラ長寿命化基本計画  
(平成25年11月閣内閣府関係省庁連絡会議決定)] --> B["(行動計画)【国】  
各府県が策定  
(平成26年度までに策定)"]
    A --> C["(行動計画)【地方】  
公共施設等総合管理計画  
(平成28年度までに策定)"]
    B --> D["(個別施設計画)【国】  
道路 河川 学校  
(平成32年度までに策定)"]
    C --> E["(個別施設計画)【地方】  
道路 河川 学校  
(平成32年度までに策定)"]
    
```

表 福島市公共施設等総合管理計画 個別施設計画の対象となる市有建築物

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A	昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
市有 建築物	281	305	586	492	94	84.0
	187					
耐震化 目標対象	215	220	435	389	46	89.4
	169					
その他 小規模等	66	85	151	103	48	68.2
	18					
その他 小規模等	子育て 支援系 施設	8	13	12	1	92.3
	4					
その他 小規模等	文化・ 社会教育 系施設	8	13	9	4	69.2
	1					
その他 小規模等	スポーツ 系施設	13	14	13	1	92.9
	0					
その他 小規模等	保健福祉 系施設	7	7	7	0	100.0
	0					
その他 小規模等	住宅 系施設	6	40	18	22	45.0
	34					
その他 小規模等	その他 公益施設	43	64	44	20	68.8
	21					
	1					

※その他 延べ床面積 200㎡を超える建築物

また、市有建築物を利用する際、大規模な地震の発生時の身を守る『安全行動』への備えを認識できるような「地震等の際の避難に係る事項」を建築物の入口に掲示していきます。不特定多数の者が利用する公共建築物の耐震化の機運を高めて、地震に強いまちづくりを推進していきます。

「耐震性不足建築物<sup>※15</sup>」

- ・旧耐震基準…昭和56年5月31日以前に工事が着手された建築物（耐震性能有を除く）
- ・耐震診断済…耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された建築物
- ・耐震補強未…耐震改修工事の実施が必要な建築物

「耐震診断未実施建築物」

- ・旧耐震基準…昭和56年5月31日以前に工事が着手された建築物（耐震性能有を除く）
- ・耐震診断未…耐震診断を実施していない建築物

※15 耐震性不足建築物 極めてまれに遭遇する大規模な地震（震度6強から7に達する程度）に対する安全性（新耐震基準同等の耐震性）が不足している建築物ではあるが、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている建築物

## 第5章 耐震化の促進を図る施策

### 1 耐震化の促進に係る基本的な取組み方針

#### (1) 民間建築物

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、耐震対策を地域防災上必要な課題として捉え、自らの責任においてその安全性確保を主体的に取り組むことが何よりも重要です。

耐震化率が低い木造戸建住宅や特に耐震化の重要性の高いものとして耐震診断を義務付けた建築物については、重点的に耐震診断や耐震改修工事を行いやすい環境の整備や支援、効果的な知識の普及・啓発に努めます。

また、耐震化の目標達成には、建築物の耐震改修に加え、建替えや除却、災害被害の軽減に寄与する方策も含めた取組みをより意識して進めます。

これら取組みにあたっては、国や県、建築関係団体等と連携しながら推進していくとともに、社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、適宜支援制度の見直しを検討していきます。

#### (2) 市有建築物

市有建築物については、被災対策の拠点となることから、早急に耐震化を進めます。さらに、建築物の耐震性の確保に加え、非構造部材の脱落防止対策等を段階的に進めるなど、安全性の確保に向けた取組みを推進します。なお、「国の基本方針 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項」を踏まえ、市有建築物の耐震性に関するリストを作成し、市有建築物の耐震化状況を公表します。

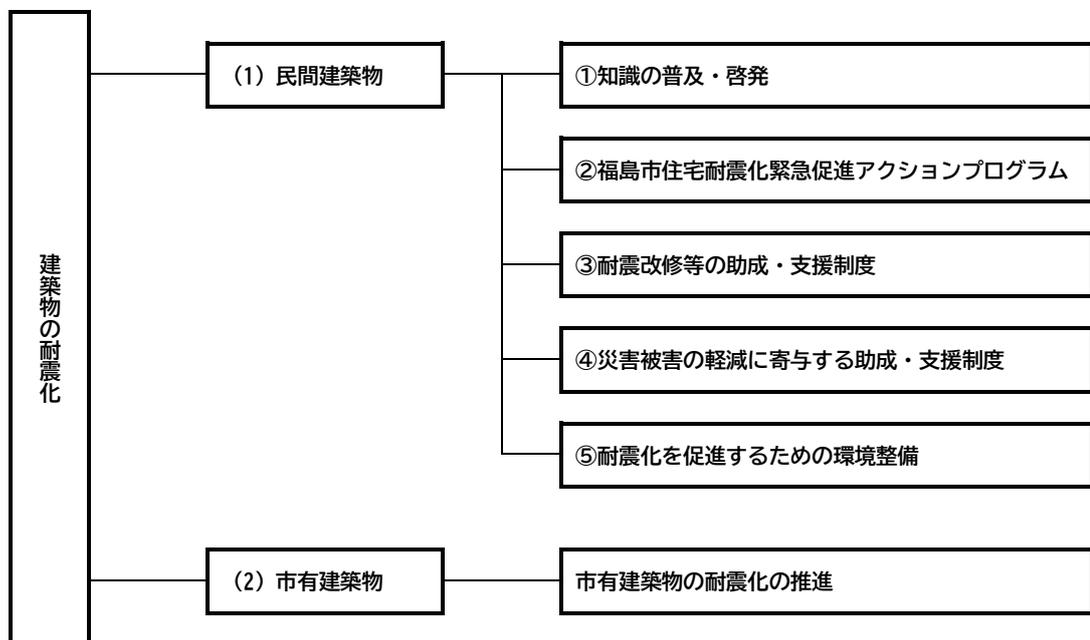
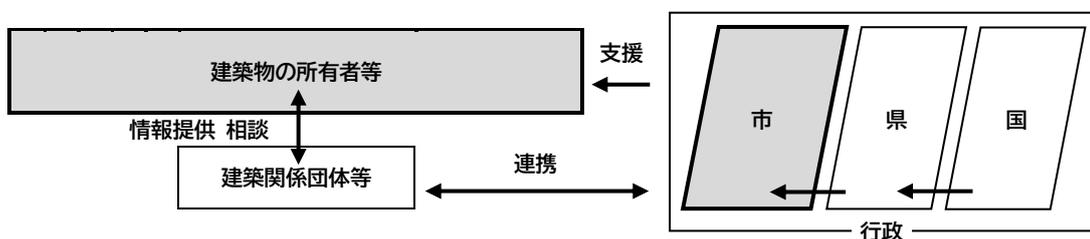


図 建築物の所有者等・行政・建築関係団体等の関係図



## 2 ①知識の普及・啓発

耐震化を進めていくためには、建築物の所有者等に耐震化の重要性を十分認識していただく必要があります。

耐震化に対する理解を深められるように普及・啓発を進めるため、市の広報紙（市政だより）やホームページ、SNS などの既存の広報媒体に加え、地理情報システム（GIS）等によるデジタル技術活用の検討を進め、デジタルコンテンツの活用により、効率的かつ効果的な耐震化に関する情報提供に努めます。

木造住宅の耐震化に関する案内を周知する各種パンフレット等を活用し、窓口やイベント開催時等での配布、市配布物への同封など、普及・啓発活動の改善を図ります。

また、建築関係団体などが開催する講習会やセミナー、会合等のほか、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の様々な機会を捉えて、関係団体等と連携し積極的な広報活動に努めます。

### 耐震化リーフレットの例



出典 一般財団法人 日本建築防災協会

## 3 ②福島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本市において、住宅（マンションは除く）の耐震化を一層促進し、市民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム<sup>※16</sup>」を策定します。同プログラムに定める取組みは毎年度実施し、実施状況を公表します。また、必要に応じて見直しを図り進めていきます。

### (1) 目的

福島市耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化を図るため、必要な取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

### (2) 実施取組期間

福島市耐震改修促進計画に定める計画期間とする。

※16 福島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 社会資本整備総合交付金事業 イ-16 住環境整備事業 イ-16-(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 イ-16-(12)-① 住宅・建築物耐震改修事業に定める住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業を促進するための計画

- (3) 対象区域・建築物
- ・福島市全域
  - ・旧耐震基準で建設された木造戸建住宅

(4) 取組目標

表 実施計画

	取組内容	令和5年目標
財政支援	対象建築物の耐震診断費用の一部を補助	100戸
	対象建築物の耐震改修費用又は現地建替費用の一部を補助	12戸
普及・啓発	1. 耐震診断の未実施者に対する対応 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関する普及啓発 ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明	①旧耐震住宅所有者全員 ②希望者全員
	2. 耐震診断の既実施者に対する対応 ①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示 ②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らない方に対し、ダイレクトメール等で耐震化を促す	①診断実施者全員 ②368戸
	3. 事業者に対する対応（技術力向上） ①事業者向けの技術講習会を実施（県北市町村と共催） ②耐震改修事業者リストを市ホームページにて周知	①講習会実施 ②市ホームページ掲載
	4. その他、一般向けの対応（周知普及） ①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、市ホームページ及び支所、窓口にて周知 ②住民向け説明会やパネル展示等を実施	①市ホームページ掲載 ②パネル展示

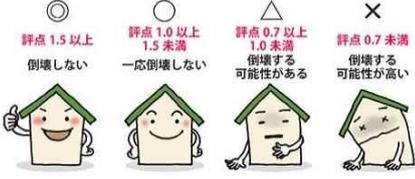
木造住宅耐震化（耐震診断・耐震改修）促進事業チラシ

福島県木造住宅等耐震化支援事業チラシ

## 4 ③耐震改修等の助成・支援制度

### (1) 住宅

表 木造住宅の耐震化支援事業（令和5年4月1日時点）

事業区分	補助対象者	補助要件（対象住宅）	補助対象経費 補助金額（上限額）				
木造住宅 耐震診断 促進事業  耐震診断 費用	所有者 購入予定者	1 昭和56年5月31日以前に着工又は建築された住宅（昭和56年以降に増改築された住宅は、対象外） 2 所有者が自ら居住する若しくは住宅を購入し、購入者が自ら居住する予定の専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの） 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法により建築された3階建て以下かつ延床面積400㎡未満の木造住宅 4 過去に、福島市による耐震診断を受けていない住宅	（自己負担額） ※耐震化工事を実施する場合 住宅の延床面積 200㎡未満 15,000円（税込） （診断のみ 42,000円又は61,800円） 200㎡以上400㎡未満 25,000円（税込） （診断のみ 108,000円又は126,700円）				
木造住宅 耐震改修等 助成事業  耐震改修 費用	所有者  現在も居住している 又は 住む見込みがある住宅	上記1～3に加え 5 建築基準法に違反していないもの 6 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの  「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定  ※建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。	一般耐震改修工事 耐震基準（上部構造評点が1.0以上）に適合するよう補強又は改修する工事 耐震改修工事費の4/5（上限100万円） 簡易耐震改修工事 耐震基準（上部構造評点が0.7以上1.0未満）に適合するよう補強又は改修する工事 耐震改修工事費の4/5（上限60万円） 部分耐震改修工事 主な居室に特化して耐震基準（部分評点が1.5以上）に適合するよう補強又は改修する工事 耐震改修工事費の4/5（上限60万円）				
木造住宅 耐震改修等 助成事業  現地建替 費用	所有者	7 昭和56年5月31日以前に着工又は建築された住宅で耐震診断の結果、耐震基準（上部構造評点が1.0未満）に満たない住宅を解体し、同一敷地内に現行耐震基準に適合するように新築する住宅 8 住宅から避難場所（避難地）や避難所等へ至る経路となる道路（避難路）の沿道に存する木造住宅 9 工事施工者が福島市内に本店又は支店等を置く者によるもの 10 設計及び工事監理を建築士が行うもの	現地建替工事費の4/5（上限100万円）				
名称	住宅・建築物安全ストック形成事業						
概要	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、住宅の所有者等が実施する耐震化を支援						
補助率	住宅・建築物安全ストック形成事業費の負担割合						
	耐震診断費 住宅	<table border="1"> <tr> <td>国交付金 (1/2)</td> <td>県 (1/4)</td> <td>市 (1/4)</td> <td>所有者等</td> </tr> </table>		国交付金 (1/2)	県 (1/4)	市 (1/4)	所有者等
国交付金 (1/2)	県 (1/4)	市 (1/4)	所有者等				
	耐震改修工事費 住宅	<table border="1"> <tr> <td>国交付金 (2/5)</td> <td>県 (1/5)</td> <td>市 (1/5)</td> <td>所有者等 (1/5)</td> </tr> </table>		国交付金 (2/5)	県 (1/5)	市 (1/5)	所有者等 (1/5)
国交付金 (2/5)	県 (1/5)	市 (1/5)	所有者等 (1/5)				

(2) 耐震診断義務付け対象建築物等

耐震診断義務付け対象建築物等の所有者等に対し、国、県と連携し、耐震改修に必要となる経費の一部を補助する事業を実施します。

表 建築物等の耐震化支援事業（令和5年4月1日現在）

名称	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 建築物耐震対策緊急促進事業			
概要	耐震診断の義務付けの対象となる建築物の所有者等が実施する耐震化を国が重点的・緊急的に支援 令和5年度末までの時限措置 (令和5年度中に補強設計に着手したものは、その後の耐震改修工事に対する支援もあり)			
補助率	建築物耐震対策緊急促進事業費の負担割合			
	耐震診断費			
	b. 防災拠点建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (1/2) 3/2×A	県 (1/6)	市 (1/6)	所有者等 (1/6)
	c. 避難路沿道建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (1/2) 3/2×A	県 (1/6)	市 (1/6)	所有者等 (1/6)
	改修（補強）設計費			
	a. 大規模建築物 『要緊急安全確認建築物』			
	国交付金 (最大 1/2) 1/3+1/2×A	県 (1/6)	市 (1/6)	所有者等 (1/6)
	b. 防災拠点建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (1/2) 3/2×A	県 (1/6)	市 (1/6)	所有者等 (1/6)
	c. 避難路沿道建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (1/2) 3/2×A	県 (1/6)	市 (1/6)	所有者等 (1/6)
	耐震改修工事費			
	a. 大規模建築物 『要緊急安全確認建築物』			
	国交付金 (最大 1/3) 0.115+131/69×A	県	市	所有者等 (55.2)
		5.75	5.75	
	b. 防災拠点建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (6/15) 6/5×A	県 (2.5/15)	市 (2.5/15)	所有者等 (4/15)
	c. 避難路沿道建築物 『要安全確認計画記載建築物』			
	国交付金 (6/15) 6/5×A	県 (2.5/15)	市 (2.5/15)	所有者等 (4/15)

## 5 ④災害被害の軽減に寄与する助成・支援制度

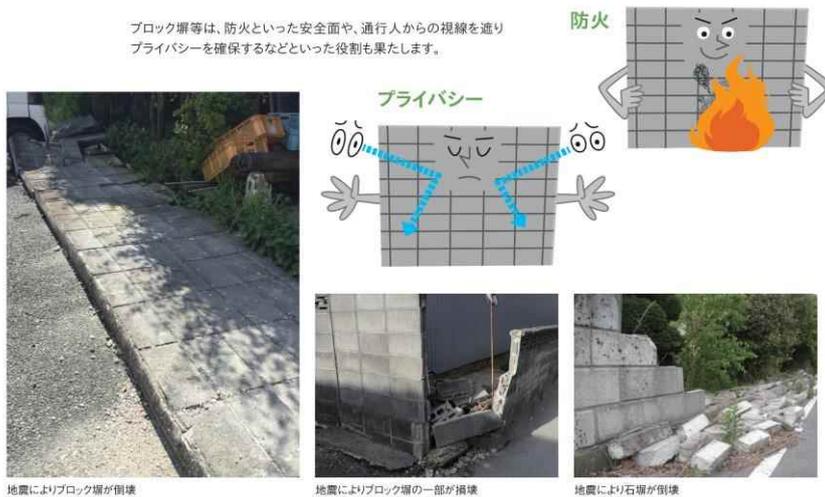
### (1) ブロック塀等の倒壊防止対策

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震や平成 15 年の十勝沖地震等においてブロック塀等の倒壊による被害は繰り返し起こっており、平成 30 年に発生した大阪府北部地震では耐震対策が不十分なブロック塀等の下敷きとなり、尊い命が失われました。

ブロック塀等は、プライバシーの確保や防犯、防火といった面で、私たちの生活にとっても有効なものです。しかしながら、地震時にブロック塀等が倒壊すると、人命に係る重大な事故につながる恐れがあることに加え、避難路を塞ぐことにより避難、救援活動への支障を引き起こすことにもなります。

このため既存のブロック塀等の倒壊の危険性や倒壊のおそれがあるブロック塀撤去費用に対する助成制度の活用などを周知するとともに、所有者等による日頃の定期的な安全点検の重要性について、ホームページや各種パンフレット等を活用した啓発に努め、危険性の高いブロック塀等の改善による安全確保を促進します。

### ブロック塀等の点検リーフレットの例



出典  
一般財団法人  
日本建築防災協会

### ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。  
<専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

縦横造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

※パンフレット「地震からわが家を守ろう」  
日本建築防災協会 2013.1をもとに  
国土交通省において一部変更

出典  
国土交通省

表 ブロック塀等撤去助成事業（令和5年4月1日時点）

事業区分	補助対象者	補助要件（対象ブロック塀等）	補助対象経費 補助金額（上限額）
ブロック塀等撤去助成事業	所有者	1 市内にあるもの 2 個人が所有するもの 3 ブロック塀等（コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組構造の塀）で、古い構造基準で作ったものや老朽化したもの等、地震等により倒壊のおそれのあるもの 4 道路に面し、道路からの高さが80cm以上であるもの 5 市内に本店又は支店を置く施工者との契約による工事であること	撤去経費の2分の1の額又は対象となるブロック塀等の延長1mあたり5,000円を乗じた額のうち少ない方の額 （上限10万円）

名称	住宅・建築物安全ストック形成事業 ブロック塀等の安全確保事業			
概要	住環境の整備をすることにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する 社会資本整備総合交付金事業 社会資本総合整備計画『福島市における住環境の向上（防災・安全）』			
補助率	住宅・建築物安全ストック形成事業費の負担割合 ブロック塀等撤去助成事業費			
	国交付金 (1/2)	県 (1/4)	市 (1/4)	所有者等

木造住宅耐震改修等助成事業（現地建替工事に限る。）やブロック塀等の安全確保事業は、福島市地域防災計画において定められた避難場所（避難地）に至る避難路（住宅や事業所等から避難場所（避難地）や避難所に至る道路等をいう。）の沿道（避難路沿道）に存するものを要件としています。特に避難路沿道の倒壊のおそれのあるブロック塀等の倒壊防止の推進に努めます。

**危険なブロック塀等の撤去に費用を補助します**  
～ブロック塀等の倒壊による被害の未然防止、安全性確保のため～

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による避難経路や道路を遮断する等の被害の未然防止、避難経路の機能維持、安全性を確保するため、道路沿いに面する倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去する場合に、それに要する経費の一部を助成する制度です。

**撤去工事費用に最大10万円を補助します**

補助金額	受付期間
①補助対象経費（補助事業に要する額）の1/2 ②撤去する塀の延長×5,000円/メートル ①と②のうちいずれか低い額（上限10万円）	令和5年4月3日(月) ～ 令和5年11月24日(金) <small>【撤去工事完了報告期間 令和6年1月末日まで】</small>

**福島市**  
FUKUSHIMA CITY

**補助の対象となるブロック塀等**

①一般の方が通行する道路沿いに面するもの（隣地との境界等は対象外）  
 ②古い構造基準で作られたものや老朽化したもので、地震等により倒壊のおそれのあるもの  
 ③道路からの高さが80センチメートル以上であるもの  
 ④福島市内に存するもので、個人が所有するもの  
 ⑤撤去工事の施工者が、福島市内に本店、支店又は営業所を置く者との契約によるもの

○道路沿いに面するとは・・・  
 ブロック塀等の全部又は一部を撤去し、道路通行者の安全性が確保されるもの  
 ○道路とは・・・  
 建築基準法第42条第1項に規定する道路及びこれに準ずる道路（非常時に避難が可能又は通行の安全の目的を達する施設）  
 ○ブロック塀等（**有ては倒壊している場合は対象外**）とは・・・  
 コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、その他の組構造の塀又は門柱

上記の要件全てを満たすものが補助対象となります。  
 なお、補助対象外となる要件もありますので、詳細は『福島市ブロック塀等撤去助成事業』手引きをご覧ください。

**申込方法（画面もご覧ください）**

申請書、点検表に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて、**開発建築指導課窓口**へご持参ください。

申請書・手引き等は、開発建築指導課窓口、福島市ホームページで取得可能です。  
 補助金を受けるためには、工事に着手する前に申請が必要となります。  
 撤去工事の施工者との契約や工事に関する事前協議を行ってください。  
 予算等執行状況によっては、予定期間より受付期間が短くなる可能性があります。

**お問い合わせ**

福島市  
都市政策部  
開発建築指導課

〒980-8601 福島市五老内町3-1  
☎ 024-525-3764  
<http://www.city.fukushima.tokushima.jp>  
福島市 ブロック塀 課

『福島市ブロック塀等撤去助成事業』の流れ

申請者

事前相談  
補助対象要件の確認  
見積書、写真をご持参ください  
(見積取得前でも相談可能)  
※工事契約前にご相談ください  
契約後の申請はできません

①補助金交付申請

「補助金交付決定通知書」受理

施工者と工事契約・工事着手

工事完了

②完了実績報告

「補助金交付決定通知書」受理

③補助金交付請求  
通知後10日以内

福島市

事業内容確認  
現地調査  
補助対象要件の確認

受付・審査

補助金交付決定の通知

審査（必要に応じて現地確認）

補助金交付決定の通知

内容確認  
補助金の交付

**提出書類一覧**

①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付申請書</li> <li>ブロック塀等種類及び補助金額算定書</li> <li>ブロック塀等の点検表</li> <li>工事見積書の写し</li> <li>着工前の現場写真</li> <li>完納証明書（証拠期）の原本・複写（署名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業等実績報告書</li> <li>契約書の写し</li> <li>領収書の写し</li> <li>施工後の現場写真</li> <li>産業廃棄物管理票のA票の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書</li> </ul>

※確認には、ご本人様の署名が必要です。  
 ※代理申請の場合は、「委任状」が必要となります。  
 ※完納証明書は本庁で「簡易市民税課」で取得できます。各支所では取得できません。  
 ※完了後速やかに実績報告をお願いします。  
 ※期間までに提出してください。  
 (令和6年1月末)  
 ※電子マニフェストシステム（受渡確認票）でも可能です。

**注意事項（詳細は『福島市ブロック塀等撤去助成事業』手引きをご覧ください。）**

- 以下の場合には、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。  
 補助金交付決定前に工事請負契約を結んだ場合又は工事に着手した場合  
 撤去工事が申請内容の通りに行われなかった場合  
 ブロック塀等が地震、老朽化等によりすでに倒壊している場合
- 「補助金交付決定通知書」は、補助金の交付を確約したものではありませんので、ご注意ください。  
 申請内容に変更が生じた場合は、変更承認に係る協議をお願いします。
- 新しくブロック塀等を作るときは、建築基準法で定められた基準に適合する設計・施工をお願いします。

**福島市**  
FUKUSHIMA CITY

ブロック塀等撤去助成事業チラシ

## (2) 生垣設置事業補助金交付制度

本市において、緑豊かなまちづくりの推進と地震によるブロック塀等の倒壊による災害を防ぐことを目的として、新しく生垣を作る方に対し補助金を交付します。

表 生垣設置事業補助金交付制度（令和5年4月1日時点）

事業区分	補助対象者	補助要件（対象ブロック塀等）	補助対象経費 補助金額（上限額）
生垣設置事業補助金交付制度	所有者	1 市内に居住する個人が行うもの 2 新たに生垣を設置するもの 3 高さ1m以上のブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀を撤去して生垣を設置するもの 4 個人の居住する宅地の周囲に設置され、道路（幅員4m以上）に接する部分の総延長が3m以上であるもの 5 植栽する樹木の高さは、60cm以上であるもの 6 延長1mにつき、2本以上の樹木が植栽されるもの 7 国又は地方公共団体の所有、管理でない土地に設置されるもの 8 敷地面から60cmを超える基礎の上に設置されないもの 9 建築基準等の規定により道路とみなされる敷地は対象としない	新規の場合 ・生垣設置 1m当たり5,000円（上限10万円） ブロック塀等を撤去する場合 ・生垣設置 1m当たり5,000円（上限10万円） ・塀の撤去 1m当たり3,500円（上限7万円）

## (3) 多世帯同居・近居推進事業

本市において、住宅の購入又はリフォームを実施して新たに多世帯（1人以上の3世代）同居又は近居（親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離が概ね2km以内）を行う世帯のうち、子育て環境や高齢者見守りの充実、女性の就労支援を図ることで、定住の促進に寄与するため、「福島県多世帯同居・近居推進事業」による補助金を交付された方に対し、事業の相乗効果を図るため補助金を上乗せして交付します。

表 多世帯同居・近居支援事業（令和5年4月1日時点）

事業区分	補助対象者 補助要件	補助金額
多世帯同居・近居支援事業	1 福島県多世帯同居・近居推進事業について福島県多世帯同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第13条に基づき、補助金額確定通知書の交付を受けた方 ○対象住宅 世帯の人数や年齢から算出される一定の延べ面積水準以上であること ・戸建住宅：一般型誘導居住面積水準 ・集合住宅：都市居住型誘導居住面積水準（75㎡超の場合は75㎡） ・増改築、改修：最低居住面積水準 ・昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の場合、「木造住宅等耐震化支援事業」等による耐震診断が事業完了日までに完了していること	補助基本額10万円 県外移住世帯加算1世帯につき5万円

## 6 ⑤耐震化を促進するための環境整備

### (1) 社会資本総合整備計画

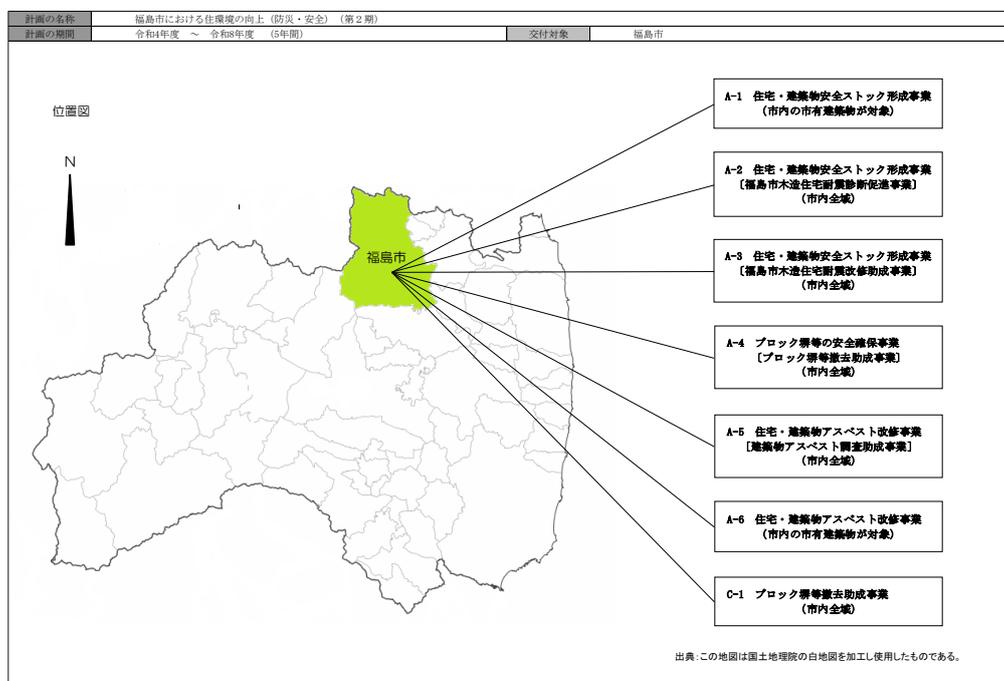
社会資本総合整備計画とは、国の社会資本整備総合交付金※17を活用するために地方公共団体等が作成する計画であり、目標や目標を達成するために必要な事業等を記載したものです。

本市では、以下の計画を作成し、国土交通大臣に提出しています。

表 社会資本総合整備計画（令和5年4月1日時点）

計画名	福島市における住環境の向上（防災・安全）	福島市における住環境の向上（防災・安全）（第2期）
新規採択	平成29年3月	令和4年4月
変更年月日	令和3年12月（第5回変更）	
計画期間	平成29年から令和3年（5年間）	令和4年から令和8年（5年間）
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等の耐震化を推進及び住環境の整備をすることにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する。</li> <li>建築物の耐震化を促進し、市民の安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等の耐震化を推進及び住環境の整備をすることにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する。</li> <li>建築物の耐震化を促進し、市民の安全を確保する。</li> </ul>
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島市における住宅の耐震化率の向上 平成33年末 95%</li> <li>改正耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認建築物、要安全確認計画記載建築物の耐震化 平成33年末 95%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島市における住宅の耐震化率の向上 令和8年末 96%</li> <li>改正耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認建築物、要安全確認計画記載建築物の耐震化 令和8年末 92%</li> </ul>

図 計画図（福島市）



※17 国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金として平成22年度に創設。地方公共団体は、「活力創出」「水の安全・安心」「市街地整備」「地域住宅支援」の各政策目標を実現するために、分野ごとに社会資本総合整備計画を作成。社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を国が支援。

## (2) 相談体制の整備

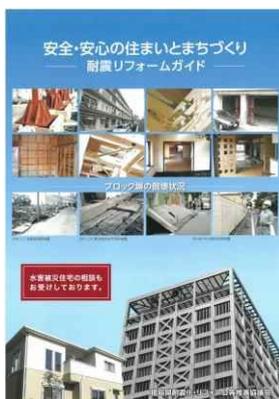
福島市都市政策部開発建築指導課を相談窓口とし、本計画の推進に関することや耐震化に関する技術的助言や支援制度の紹介など相談窓口を継続します。各種パンフレット等を活用するなど、高齢者にも分かり易い説明に努めます。

## (3) 福島県建築物地震対策連絡会議

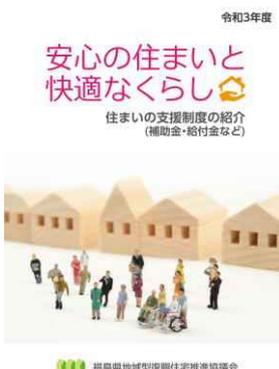
市民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安定を図ることを目的として平成 27 年 10 月に設置された「福島県建築物地震対策連絡会議」に参加し、県、他市町村と連携して既存建築物の耐震診断・耐震改修の推進や被災建築物応急危険度判定※18の実施に関する情報収集に努め、必要な措置を講じていきます。

## (4) 建築関係団体との連携

公益社団法人福島県建築士会、一般社団法人福島県建築士事務所協会、一般社団法人福島県建設業協会などの建築関係団体と連携を強化し、耐震化の促進を図ります。建築関係団体は、専門家として適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な面からサポートする役割が求められています。また、福島県内の事業者等の団体、金融機関、大学等の研究・教育機関、地方公共団体等で構成する「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会（平成 21 年設立）」による耐震診断や耐震改修設計、耐震改修工事を行う際の業者選定などの相談業務に加え、協議会で展開する啓発資料の作成・配布やセミナー、出前講座、出前授業、災害発生後の相談員派遣など様々な取組みに積極的に参画し、行政と民間が一体となって相談に関する総合窓口的役割を果たしていくことに努めます。



出典 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会



出典 福島県地域型復興住宅推進協議会

※18 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示等を行うこと（被災建築物応急危険度判定要綱）

### (5) 建築物の減災化を促進する施策

東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、屋根瓦、外壁部材など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告されています。地震によるこれらの被害を最小限にすること（減災化を図ること）は生命や安全を確保するためには重要なことから、建築物の耐震化に加えて、『大規模空間（天井高6m超かつ天井面積200㎡超の空間、質量2kg/㎡超の吊り天井、人が日常立ち入る場所に設置）の天井耐震改修』、『窓ガラス脱落防止対策』、『瓦屋根の脱落防災対策』、『外壁部材の脱落防止対策』、『家具の転倒防止対策』、『設備機器等の転倒防止対策』、『エレベーターの防災対策改修』、『エスカレーターの脱落防止措置』などの減災化について、総合的な視点から多角的（重点的・緊急的）に取り組めます。

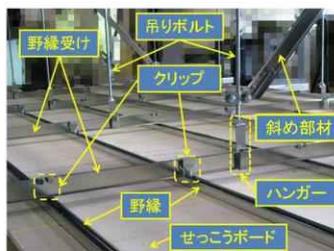
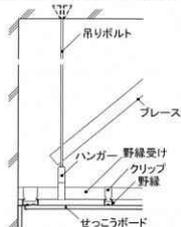
図 脱落対策に関する基準

#### 天井脱落対策に係る基準

##### ■ 天井脱落対策に係る基準

	現状	基準(仕様ルート)
クリップ、ハンガー等の接合金物	引っ掛け式等で地震時に滑ったり外れるおそれ	ねじ留め等により緊結
吊りボルト、斜め部材等の配置	設計により様々	密に配置 吊りボルト 1本/㎡ 強化した斜め部材 基準に従って 算定される組数
吊り長さ	設計により様々	3m以下で、概ね均一
設計用地震力(水平方向)	実態上、1G程度	最大2.2G
クリアランス	実態上、明確に設けられていない	原則、6cm以上

##### ■ 現状の在来工法による天井の構成例



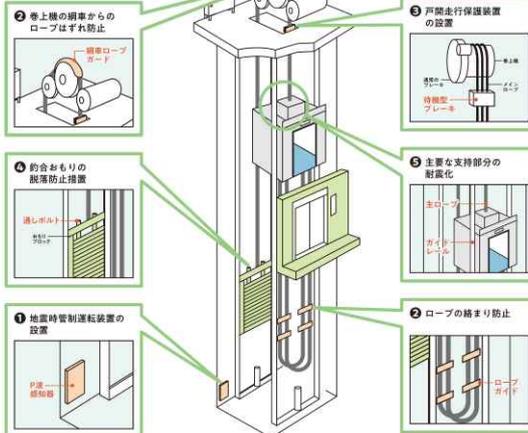
建築基準法により、以下の①～⑤のエレベーターの防災対策が義務化されています。

利用者の安全、安心のため、耐震改修や閉じ込め防止対策等を実施しましょう！  
なお、以下の対策を実施する際に、費用の一部が補助される場合があります。

##### 補助対象となる防災対策

- 地震時管制運転装置の設置**  
初期の微振動(P波)を感じて、本震(S波)が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置。
- 主要機器の耐震補強措置**  
地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。
- 戸開走行保護装置の設置**  
駆動装置やブレーキに故障が生じ、エレベーターの乗場の戸が開閉する前にかごが昇降することを防ぐ装置。
- 釣合おもりの脱落防止措置**  
釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。
- 主要な支持部分の耐震化**  
「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにす。

##### 【防災対策改修の例】



※補助を受ける場合の要件や補助額については、お近くの市役所等にご相談ください。

機械室ありエレベーターの例

出典  
国土交通省

また、平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震基準で建設された木造住宅であっても、構造関係規定が追加される前の平成 12 年 5 月までの仕様により建てられたものに一定の被害があったことが確認されています。これらの要因としては、柱とはり等の接合部の接合方法が不十分であったことや地盤変状、木材の劣化等のためであると指摘されています。旧耐震基準の木造住宅だけでなく、基礎形状（地盤種別）の仕様、壁量、壁の配置バランス、接合部などの条件が明確化された新規定※19による仕様（2000 年基準）を満たしていない木造住宅についても、木造住宅の耐震性能チェック（所有者等による検証）の促進や早期の耐震化が図られるよう普及啓発に努めます。

## (6) 瓦屋根の脱落被害対策

近年、地震や強い台風の影響により、住宅の瓦のずれ、脱落、飛散などの大きな被害が発生しています。そのため瓦を屋根にしっかり留付けることが重要であり、令和 4 年 1 月 1 日から瓦屋根の緊結方法（建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号））が改正されました。令和 4 年 1 月 1 日以降に建築物の新築等をする際には、被害の軽減に向けた瓦屋根の強風対策の確認を徹底します。



出典 一般財団法人 日本建築防災協会

図 瓦屋根の緊結方法に関する基準

**瓦の緊結方法に関する基準の強化(昭和46年建設省告示第109号)** 国土交通省  
【スケジュール】 公布: 令和2年12月7日 施行: 令和4年1月1日

**改正の概要**  
建築物の瓦屋根に係る現行の仕様基準(S31年に政令に規定、S46年に告示に移行)を改正し、業界団体※1作成の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」の仕様を義務化する。

**<主な改正事項>**

(緊結箇所)	軒、けらば(端部から2枚までの瓦) むね(1枚おきの瓦)	⇒	軒、けらば、むね、平部の全ての瓦
(緊結方法)	銅線、鉄線、くぎ等で緊結	⇒	瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定

**改正告示概要**  
瓦屋根は、以下の緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと。ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない。

緊結箇所	全ての瓦		
緊結方法(※2)	軒、けらば	3本のくぎ等(くぎ又ははねじ)で緊結	
	むね	ねじで緊結	
	平部	くぎ等で緊結(詳細は下表参照)	
耐久性	屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防錆措置をすること		

**<平部の瓦の緊結方法>** ※3  
標準風速 $V_{30}$

瓦の種類	30m/s	32~36m/s	38~46m/s
F形	くぎ等2本で緊結	くぎ等2本で緊結	使用不可
J形、S形	くぎ等1本で緊結	くぎ等1本で緊結	使用不可
防災瓦(J形、S形、F形)	くぎ等1本で緊結	くぎ等1本で緊結	使用不可

**種瓦の種類**  
J形 S形 F形

**防災瓦(J形・組み合わせ※4)**  
※4 フックその他これに類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる方法

※1 (社)全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート結合連合会  
※2 緊結強度は銅線、鉄線<くぎ>に  
※3 平成12年建設省告示第1458号に規定

出典 国土交通省

※19 壁量：震度 6 強から 7 程度の地震で倒壊しない、震度 5 強程度の地震で損傷しない壁量の確保  
壁の配置バランス：四分割法、「充足率」「壁率比」「偏心率」「釣合いの良い配置」を明確化  
接合部：筋かい端部と耐力壁の柱頭・柱脚の規定（継手、仕口等の仕様）を明確化

### (7) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

東日本大震災では、地震の揺れに伴うがけ崩れ等の土砂災害が発生、また、令和2年2月には神奈川県逗子市で道路に隣接する民有地斜面が崩落し、歩道の歩行者が土砂に巻き込まれ死亡するがけ崩れが発生しました。がけ崩れ等から建築物の被害を軽減するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等を適正に執行するとともに、福島県建築基準法施行条例第5条に規定された「がけ地の建築制限」により、建築確認の際の安全確認の徹底に加え、土砂災害による被害の発生を未然に防ぐためには、斜面及び擁壁の所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組むことが大切であることから、所有者等が、擁壁及び斜面の適切な維持管理に取り組めるよう普及啓発を図ります。

また、「大規模盛土造成地変動予測事業」等を活用して、近年頻繁に発生している集中豪雨や大地震時の変動、崩壊等を起こし広域的な被害を発生させるおそれがある大規模盛土造成地について、変動予測の調査を行い、危険な盛土造成地を把握し、事前対策に繋げることにより、市民の生命・財産の保護を図ります。

図 土砂災害発生件数の推移

※1 土石流等、地すべり、がけ崩れが発生した件数（火砕流は除く）。1月1日～12月31日発生分を集計。  
 ※2 令和3年12月24日に令和3年の土砂災害発生件数（速報値）を公表しております。

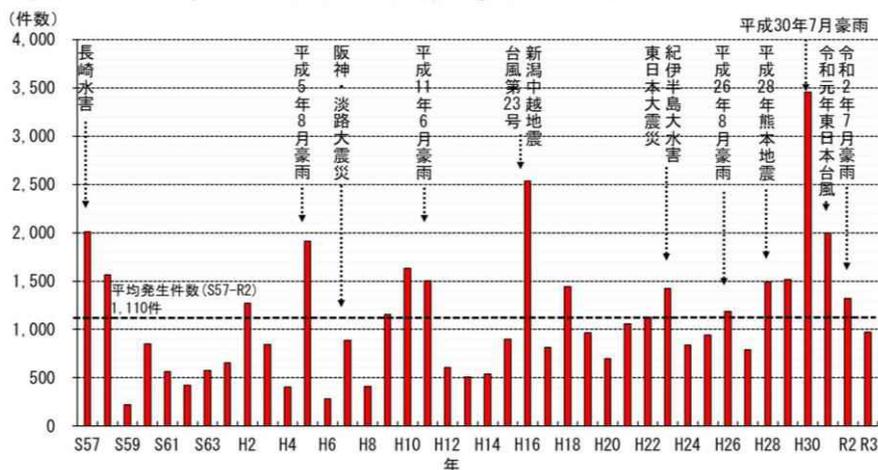
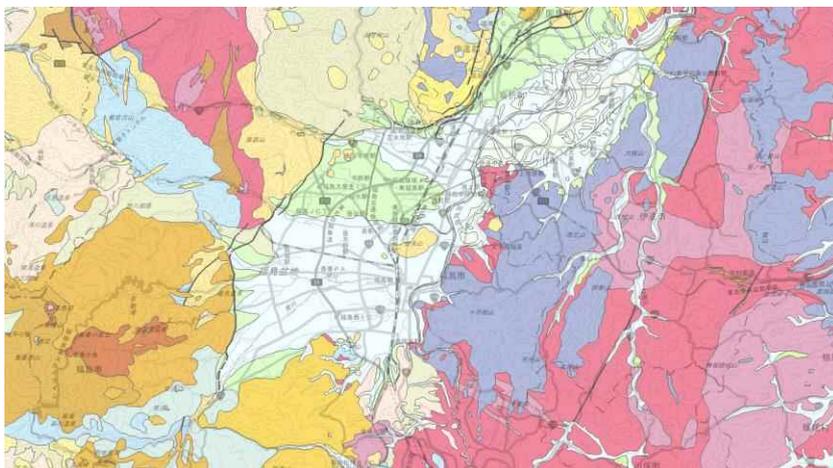


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57～R3)

出典  
国土交通省

図 福島盆地の地質図



出典  
国立研究開発法人  
産業技術総合研究所  
地質調査総合センター

## (8) 金融機関との協定に係る優遇制度の活用

福島県と、県内金融機関は、住宅政策を推進することを目的として、平成18年9月15日に相互連携に関する協定を締結しました。地域貢献の一貫として耐震改修について金融機関が自ら金利優遇などの制度構築を進めています。こうした金融機関の優遇制度についての情報を建築物の所有者等に提供し、活用を促すことにより建築物の耐震改修の促進を誘導します。

## 税制制度リーフレットの例

### I. 減税制度

#### I. 減税制度

※記載の内容は令和4年度の減税制度に関するものです。令和3年度の減税制度については令和3年版「住宅リフォームガイドブック」をご覧ください。  
[https://www.jreform.com/public/pdf\\_guidebook/3-01/P33-01.pdf](https://www.jreform.com/public/pdf_guidebook/3-01/P33-01.pdf)

#### 1. 所得税の控除

**制度期間** リフォーム促進税制 令和5年12月31日まで  
 住宅ローン減税 令和7年12月31日まで

所得税とは1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金(国税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務への申告が必要で必要手続きを行うと控除を受けることができます。所得税の控除には、1)リフォーム促進税制、2)住宅ローン減税という2種類の制度があります。

減税の対象は、性能向上工事(耐震、バリアフリー、省エネ、同床対応、長期優良住宅化リフォーム)とその他の一定の要件を満たした増設等工事です。

**【減税制度の種類と対象となるリフォームの種類】**

減税制度の種類	リフォームの種類	耐震	バリアフリー	省エネ	同床対応	長期優良住宅化	左記以外の増設等工事
1) リフォーム促進税制	リフォームローンの利用期間にかかわらず利用可能	○P.38	○P.38	○P.39	○P.40	○P.41	→
2) 住宅ローン減税	返済期間10年以上のローン利用の場合	○P.42	○P.42	○P.42	△P.42	△P.42	○P.42

※1)リフォーム促進税制は、性能向上工事(上の表の①)と合わせて行うその他の増設等工事(②)住宅ローン減税の対象工事、P.42参照)が対象です。

#### 1) リフォーム促進税制(リフォームローンの利用期間にかかわらず利用可能)

**控除期間** 1年 改修工事を完了した日属する年分  
**最大控除額** 105万円(旧制P.38→P.41参照)  
**控除率** = ①+②の合計額

- ① 性能向上工事の費用の控除率10%限度額まで × 控除率10%
- ② 従前工事の費用の控除率10%限度額まで × (そのうち従前増設工事費用 補助率5%) × 控除率5%

※1 耐震、バリアフリー、省エネ、同床対応リフォームを全て行い、省エネリフォームと併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合  
 ※2 国土交通省が定める「リフォームの種類別の建設的工事費用超過率」(補助率等)  
 ※3 耐震、バリアフリー、省エネ、同床対応、長期優良住宅化の工事内容の総額に、200~600万円(旧制P.38→P.41参照)  
 ※4 同床対応となる工事は性能向上工事の費用と併せて  
 ※5 控除対象となる工事費用は①の工事費用に合計して100万円まで  
 ※6 性能向上工事の費用は、長期の工事費用ではなく、国土交通省がリフォームの工事内容ごとに定めた「標準的工事費用(旧制)」で計算します。

#### 2) 住宅ローン減税(返済期間10年以上のリフォームローンの場合)

**控除期間** 改修後、居住を開始した年から10年  
**最大控除額** 140万円(2,000万円×控除率0.7%/年×10年)  
**1年間の控除額** 改修工事費用相当分の年あたり控除額 × 控除率0.7%

出典 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

### 1. 所得税の控除 2. 固定資産税の減額

#### 2. 固定資産税の減額

**制度期間** 令和6年3月31日まで

固定資産税とは、保有する土地や建物などの固定資産について、1月1日時点の評価額に応じて課される税金(地方税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、市区町村等に申告手続きを行うと当該家屋に係る固定資産税の減額を受けられます。

減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化リフォームです。

減税期間	1年間(工事完了年の翌年度分)			
申告期間	工事完了後3ヶ月以内			
リフォームの種類	耐震 P.38	バリアフリー P.38	省エネ P.39	長期優良住宅化 P.41
減額額	固定資産税額の1/2	固定資産税額の1/3	固定資産税額の1/3	固定資産税額の2/3
備考	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積100㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで

**【所得税の控除と固定資産税の減額の併用の組み合わせ】**

減税制度の併用の可否は以下のとおりです。減税制度によって、併用できない場合がありますので注意が必要です。

		所得税				固定資産税			
		耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化	耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化
所得税	耐震	○	○	○	○	○	○	○	○
	バリアフリー	○	○	○	○	○	○	○	○
	省エネ	○	○	○	○	○	○	○	○
	同床対応	○	○	○	○	○	○	○	○
固定資産税	耐震	○	○	○	○	○	○	○	○
	バリアフリー	○	○	○	○	○	○	○	○
	省エネ	○	○	○	○	○	○	○	○
	長期優良住宅化	○	○	○	○	○	○	○	○

**ポイント**

所得税の控除は、納めている所得税額から控除されます。対象となるリフォーム毎に最大控除額が定められていますが、所得税の納税額がそれより低い場合には、必ずしも最大控除額が控除される訳ではありません。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に該当した控除等もあるため、所得税の納税額も入によって異なります。ご自身の納税額については、源泉徴収票等でご確認ください。

37

## (9) 地震保険等の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に、一定額の保障を得ることができる地震保険に加入することで、その再建が円滑に進むことが期待できます。地震保険は、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であることから、その活用も耐震対策のひとつとして有効であります。地震保険料控除や耐震改修促進税制(旧耐震基準により建設された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合の所得税や固定資産税の特例措置)等の各種優遇措置の適用など、これらの制度が十分活用されるよう必要な周知に努めます。

### 地震保険は、必要保険です。

地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。

**地震保険の特長**

- 1 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 2 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 3 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 4 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 5 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 6 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 7 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 8 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 9 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。
- 10 地震保険は、地震・消火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・滅失による損害を補償します。

**地震保険料控除の特典**

令和3年度に地震保険料を納付した場合は、地震保険料控除の特典を受けられます。

**地震保険料控除の特典の適用範囲**

令和3年度に地震保険料を納付した場合は、地震保険料控除の特典を受けられます。

**地震保険料控除の特典の適用範囲**

令和3年度に地震保険料を納付した場合は、地震保険料控除の特典を受けられます。

地震保険チラシ  
 出典 一般社団法人日本損害保険協会

### (10) 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

本市では、当該建築物の地震に対する安全性の確保が特に必要と判断した場合には、特定建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく「指導」「助言」を実施します。「指導」「助言」を行った建築物で、耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する用途で一定規模以上の建築物に対しては「指示」を行い、正当な理由がなく、「指示」に従わない場合は、「公益性、緊急性、必要性」を勘案し、耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定に基づき、その旨を「公表」するものとします。

当該建築物（既存耐震不適格建築物）をそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合には、建築物の除却・改築・修繕等必要な措置を「勧告」します。また、正当な理由がなく「勧告」に従わない場合には「命令」を行うことも検討します。

図 耐震改修促進法に基づく指導等の流れ

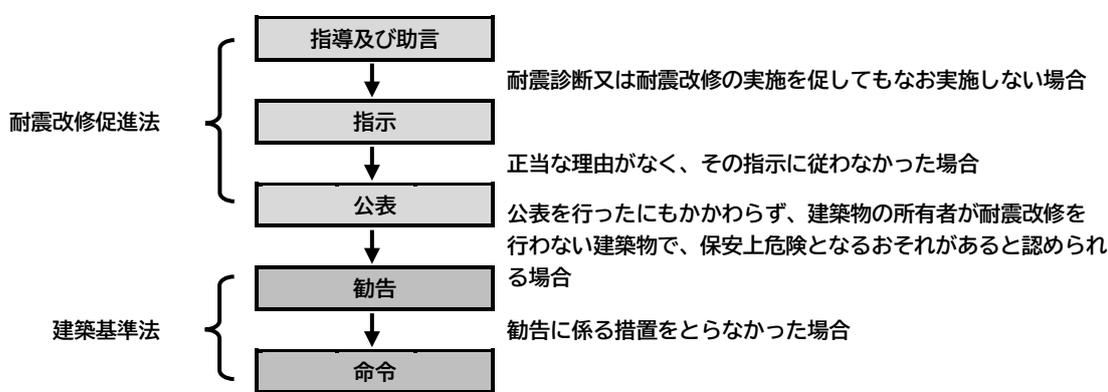


表 耐震改修促進法による耐震診断・耐震改修の指導等

努力義務	指導及び助言	指示	公表
第 14 条	第 15 条第 1 項	第 15 条第 2 項	第 15 条第 3 項
耐震関係規定に適合しない特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。	所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。	所管行政庁は、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。	所管行政庁は、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由がなく、指示に従わない場合はその旨を公表することができる。

表 建築基準法による勧告又は命令等

勧告	命令	
第 10 条第 1 項	第 10 条第 2 項	第 10 条第 3 項
特定行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合には、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上必要な措置をとることを勧告することができる。	特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。	特定行政庁は、前項の規定による場合のほか、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上必要な措置をとることを命ずることができる。

## 7 耐震化を図る支援策等のこれまでの取り組み（令和5年4月1日時点）

本市では、本計画に基づき重点的に耐震化を促進する建築物として木造住宅を位置づけ、普及啓発活動に加え促進、助成事業により耐震化を促進してきました。

木造住宅の取り組みについては、平成18年度から国の交付金制度を活用し「耐震診断」に要する費用の一部を補助する制度を開始しました。その後、平成23年度からは、「耐震改修」を行う所有者等に対して補助を行う制度を追加し、耐震化を進めてきました。今後も引き続き、本市において想定される地震及び被害を踏まえた対策に努めます。

### (1) 木造住宅耐震診断促進事業 実績 539 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	50	111	81	28	-	20	14	23	9	23	22	24	19	12	24	29	50

### (2) 木造住宅耐震改修助成事業 実績 52 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	-	-	-	-	-	1	4	1	7	5	6	8	6	5	2	3	4

### (3) 建築物耐震診断促進助成事業 実績 20 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	6	-	-	-	-
繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	6	-	-	-	-	-

### (4) 建築物耐震改修設計助成事業 実績 10 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-
繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-

### (5) 建築物耐震改修工事助成事業 実績 8 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	-
繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-

### (6) ブロック塀等撤去助成事業 実績 147 件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	25	11	23	37
繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-

# 資料編

## 1 耐震化に関する施策の変遷



## 2 耐震改修促進法（抜粋）

### ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） 〔平成7年10月27日法律第123号〕

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- （略）

（都道府県耐震改修促進計画）

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- （略）

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその

向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### ○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋） 〔平成18年1月25日号外国国土交通省告示第184号〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。（略）特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

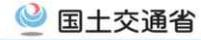
この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担
  - 2 公共建築物の耐震化の促進  
公共建築物については、（略）耐震化の促進に取り組むべきである。（略）具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。（略）
  - 3 法に基づく指導等の実施
  - 4 画の認定等による耐震改修の促進
  - 5 所有者等の費用負担の軽減等
  - 6 相談体制の整備及び情報提供の充実
  - 7 専門家・事業者の育成及び技術開発
  - 8 地域における取組の推進
  - 9 その他の地震時の安全対策
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 1 建築物の耐震化の現状
  - 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
  - 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
  - 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
    - イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方
    - ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
    - ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
    - ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
    - ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施
  - 3 計画の認定等の周知

### 3 耐震改修促進法改正の概要

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行  
平成18年1月26日改正法施行  
平成25年11月25日改正法施行  
平成31年1月1日改正政令施行



#### ○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

[平成 18 年 1 月 25 日号外国国土交通省告示第 184 号]  
改正 令和 3 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1537 号

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担
- 2 公共建築物の耐震化の促進
- 3 法に基づく指導等の実施
  - イ 耐震診断義務付け対象建築物
  - ロ 指示対象建築物
  - ハ 指導・助言対象建築物
- 4 計画の認定等による耐震改修の促進
- 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

(略)

#### 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

##### 1 建築物の耐震化の現状

平成 30 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,360 万戸のうち、約 700 万戸（約 13 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 87 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 15 年間で約 450 万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは 15 年間で約 75 万戸と推計されている。また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和 3 年 4 月 1 日時点で耐震診断結果が公表されている約 11,000 棟のうち、約 1,100 棟（約 10 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 90 パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約 73 パーセントとなっている。

##### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和 3 年 3 月閣議決定)における目標を踏まえ、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

## 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急）

### 要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

#### 不特定多数の者が利用する大規模建築物※1

- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

#### 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物※2

- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

#### 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

- 要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

※1 ○体育館(一般公共の用に供されるもの)○ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂 ○展示場  
○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○博物館、美術館、図書館 ○遊技場 ○公衆浴場 ○飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの  
○理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○車両の停車場又は船舶若しくは航空機の着発場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの  
○自動車駐車場その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ○保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

※2 ○幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 ○小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ○老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの  
○老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

## 耐震診断義務付け対象建築物（要安全）

### 要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

#### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が指定

- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組構造の塀（長さ2.5mを超えるもの）（右図2参照）

ただし、いずれも、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

#### 防災拠点建築物

都道府県が指定

- ・庁舎、病院など
- ・避難所として利用する体育館、旅館・ホテルなど

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

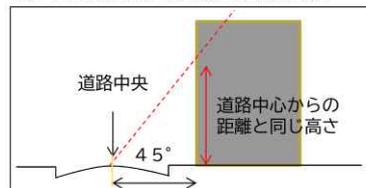
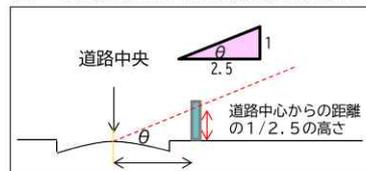
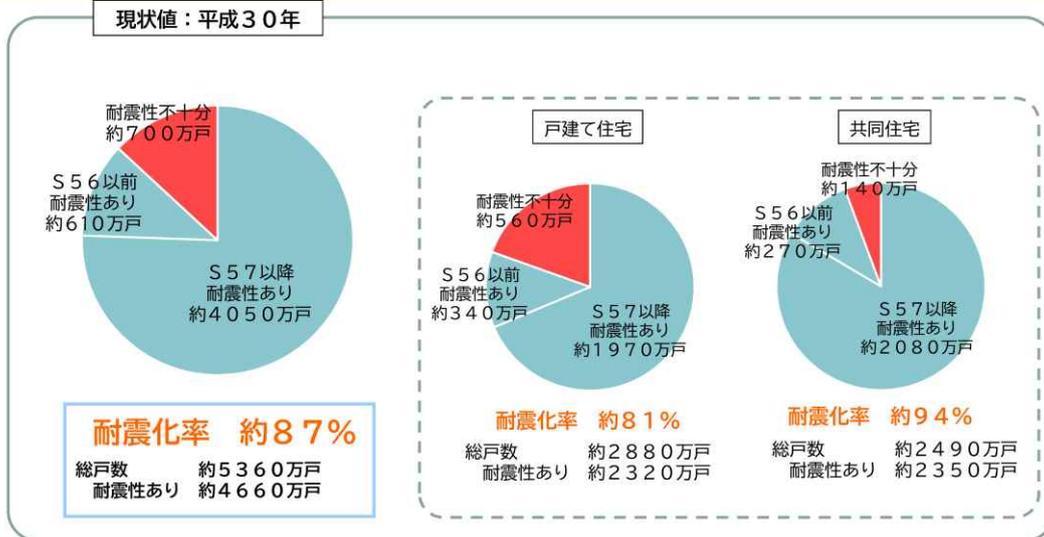


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組構造の塀



- 要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

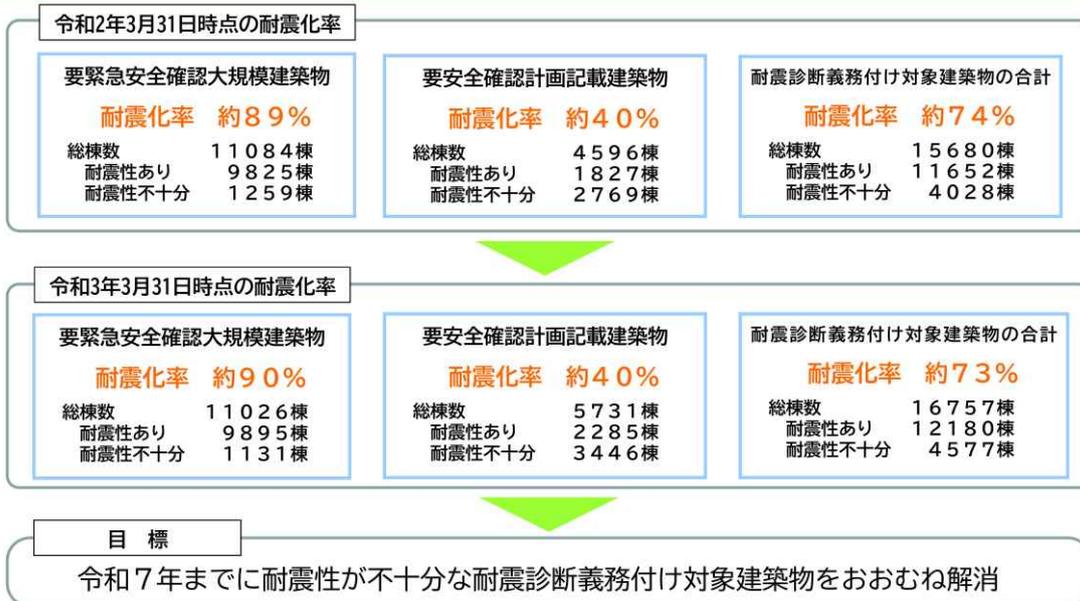
## 住宅の耐震化率



### 目標

令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

## 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況



※耐震診断義務付け対象建築物は旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。  
 ・要緊急安全確認大規模建築物：平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。  
 ・要安全確認計画記載建築物：地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。  
 ※耐震診断結果等が公表されている棟数を基に耐震化率を算出

## 4 福島県耐震改修促進計画（令和3年度～令和12年度）

国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正や、建築物の耐震化を取り巻く環境の変化等を踏まえ、前計画に必要な見直しを加え、令和3年12月に新たに計画を策定しました。

○計画期間  
令和3年度～令和12年度

○耐震化の目標

**住宅**

耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに概ね解消

**耐震診断義務付け対象建築物**

耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消

福島県耐震改修促進計画（令和3～12年度）の概要

第1 計画の概要

1 目的  
○本県における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守ること

2 位置付け  
○耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて計画期間が設定される計画  
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針

3 計画期間  
○令和3年度～12年度（10年間）

4 主な対象建築物  
○旧耐震基準（昭和56年6月以前）で建設された次の建築物（既存不適格建築物）  
①住宅  
②特定建築物（不特定多数が利用する用途で一定の規模以上の建築物）  
③耐震診断義務付け対象建築物（大規模・防火施設、避難施設建築物（70㎡超等を含む））

第2 建築物の耐震化に関する目標等

1 耐震化の現状～耐震性が不十分な住宅・公共施設住宅は概ね解消済み～

建築物の区分	総数（棟）	耐震化率（%）	備考
1 住宅	731,000戸	87.1（平成31.3月末時点）	旧耐震法
2 特定建築物	6,800	95.8（令和3.6月末時点）	旧耐震法、新耐震法、旧省令の所管等を行うが、旧省令を踏襲した建築管理・公表
3 耐震診断義務付け対象建築物	112	79.5（令和3.6月末時点）	旧耐震法
4 特定建築物	156	80.3（令和3.6月末時点）	同上
5 耐震診断義務付け対象建築物	46	約30～40%（令和3.6月末時点）	旧耐震法（耐震診断義務あり）
6 公共施設住宅	1,441	99.0（令和3.6月末時点）	旧耐震法
7 公共施設住宅	883	約2.8割	新耐震法

2 耐震化の目標

(1) 住宅～耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに概ね解消～

建築物の区分	令和3年度	令和7年度	令和12年度
住宅	79.7%	87.5%	99%

(2) 耐震診断義務付け対象建築物～耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消～

建築物の区分	令和3年度	令和7年度	令和12年度
1 大規模建築物	-	79.5%	90%
2 特定建築物	-	80.3%	90%
3 耐震診断義務付け対象建築物（大規模・防火施設）	-	約30～40%	約60～70%

第3 建築物の耐震化を促進する施策（主な内容）

1 耐震化の支援制度  
○市町村等と連携し、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等に対する補助事業を実施

2 耐震化の環境整備  
○関係団体等と連携し、各種相談へのきめ細かな対応と効果的な普及・啓発活動を展開

第4 建築物の減災化を促進する施策（主な内容）

1 減災化の基本的対策  
○天井、外壁、屋根瓦など建築材料の落下防止や設備機器、家具等の転倒防止など減災化を促進

2 ブロック塀等の耐震対策  
○ブロック塀等の倒壊による死傷事故の発生抑制等を踏まえ、点検及び改修や除却等の耐震対策を促進

第5 建築物の耐震化等に関するその他の取組（主な内容）

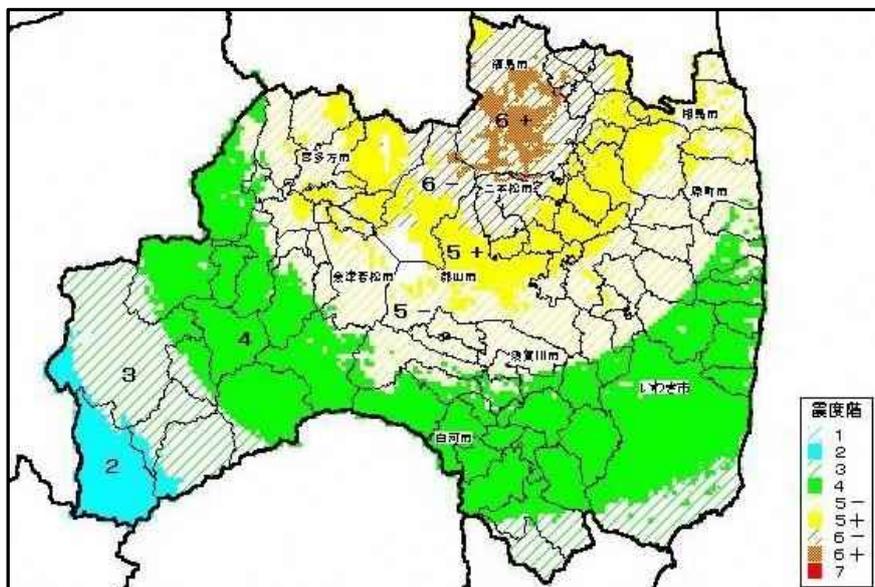
1 市町村との連携  
○市町村は、県の計画を踏まえて「市町村耐震改修促進計画」を策定し、県と一体となって住宅・建築物の耐震化を促進

2 関係団体等との連携  
○県・市町村は、建築関係団体等と連携し必要な取組を推進

## 5 福島盆地西縁断層帯を震源とした地震分布

地震調査研究推進本部が令和3年1月13日に公表した「福島県沖地震」の発生確率は、令和3年1月1日を基準日として10年以内に20%程度、30年以内に50%程度、50年以内に70%程度となっており、想定マグニチュードは7.0～7.5程度となっています。

福島盆地西縁断層帯を震源とした地震分布（M7.0）

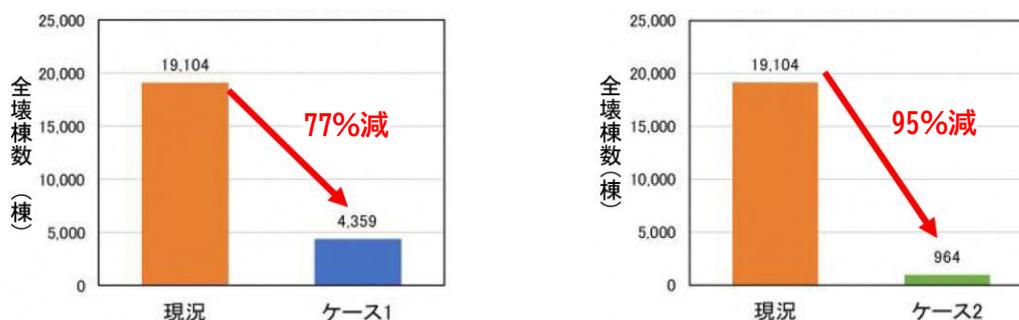


出典 福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編） 令和4年3月31日修正版

「福島県地震・津波被害想定調査」の前回調査との比較

	調査（令和元年～令和４年度）	前回調査（平成７年～平成９年度）
想定地震	福島盆地西縁断層帯の地震（M7.8、Mw7.1） 会津盆地東縁断層帯の地震（M7.7、Mw7.0） 想定東北地方太平洋沖地震（M9.0、Mw9.0） 市町村庁舎直下で発生する地震（M7.3、Mw6.8）	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震（M7.0） 会津盆地西縁南部断層帯を震源とする地震（M7.0） 双葉断層帯北部を震源とする地震（M7.0） 福島県沖を震源とする地震（M7.7）
最大震度	福島盆地西縁断層帯地震 7【福島市：7】 会津盆地東縁断層帯地震 7【福島市：5強】 想定東北地方太平洋沖地震 7【福島市：6弱】	福島盆地西縁断層帯地震 6強 会津盆地西縁断層帯地震 6強 双葉断層帯地震 6強 福島県沖地震 6弱
自然災害の予測項目	・地震動 ・液状化 ・土砂災害 ・津波浸水域（令和４年８月３１日公表結果を活用）	・地震動 ・液状化 ・斜面崩壊 ・津波浸水域
主な被害予測項目	・建物被害（液状化、揺れ、急傾斜地、津波、火災） ・人的被害（建物倒壊、急傾斜地崩壊、津波、火災、ブロック塀等） ・ライフライン被害（電力、上水道、下水道、ガス、通信） ・交通被害（道路、鉄道、港湾、空港） ・生活支障（避難者、物資需要量、災害廃棄物、孤立集落、帰宅困難者、医療機能、住機能） ・地震水害（河川堤防、ため池、ダム） ・重要施設、重要文化財 ・経済被害（直接経済被害、間接経済被害） ・減災効果の評価	・建物被害、火災被害 ・人的被害（避難者含む） ・ライフライン被害（電力、上水道、下水道、ガス） ・交通被害（道路、鉄道） ・生活支障（衣食住、ライフライン、交通、日常医療、物資、住宅） ・重要施設機能支障
建物被害※20	福島盆地西縁断層帯地震 33,618 棟 会津盆地東縁断層帯地震 35,970 棟 想定東北地方太平洋沖地震 31,971 棟	福島盆地西縁断層帯地震 13,407 棟 会津盆地西縁断層帯地震 12,236 棟 双葉断層帯地震 8,838 棟 福島県沖地震 44,891 棟
人的被害（死者）	福島盆地西縁断層帯地震 1,471 人 会津盆地東縁断層帯地震 1,624 人 想定東北地方太平洋沖地震 1,651 人	福島盆地西縁断層帯地震 840 人 会津盆地西縁断層帯地震 749 人 双葉断層帯地震 553 人 福島県沖地震 346 人

建物被害の対策を講じた場合の減災効果の試算として、被害想定における旧耐震基準の建物が、耐震対策を行い新耐震基準相当の建物になった場合（ケース 1）には、現況の全壊棟数からおよそ 80%、全ての木造の建物が 2002 年以降の建物に建て替わった場合（ケース 2）には、95%以上揺れによる全壊棟数が減少し、耐震化率が 100%になると大きく被害が減少すると予測されています。



※20 調査（令和元年～4年度）：全壊・焼失 前回調査（平成7年～9年度）：倒壊・大破・焼失

## 6 耐震診断及び改修における構造耐震指標

耐震改修促進法の規定に基づく、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）中、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」において、耐震診断の方法やその方法と同等以上の効力を有すると認める方法として、国土交通大臣が認めた方法、建築物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した構造耐震指標等による安全性の判断基準が示されています。

構造耐震指標  $I_s$ （数値が大きいほど耐震性能は高い）

= 建物の強さと粘りの指標 × 建物の形状、バランスの良さの指標 × 建物の経年劣化の指標

耐震診断の結果による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は、極めてまれに遭遇する大規模な地震（震度 6 強から 7 に達する程度）に対する安全性（新耐震基準同等）を示しており、いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、耐震性が不足するものであっても建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

### 木造の耐震性能

構造耐震指標 $I_w$	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
$I_w < 0.7$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
$0.7 \leq I_w < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
$1.0 \leq I_w$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

### 非木造の耐震性能（第 2 次診断法）

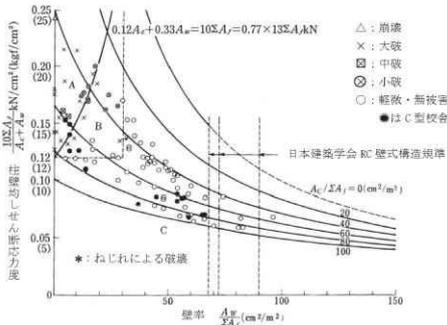
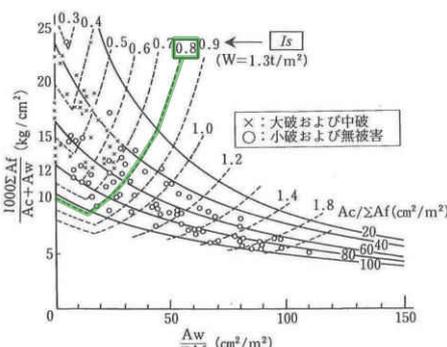
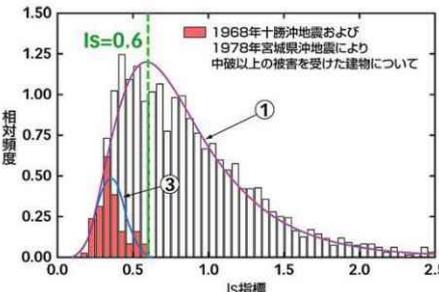
構造耐震指標 $I_s$ 及び保有水平耐力に係る指標 $q$	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	
I 現行耐震基準未滿 耐震改修等の 努力義務	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$ ( $I_s$ 値 0.3 未滿)	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
II	(I) 及び (III) 以外 ( $I_s$ 値 0.3 以上 0.6 未滿)	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
III 現行耐震基準相当	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$ ( $I_s$ 値 0.6 以上)	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※安全性の評価（I、II、III）は、「耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について（技術的助言）」（平成 31 年 1 月 1 日国住指第 3209 号）に示された構造耐震指標  $I_s$  等の大小（判定式）で判定される。

### 主な耐震診断基準

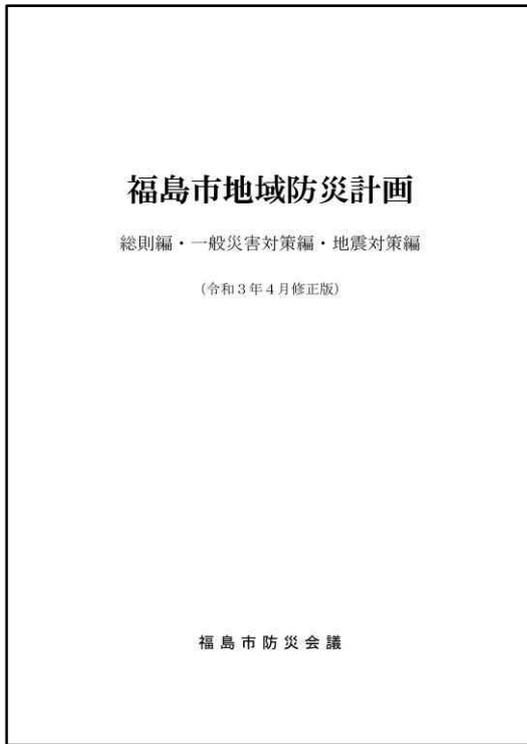
建物の構造	耐震診断基準
鉄筋コンクリート造	(一財) 日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
	(一財) 建築保全センター「官庁施設の総合耐震診断基準」
	文部科学省大臣官房文教施設企画部「屋内運動場等の耐震性能診断基準」
鉄骨造	(一財) 日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」
壁式鉄筋コンクリート造	(一財) 日本建築防災協会「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」

## 構造体の耐震診断法比較

診断回数	第1次診断法	第2次診断法
適した構造特性	比較的耐震壁が多く配された建築物の耐震性能を簡略的に評価することを目的とした診断法。対象建物の柱・壁の断面積から構造耐震指標を評価するもの。	梁よりも、柱、壁などの鉛直部材の破壊が先行する建築物の耐震性能を簡略的に評価することを目的とした診断法。対象建築物の柱・壁の断面積に加え、鉄筋の影響も考慮し、構造耐震指標を評価するもの。第1次診断法よりも計算精度の改善を図っており、最も適用性の高い診断法。
構造計算必要算項目	床面積、階数、階高、柱断面寸法、柱内法長さ、壁断面寸法、腰壁・垂れ壁寸法	(第1次診断法に加え) 壁開口部寸法、柱配筋、壁配筋、コンクリート強度、柱鉄筋強度
難易度	易しい	難しい
構造耐震指標 $I_s$ 「安全」(想定する地震動に対して所要の耐震性を確保)	<p><math>I_s</math> 値 0.8 以上</p> <p>1968年(昭和43年)十勝沖地震の被害を基に、鉄筋コンクリート中低層建物の被害は壁と柱の分量でおおよそ決まることを、東北大学の志賀敏男博士が下図「志賀マップ」の形で示した。</p>  <p>既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準の第1次診断法による <math>I_s</math> 値を重ね合わせることで、壁量、柱量と強度、被害との関係を解釈しようとしたもの。</p> 	<p><math>I_s</math> 値 0.6 以上</p> <p>被害地震を未経験の鉄筋コンクリート造建築物と1968年(昭和43年)十勝沖地震(M7.9、震度5)及び1978年(昭和53年)宮城県沖地震(M7.4、震度5)で中破以上の被害を受けた鉄筋コンクリート造建築物の第2次診断法による結果を比較したもの。</p>  <p>①: 被災地震を未経験の建築物の <math>I_s</math> 値分布          ③: 1968年十勝沖地震及び1978年宮城県沖地震で中破以上の被害を受けた建築物群の <math>I_s</math> 値分布          (<math>I_s</math> 値が0.6以上の場合、中破以上の被害を受けていない)</p> <p>この分布によると、震度5程度では、<math>I_s</math> 値が0.6以上の建築物には中破以上の被害が生じていない。ただし、これよりも低い <math>I_s</math> 値の建築物全てが0.6を下回ると確定的に被害が生じるのではなく、<math>I_s</math> 値が低くなるにしたがって被害を受ける可能性が高くなり、被害程度の推定にばらつきを考慮する必要がある。</p>

※「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法は、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象として、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認するための簡便な手法であり、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物以外の建築物に対しては、第1次診断法により適切に耐震性を判断することができない。想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、第2次診断法その他の耐震診断の方法によりさらに詳細な耐震診断を行うことが必要。

## 7 福島市地域防災計画



福島市地域防災計画においては、第1編総則編 第2章災害予防計画 第2節安全で災害に強いまちづくりの推進の中で、建築物の耐震、不燃化の促進など、地震に強い都市をつくるための効果的な施策の展開を定めています。

具体的には、延焼遮断帯の整備として、幹線道路沿道等の耐震、不燃化の促進、市街地の整備として、市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面、緑地等の計画的確保により、防災に配慮した土地利用の誘導等、建築物の耐震、不燃化として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した建築物耐震改修促進計画により、「地震に強いまちづくり」に努めるとしています。

民間建築物の耐震化については、所有者等に対して耐震工法及び耐震補強等の重要性について広報、啓発に努め、耐震診断、改修等の実施を誘導、市施設の耐震、不燃化については、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設であることから、このような視点に立ち、耐震性にも優れた庁舎整備を進めていくとともに、耐震対策については耐震診断を行い、緊急度の高い施設から順次補強又は改修の措置を講ずるとしています。

また、建築物、造物倒壊、家具等転倒の予防として、地震による負傷、死亡を防止するには、家屋の倒壊、ブロック塀など建築物の倒壊、ビルのガラス等落下物、家具の転倒などを防止することが最も重要であることから、公共的な建物については、耐震診断を行い、対策を講ずるとともに、市民や一般企業に対しても耐震対策の重要性を広報周知し、対策を求めていく必要があるとしています。

第3編地震対策編 第1章災害予防計画 第1節都市公共施設の災害対応力の強化の中で、市施設についての災害対応力強化を示しています。

- (1) 利用者の安全確保
- (2) 防災施設の整備
- (3) 活動体制の整備

第2節被害の軽減の中で、地震による一次的、二次的被害として、液状化、がけくずれ災害、ブロック塀等の倒壊、落下物等、それぞれの被害発生の形態に則した軽減方策を定めています。

ブロック塀等の重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難や消防、救援活動の妨げとならないよう、その実態を調査し、危険なものについては改修を指導するとともに、市の施設については、生け垣化やその他の緑化を積極的に推進し、市民や事業所にも協力を求めていくとしています。具体的には、建築物建築確認に伴う事前指導の強化、建設関係団体に協力を要請し、正しい施工方法や補強方法についての安全化の徹底や市民に対して、ブロック塀等の正しい施工方法や補強方法、地震時のブロック塀等重量塀からの危険回避等について、普段からのPR強化に努めるとしています。

また、落下物防止対策として、屋内の落下物防止対策については、各種団体の協力を得ながらあらゆる機会をとらえその対策の実施を指導、啓発、建築物の落下物防止対策、道路沿道の落下物等防止対策を講じるように指導していくとしています。

第1編総則編 第2章災害予防計画 第9節緊急輸送の環境整備 第1陸上輸送の環境整備 の中で、緊急輸送路（42路線）を指定しています。

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点が密接に結びついている有機的連携を考慮し、陸上輸送及び航空輸送に分けて、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、道路管理者は緊急輸送路の整備を計画的に実施します。

緊急輸送のネットワーク化を図るため、主要施設と接続する道路を緊急輸送路として指定

主要施設	市本庁舎（災害対策本部）、支所（災害対策現地本部）、消防本部（署）、警察署 受入医療機関等の主要公共施設		
	広域避難場所		
	公設地方卸売市場、輸送拠点、臨時ヘリポート、ふくしまスカイパーク		
緊急輸送路	第1次確保路線	広域的な輸送に不可欠な高速道路、国道などの主要幹線道路で 最優先に確保すべき路線	6路線
	第2次確保路線	市災害対策本部などの主要拠点と接続する幹線道路で 優先的に確保すべき路線	25路線
	第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	11路線

### (1) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
高速自動車道	①東北自動車道	市内全区間
	②東北中央自動車道	
国道	③4号	市内全区間
	④13号	
	⑤115号	国道4号～伊達市境
一般県道	⑥水原福島線	国道13号～福島県庁

### (2) 第2次確保路線

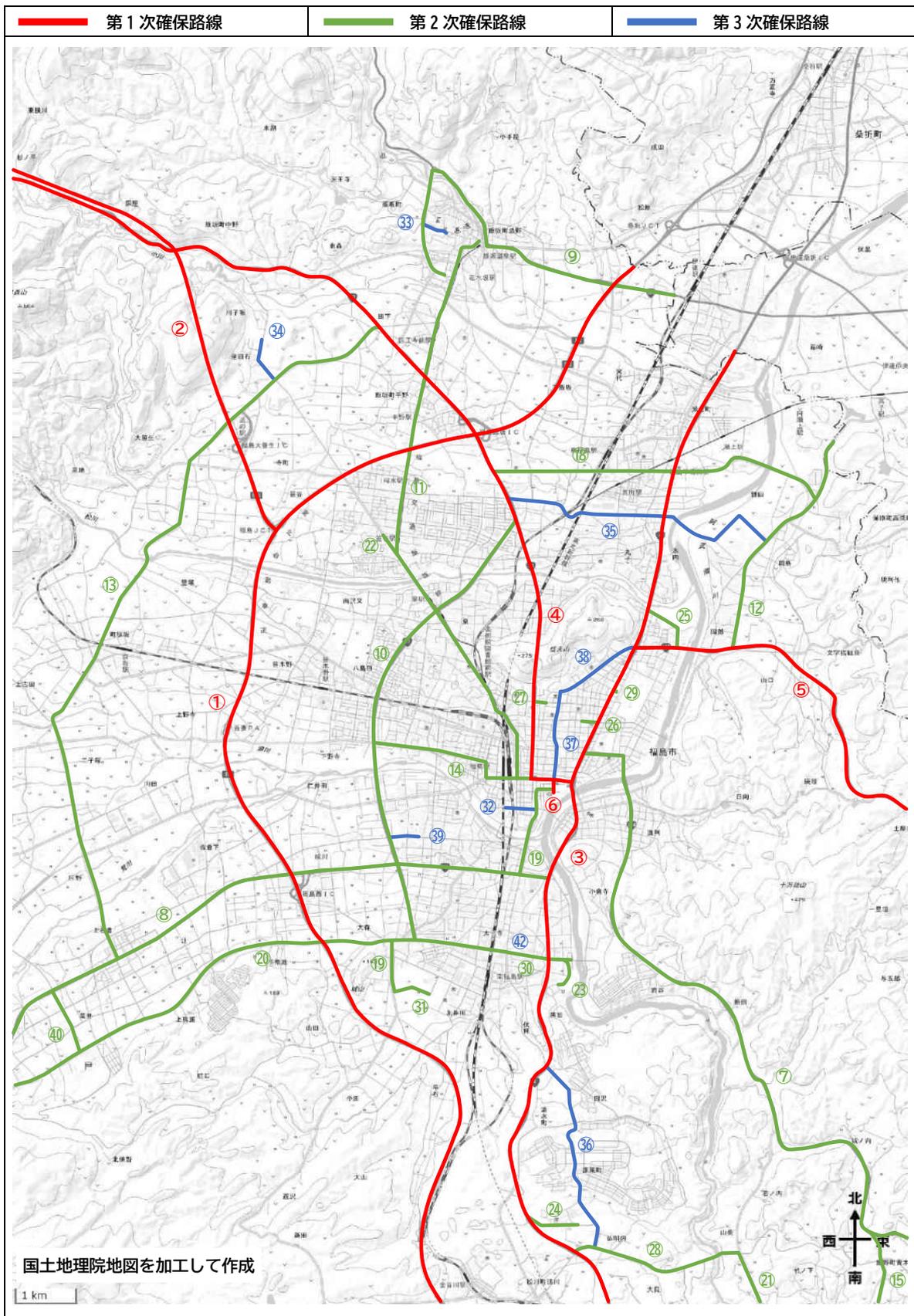
種別	路線名	区間
国道	⑦114号	市内全区間
	⑧115号	国道4号～猪苗代町境
	⑨399号	国道349号～県道福島飯坂線
	⑩13号福島西道路	国道13号～県道南福島停車場線
主要地方道	⑪福島飯坂線	市内全区間
	⑫福島保原線	国道115号～国道349号
	⑬上名倉飯坂伊達線	国道13号～国道115号
	⑭福島吾妻裏磐梯線	国道13号～国道13号福島西道路
	⑮飯野三春石川線	国道114号～川俣安達線
	⑯川俣安達線	飯野三春石川線～国道114号
	⑰霊山松川線	飯野三春石川線～大沢広表線

種別	路線名	区間
一般県道	⑱飯坂保原線	国道13号～福島保原線
	⑲水原福島線	福島県庁～国道115号、南福島停車場線～済生会福島総合病院)
	⑳南福島停車場線	国道115号～市道南向台黒岩線
	㉑大沢広表線	霊山松川線～市道金沢立子山線
	㉒折戸笹谷線	福島飯坂線～福島第一病院
市道	㉓南町稲場線	南向台黒岩線～東北地方整備局福島河川国道事務所
	㉔北八幡金山線	国道4号～県立医大
	㉕松山町北中川原線	信夫ヶ丘競技場を結ぶ
	㉖曾根田三本木線	国道4号～福島市役所
	㉗太平寺山口線	国道13号～福島テレビ
	㉘金沢立子山線	国道4号～大沢広表線
	㉙松浪町春日町2号線	国道4号～福島競馬場
	㉚南向台黒岩線	南町稲場線～南町浅川線
	㉛中町中西田線	県道水原福島線～済生会福島総合病院

### (3) 第3次確保路線

種別	路線名	区間
市道	㉜矢剣町烏谷下町線	福島ガスを結ぶ
	㉝古館中赤館線	国道399号～パルセいいざか
	㉞笹谷中野線	主要地方道上名倉飯坂伊達線～十六沼運動公園
	㉟鎌田笹谷線	国道13号～公設地方卸売市場～主要地方道福島保原線
	㊱南町浅川線	国道4号～金沢立子山線
	㊲杉妻町御山線	国道13号～太平寺山口線
	㊳太平寺山口線	杉妻町御山線～国道4号
	㊴南町佐倉下線	国道13号福島西道路～東北運輸局
	㊵玉ノ木上町裏線	国道115号～陸上自衛隊福島駐屯地
	㊶荒井あづま公園線	国道115号～あづま運動公園
	㊷南向台黒岩線	国土交通省福島国道維持出張所を結ぶ

(4) 緊急輸送路のネットワーク図



## 8 防災拠点建築物の指定

### (1) 第1次指定

福島県耐震改修促進計画において指定 令和5年4月1日時点  
 ※No.：福島県耐震改修促進計画資料編において指定された番号を示す

No.	建築物名称	所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
1	消防本部・福島消防署	天神町 14-25	1,446	RC造	3
2	福島消防署清水分署	泉字堀ノ内 13-1	300	S造	1
3	福島消防署西出張所	上野寺字辻 48-2	330	S造	1
4	福島市衛生処理場(汚泥処理棟)	堀河町 9-20	2,054	RC造	3
5	福島第二小学校(屋内運動場)	浜田町 2-1	793	RC造	1
6	福島第三小学校(屋内運動場)	松浪町 3-46	821	RC造	1
7	三河台小学校(屋内運動場)	三河南町 17-7	815	RC造	1
8	岡山小学校(南校舎)	山口字上中田 43	3,517	RC造	3
9	岡山小学校(屋内運動場)	山口字上中田 43	981	RC造	1
10	瀬上小学校(南校舎)	瀬上町字一ノ坪 28	1,608	RC造	3
11	鎌田小学校(北校舎)	丸子字石名田 6	817	RC造	3
12	鎌田小学校(南校舎)	丸子字石名田 6	2,450	RC造	3
13	月輪小学校(屋内運動場)	鎌田字早津小屋 12	388	S造	1
14	清水小学校(南校舎)	南沢又字柳清水 20	2,272	RC造	3
15	清水小学校(屋内運動場)	南沢又字柳清水 20	968	RC造	1
16	矢野目小学校(屋内運動場)	南矢野目字関端 2-1	1,083	RC造	1
17	大笹生小学校(屋内運動場)	大笹生字緑田 1	574	S造	1
18	笹谷小学校(屋内運動場)	笹谷字上町 18	792	RC造	1
19	荒井小学校(北校舎)	荒井北三丁目 7-4	960	RC造	3
20	飯坂小学校(南校舎)	飯坂町字桜下 1	3,035	RC造	4
21	飯坂小学校(屋内運動場)	飯坂町字桜下 1	981	RC造	1
22	大森小学校(北校舎)	大森字南中道 4	1,544	RC造	3
23	大森小学校(南校舎西)	大森字南中道 4	1,619	RC造	3
24	大森小学校(西校舎)	大森字南中道 4	734	RC造	3
25	鳥川小学校(屋内運動場)	上鳥渡字茶中 40	1,083	RC造	1
26	蓬萊小学校(屋内運動場)	蓬萊町四丁目 2-1	880	RC造	1
27	北沢又小学校(南校舎)	北沢又字愛宕 1	2,759	RC造	3
28	北沢又小学校(屋内運動場)	北沢又字愛宕 1	981	RC造	1
29	福島第二中学校(北校舎)	桜木町 5-20	2,752	RC造	3
30	福島第三中学校(屋内運動場第二)	古川 44-2	830	RC造	1
31	信陵中学校(北校舎西)	笹谷字島原 2	765	RC造	3
32	信陵中学校(南校舎西)	笹谷字島原 2	1,119	RC造	3
33	信陵中学校(南校舎東)	笹谷字島原 2	1,905	RC造	3
34	北信中学校(北校舎)	鎌田字御仮家 20	2,323	RC造	3
35	北信中学校(南校舎中)	鎌田字御仮家 20	2,263	RC造	3

No.	建築物名称	所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
36	西信中学校(南校舎)	上名倉字道上 6	2,074	RC 造	3
37	西信中学校(北校舎)	上名倉字道上 6	919	RC 造	2
38	大島中学校(北校舎)	飯坂町字館 11	2,492	RC 造	3
39	平野中学校(屋内運動場)	飯坂町平野字館ノ前 3-3	1,155	RC 造	1
40	蓬萊中学校(東校舎)	蓬萊町五丁目 14-1	4,250	RC 造	3
41	蓬萊中学校(屋内運動場)	蓬萊町五丁目 14-1	1,075	RC 造	1
42	吾妻中学校(屋内運動場)	町庭坂字原田 8	824	RC 造	1
43	蓬萊児童センター	蓬萊四丁目 14-1	300	RC 造	2
44	福島県青少年会館	黒岩字田部屋 53-5	3,348	RC 造	5
45	医療生協わたり病院(北棟)	渡利字中江町 34	2,553	RC 造	4
46	アクティおろしまち(旧福島卸商団地 展示場)	鎌田字卸町 10-1	1,598	S 造	2

## (2) 第 2 次指定

福島県耐震改修促進計画において指定 令和 5 年 4 月 1 日時点  
 ※No. : 福島県耐震改修促進計画資料編において指定された番号を示す

No.	建築物名称	所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
105	福島南消防署杉妻出張所	郷野目字東 1-4	146	S 造	1
106	さとうクリニック内科・消化器科	方木田字中屋敷 1-1	327	木造	1
107	AXC ビル	栄町 12-18	22,592	SRC 造	12
108	飯坂ホテル聚楽(1 期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	6,357	SRC 造	8
109	飯坂ホテル聚楽(2 期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	2,601	RC 造	3
110	飯坂ホテル聚楽(3 期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	3,964	RC 造	7
111	飯坂ホテル聚楽(4 期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	8,641	RC 造	7
112	飯坂ホテル聚楽(5 期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	776	RC 造	5
113	医療生協わたり病院(管理棟)	渡利字中江町 34	279	S 造	1

## 9 耐震診断義務付け対象建築物等の診断結果

大規模地震（震度 6 強以上）での倒壊危険性（構造体の耐震診断法）

第 2 次診断法…建築物の図面をもとに、現況調査を行い、柱や壁の断面寸法、建築物の形状や経年劣化状態などに加え、より詳細に判定するためコンクリートのひび割れや強度などについて、詳細な現地調査を行い、柱や壁の中の鉄筋量も考慮して Is 値を算定する方法

### (1) 要緊急安全確認建築物 a. 大規模建築物

令和 5 年 4 月 1 日時点

No.	建築物名称	所在地	建築物の主たる用途	地震（震度 6 強以上）での倒壊危険性			備考 ※（A 判定）耐震診断の結果耐震性を有すると判定された建築物
				現行耐震基準未滿 耐震改修等の努力義務		現行耐震 基準相当	
				I 倒壊・崩壊 する危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 する危険性 がある	III 倒壊・崩壊 する危険性 が低い	
1	桜の聖母学院中学校 高等学校(A 棟)	野田町七丁目 11-1	中学校 高等学校			○	耐震補強済 H26.9
	桜の聖母学院中学校 高等学校(B 棟)	野田町七丁目 11-1	中学校 高等学校			-	耐震診断 (A 判定)
	桜の聖母学院中学校 高等学校(C 棟)	野田町七丁目 11-1	中学校 高等学校			○	耐震補強済 H26.9
	桜の聖母学院中学校 高等学校(K 棟)	野田町七丁目 11-1	中学校 高等学校			○	耐震補強済 H26.9
2	福島第一小学校 (北校舎)	杉妻町 1-24	小学校			○	耐震補強済 H21.3
3	杉妻小学校 (南校舎)	伏拝字沢口 18	小学校			○	耐震補強済 H23.3
4	渡利小学校 (北校舎東)	渡利字八幡町 120	小学校			○	耐震補強済 H24.3
	渡利小学校 (東校舎)	渡利字八幡町 120	小学校			○	耐震補強済 H24.3
5	北沢又小学校 (北校舎)	北沢又字愛宕 1	小学校			-	耐震診断 (A 判定)
	北沢又小学校 (南校舎)	北沢又字愛宕 1	小学校			○	耐震補強済 H29.3
6	岡山小学校 (南校舎)	山口字上中田 43	小学校			○	耐震補強済 H31.3
7	飯坂小学校 (南校舎)	飯坂町字桜下 1	小学校			○	耐震補強済 R2.3
	飯坂小学校 (東校舎)	飯坂町字桜下 1	小学校			○	耐震補強済 R2.3
8	飯野中学校 (校舎)	飯野町大字飯野字 西志保井 1-1	中学校			○	耐震補強済 H24.3
9	吾妻中学校 (校舎)	町庭坂字原田 8	中学校			○	耐震補強済 H26.3
	吾妻中学校 (木工・金工室)	町庭坂字原田 8	中学校			○	耐震補強済 H26.3
10	蓬萊中学校 (東校舎)	蓬萊町五丁目 14-1	中学校			○	耐震補強済 H31.3
11	平野中学校 (南校舎)	飯坂町平野字館ノ前 3-3	中学校			○	耐震補強済 R2.3
12	西信中学校 (北校舎)	上名倉字道上 6	中学校			○	耐震補強済 R2.3
	西信中学校 (南校舎)	上名倉字道上 6	中学校			○	耐震補強済 R2.3

令和5年4月1日時点

No.	建築物名称	所在地	建築物の 主たる 用途	地震(震度6強以上)での倒壊危険性			備考 ※(A判定) 耐震診断の 結果耐震性を 有すると 判定された 建築物
				現行耐震基準未滿 耐震改修等の努力義務		現行耐震 基準相当	
				I 倒壊・崩壊 する危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 する危険性 がある	III 倒壊・崩壊 する危険性 が低い	
13	松陵中学校 (校舎)	松川町字上桜内3-4	中学校	○			建替え予定
14	福島県文化センター (大ホール)	春日町5-54	観覧場			-	耐震診断 (A判定)
	福島県文化センター (中央棟)	春日町5-54	観覧場			○	耐震補強済 H24.9
	福島県文化センター (小ホール・楽屋棟)	春日町5-54	観覧場			-	耐震診断 (A判定)
	福島県文化センター (歴史資料館)	春日町5-54	観覧場			○	耐震補強済 H24.9
15	福島市市民会館 (本館)	霞町1-52	集会場	○			解体予定
	福島市市民会館 (第1ホール)	霞町1-52	集会場			○	解体予定
16	福島市公会堂	松木町1-7	集会場	○			解体予定
	福島市立図書館	松木町1-1	集会場	○			再整備を検討
	中央学習センター	松木町1-7	集会場	○			解体予定
17	平和ビル	栄町8-1	百貨店	○			解体予定
18	辰巳屋ビル	栄町5-1	百貨店			-	耐震診断 (A判定)
19	AXCビル	栄町11-25	物品 販売業			○	耐震補強済 R1.6
20	飯坂ホテル聚楽 (1期棟)	飯坂町字西滝ノ町27	ホテル			○	一部鉄骨造 部分解体済
	飯坂ホテル聚楽 (1期棟)	飯坂町字西滝ノ町27	ホテル			○	耐震補強済 R2.1
	飯坂ホテル聚楽 (4期棟)	飯坂町字西滝ノ町27	ホテル			○	耐震補強済 R2.1
21	福島リッチホテル	栄町2-36	ホテル		○		未定
22	杉妻会館	杉妻町3-45	ホテル			-	耐震診断 (A判定)
23	福島県警察本部 福島運転免許センター	町庭坂字大原1-1	その他 これらに 類する 公益上 必要な 建築物			○	耐震補強済 H27.3

(2) 要安全確認計画記載建築物 b. 防災拠点建築物 (第1次指定)

令和5年4月1日時点

※No.: 福島県耐震改修促進計画資料編において指定された番号を示す

No.	建築物名称	所在地	災害時の用途	地震(震度6強以上)での倒壊危険性			備考 ※(A判定) 耐震診断の 結果耐震性を 有すると 判定された 建築物
				現行耐震基準未滿 耐震改修等の努力義務		現行耐震 基準相当	
				I 倒壊・崩壊 する危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 する危険性 がある	III 倒壊・崩壊 する危険性 が低い	
1	消防本部・福島消防署	天神町 14-25	防災対策 拠点施設	○			解体予定
2	福島消防署清水分署	泉字堀ノ内 13-1	防災対策 拠点施設			○	建替え済 R3.9
3	福島消防署西出張所	上野寺字辻 48-2	防災対策 拠点施設	○			集約化を検討
4	福島市衛生処理場 (汚泥処理棟)	堀河町 9-20	し尿処理 施設			-	耐震診断 (A判定)
5	福島第二小学校 (屋内運動場)	浜田町 2-1	避難所			○	耐震補強済 R3.3
6	福島第三小学校 (屋内運動場)	松浪町 3-46	避難所			○	耐震補強済 R1.3
7	三河台小学校 (屋内運動場)	三河南町 17-7	避難所			○	耐震補強済 R2.11
8	岡山小学校【要緊急】 (南校舎)	山口字上中田 43	避難所			○	耐震補強済 H31.3
9	岡山小学校 (屋内運動場)	山口字上中田 43	避難所			○	耐震補強済 R2.3
10	瀬上小学校 (南校舎)	瀬上町字一ノ坪 28	避難所			○	耐震補強済 H30.3
11	鎌田小学校 (北校舎)	丸子字石名田 6	避難所			○	耐震補強済 H30.3
12	鎌田小学校 (南校舎)	丸子字石名田 6	避難所			○	耐震補強済 H30.3
13	月輪小学校 (屋内運動場)	鎌田字早津小屋 12	避難所			○	耐震補強済 H31.3
14	清水小学校 (南校舎)	南沢又字柳清水 20	避難所			○	耐震補強済 H31.3
15	清水小学校 (屋内運動場)	南沢又字柳清水 20	避難所			○	耐震補強済 H31.3
16	矢野目小学校 (屋内運動場)	南矢野目字関端 2-1	避難所			○	耐震補強済 R2.1
17	大笹生小学校 (屋内運動場)	大笹生字緑田 1	避難所			○	耐震補強済 H31.3
18	笹谷小学校 (屋内運動場)	笹谷字上町 18	避難所			○	耐震補強済 R1.11
19	荒井小学校 (北校舎)	荒井北三丁目 7-4	避難所			○	耐震補強済 R1.12
20	飯坂小学校【要緊急】 (南校舎)	飯坂町字桜下 1	避難所			○	耐震補強済 R2.3
21	飯坂小学校 (屋内運動場)	飯坂町字桜下 1	避難所			○	耐震補強済 R2.3
22	大森小学校 (北校舎)	大森字南中道 4	避難所			○	耐震補強済 H29.3
23	大森小学校 (南校舎西)	大森字南中道 4	避難所			○	耐震補強済 H29.3
24	大森小学校 (西校舎)	大森字南中道 4	避難所			○	耐震補強済 H29.3

令和 5 年 4 月 1 日時点

※No. : 福島県耐震改修促進計画資料編において指定された番号を示す

No.	建築物名称	所在地	災害時の用途	地震(震度6強以上)での倒壊危険性			備考 ※(A判定) 耐震診断の結果耐震性を有すると判定された建築物
				現行耐震基準未満 耐震改修等の努力義務		現行耐震 基準相当	
				I 倒壊・崩壊 する危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 する危険性 がある	III 倒壊・崩壊 する危険性 が低い	
25	烏川小学校 (屋内運動場)	上鳥渡字茶中 40	避難所			○	耐震補強済 R1.12
26	蓬萊小学校 (屋内運動場)	蓬萊町四丁目 2-1	避難所			○	耐震補強済 R2.3
27	北沢又小学校【要緊急】 (南校舎)	北沢又字愛宕 1	避難所			○	耐震補強済 H29.3
28	北沢又小学校 (屋内運動場)	北沢又字愛宕 1	避難所			○	耐震補強済 R1.12
29	福島第二中学校 (北校舎)	桜木町 5-20	避難所			○	耐震補強済 H29.3
30	福島第三中学校 (屋内運動場第二)	古川 44-2	避難所			○	耐震補強済 R3.3
31	信陵中学校 (北校舎西)	笹谷字島原 2	避難所			○	耐震補強済 H29.3
32	信陵中学校 (南校舎西)	笹谷字島原 2	避難所			○	耐震補強済 H30.1
33	信陵中学校 (南校舎東)	笹谷字島原 2	避難所			○	耐震補強済 H30.1
34	北信中学校 (北校舎)	鎌田字御仮家 20	避難所			○	耐震補強済 H30.1
35	北信中学校 (南校舎中)	鎌田字御仮家 20	避難所			○	耐震補強済 H31.3
36	西信中学校【要緊急】 (北校舎)	上名倉字道上 6	避難所			○	耐震補強済 R2.3
37	西信中学校【要緊急】 (南校舎)	上名倉字道上 6	避難所			○	耐震補強済 R2.3
38	大鳥中学校 (北校舎)	飯坂町字館 11	避難所			○	耐震補強済 R3.3
39	平野中学校 (屋内運動場)	飯坂町平野字館ノ前 3-3	避難所			○	耐震補強済 R3.3
40	蓬萊中学校【要緊急】 (東校舎)	蓬萊町五丁目 14-1	避難所			○	耐震補強済 H31.3
41	蓬萊中学校 (屋内運動場)	蓬萊町五丁目 14-1	避難所			○	耐震補強済 R3.2
42	吾妻中学校 (屋内運動場)	町庭坂字原田 8	避難所			○	耐震補強済 R2.10
43	蓬萊児童センター	蓬萊四丁目 14-1	避難所			-	耐震診断 (A判定)
44	福島県青少年会館	黒岩字田部屋 53-5	避難所			○	耐震補強済 H31.3
45	医療生協わたり病院 (北棟)	渡利字中江町 34	病院			○	耐震補強済 R2.2
46	アクティおろしまち	鎌田字卸町 10-1	避難所			○	耐震補強済 H29.8

(3) 要安全確認計画記載建築物 b. 防災拠点建築物 (第2次指定)

令和5年4月1日時点

※No.: 福島県耐震改修促進計画資料編において指定された番号を示す

No.	建築物名称	所在地	災害時の用途	地震(震度6強以上)での倒壊危険性			備考 ※(A判定) 耐震診断の結果耐震性を有すると判定された建築物
				現行耐震基準未滿 耐震改修等の努力義務		現行耐震 基準相当	
				I 倒壊・崩壊 する危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 する危険性 がある	III 倒壊・崩壊 する危険性 が低い	
105	福島南消防署 杉妻出張所	郷野目字東 1-4	防災対策 拠点施設	○			集約化を検討
106	さとうクリニック 内科・消化器科	方木田字中屋敷 1-1	防災対策 拠点施設			○	建替え済 R2.5
107	AXCビル【要緊急】	栄町 12-18	避難所			○	耐震補強済 R1.6
108	飯坂ホテル聚楽 (1期棟)【要緊急】	飯坂町字西滝ノ町 27	避難所			○	耐震補強済 R2.2
109	飯坂ホテル聚楽 (2期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	避難所			○	耐震補強済 R2.12
110	飯坂ホテル聚楽 (3期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	避難所			○	耐震補強済 R2.2
111	飯坂ホテル聚楽 (4期棟)【要緊急】	飯坂町字西滝ノ町 27	避難所			○	耐震補強済 R2.12
112	飯坂ホテル聚楽 (5期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	避難所			○	耐震補強済 R2.2
113	医療生協わたり 病院(管理棟)	渡利字中江町 34	病院	○			未定

(4) 要安全確認計画記載建築物 c. 避難路沿道建築物

令和5年4月1日時点

No.	建築物名称	所在地	危険性	高さ(m)	離れ	前面道路	判定高さ	延べ面積(m <sup>2</sup> )	構造	階数
1	ハイジー松山	松山町 63	I 高い	26.7	-	27.4	13.7	1,632	RC造	7
2	同仁社ビル	松浪町 40-1	I 高い	17.2	3.4	27.0	16.9	538	RC造	5
3	サンライズマンション	旭町 2-4	II ある	30.7	0.6	27.2	14.2	3,051	RC造	10
4	今野ビル	浜田町 36-5	III 低い	15.2	0.1	27.0	13.6	762	RC造	5
5	富士ビル	浜田町 24-3	I 高い	14.6	1.0	27.0	14.5	741	RC造	4
6	安藤組	浜田町 16-2	I 高い	17.7	0.5	28.3	14.7	633	RC造	6
7	DANビル	北町 41-1	I 高い	14.3	-	27.8	13.9	570	S造	4
8	あいおいニッセイ同和損保福島ビル	北町 43-1	III 低い	19.0	0.9	29.0	15.4	2,421	RC造	6
9	リアライズ福島駅前通ビル	舟場町 8-1	III 低い	31.7	4.6	40.0	24.6	7,592	SRC造	9

※高さ  $H=L/2+A$  を超えるもの (L=前面道路幅員 A=道路境界線から建築物までの距離)

※危険性 大規模地震(震度6強以上)での倒壊危険性

図 避難路沿道建築物(特定緊急輸送道路沿道)

令和5年4月1日時点



## 10 耐震化を図る支援策等のこれまでの取り組み（民間建築物への助成）

令和5年4月1日時点

No.	建築物名称	所在地	社会資本総合整備計画				備考
			耐震診断	改修設計	改修工事	建替え等	
1	桜の聖母学院中学校・高等学校(A棟)	野田町七丁目 11-1					大規模
	桜の聖母学院中学校・高等学校(B棟)	野田町七丁目 11-1					大規模
	桜の聖母学院中学校・高等学校(C棟)	野田町七丁目 11-1					大規模
	桜の聖母学院中学校・高等学校(K棟)	野田町七丁目 11-1					大規模
17	平和ビル	栄町 8-1	H26				大規模
18	辰巳屋ビル	栄町 5-1	H26 繰越				大規模
19	AXCビル	栄町 11-25	H26 繰越	H27 繰越	H30 繰越		大規模
20	飯坂ホテル聚楽(1期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	H26 繰越	H27 繰越	R1		大規模
	飯坂ホテル聚楽(1期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27					大規模
	飯坂ホテル聚楽(4期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27				H26 繰越	H27 繰越
21	福島リッチホテル	栄町 2-36	H26 繰越	H30			大規模
44	福島県青少年会館	黒岩字田部屋 53-5		H29	H30		防災拠点
45	医療生協わたり病院(北棟)	渡利字中江町 34		H29	H30 繰越		防災拠点
46	アクティおろしまち	鎌田字卸町 10-1			H28		防災拠点
106	さとうクリニック内科・消化器科	方木田字中屋敷 1-1	H29	H30		R1 繰越	防災拠点
107	AXCビル【要緊急】	栄町 12-18	-	-	-		防災拠点
108	飯坂ホテル聚楽(1期棟)【要緊急】	飯坂町字西滝ノ町 27	-	-	-		防災拠点
111	飯坂ホテル聚楽(4期棟)【要緊急】	飯坂町字西滝ノ町 27	-	-	-		防災拠点
109	飯坂ホテル聚楽(2期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	H29 繰越	H30 繰越	R2		防災拠点
110	飯坂ホテル聚楽(3期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	H29 繰越	H30 繰越			防災拠点
112	飯坂ホテル聚楽(5期棟)	飯坂町字西滝ノ町 27	H29 繰越	H30 繰越			防災拠点
113	医療生協わたり病院(管理棟)	渡利字中江町 34					防災拠点
1	ハイジー松山	松山町 63	H30				沿道
2	同仁社ビル	松浪町 40-1	H29 繰越				沿道
3	サンライズマンション	旭町 2-4	H29 繰越				沿道
4	今野ビル	浜田町 36-5	H30				沿道
5	富士ビル	浜田町 24-3	H30				沿道
6	安藤組	浜田町 16-2	H29 繰越				沿道
7	DANビル	北町 41-1	H30				沿道
8	あいおいニッセイ同和損保福島ビル	北町 43-1	H30				沿道
9	【仮称】福島 ACDビル	舟場町 8-1	H29				沿道
-	萩野ビル【除却】	浜田町 3-30	H30			R3	沿道
建築物耐震関連助成事業実績(件数)			20件	10件	6件	2件	

## 11 耐震性が不足する市有建築物（既存耐震不適格建築物）

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要				耐震化の方針	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	大規模地震での倒壊危険性			
									I 高い	II ある		III 低い
1	学校教育系施設	福島第一小学校(屋内運動場)				●	1967	805	○			統廃合を検討
2		福島第四小学校(屋内運動場)				●	1965	871	○			統廃合を検討
3		清明小学校(屋内運動場)				●	1962	662	○			統廃合を検討
4		余目小学校(屋内運動場)	○				1980	1,083		○		建替え中
5		下川崎小学校(校舎)	○				1977	1,604		○		統廃合を検討
6		下川崎小学校(屋内運動場)				●	1978	583	○			統廃合を検討
7		渡利中学校(屋内運動場)				●	1976	750	○			建替え中
8		松陵中学校(校舎)	○	○			1964	5,919	○			建替え予定
9		松陵中学校(屋内運動場)	○				1967	1,308		○		建替え予定
10		ふくしま支援学校(屋内運動場)				●	1969	391			未診断	建替え中
11	子育て支援系施設	渡利保育所				□	1967	358	○			再編配置計画を策定 予定
12		笹谷保育所				□	1970	351	○			
13		杉妻保育所				□	1970	361	○			
14		余目保育所				□	1972	370	○			
15		平野保育所				□	1972	364	○			
16		東浜保育所				□	1973	455	○			
17		森合幼稚園				□	1972	482	○			建替えを検討
18	文化・社会教育系施設	福島市市民会館	○	○			1971	6,547	○			解体予定
19		福島市公会堂	○				1958	4,259	○			解体予定
20		福島市立図書館	○	○			1958	2,695	○			再整備を検討
21		中央学習センター	○				1958	2,010	○			解体予定
22		杉妻学習センター				●	1978	672		○		建替えを検討
23		清水学習センター分館				●	1970	674		○		集約化を検討
24		旧松川学習センター				●	1975	750			未診断	解体予定
25		吾妻学習センター分館				●	1979	766		○		集約化を検討
26		飯野学習センター				●	1974	1,100			未診断	解体予定
27	旧市民ギャラリー				□	1972	844			未診断	解体予定	
28	スポーツ施設	松川地区体育館				□	1973	698	○			解体予定
29	保健福祉系施設	老人福祉センター	○				1977	1,675	○			更新を含めて検討
30	住宅系施設	中央団地 改良住宅 1号棟				○	1959	816		○		解体予定
31		中央団地 改良住宅 3号棟				○	1959	875		○		
32		中央団地 改良住宅 4号棟	○				1959	2,912		○		
33		中央団地 改良住宅 5号棟	○				1959	2,123		○		
34		中央団地 改良住宅 6号棟				○	1959	841		○		

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要			耐震化の方針		
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積(m <sup>2</sup> )	大規模地震での倒壊危険性			
									I 高い		II ある	III 低い
35	住宅系施設	中央団地 改良住宅 8号棟	○				1959	1,289			○	解体予定
36		蓬萊団地 7号棟	○				1973	1,570	○			
37		蓬萊団地 8号棟	○				1973	1,570	○			
38		蓬萊団地 9号棟	○				1973	1,570	○			
39		蓬萊団地 10号棟	○				1974	2,191	○			
40		蓬萊団地 19号棟	○				1976	2,548	○			
41	行政系施設	清水支所				◎	1976	669			未診断	建替え中
42		旧児童文化センター				□	1972	1,801			未診断	解体予定
43	消防系施設	消防本部・福島消防署				○	1971	1,446	○			解体予定
44		福島消防署西出張所				○	1979	331	○			集約化を検討
45		福島南消防署杉妻出張所				○	1968	146	○			集約化を検討
46	その他公益施設	下水道管理C(事務所棟)	○				1972	1,230	○			耐震改修予定

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

※大規模地震（震度6強以上）での倒壊危険性

- I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- II 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※耐震診断未実施又は耐震診断が第1次診断法の場合は、地震に対する安全性の評価I、IIの区分なし（木造も同じ）

図 市有建築物耐震化概ね解消までの想定

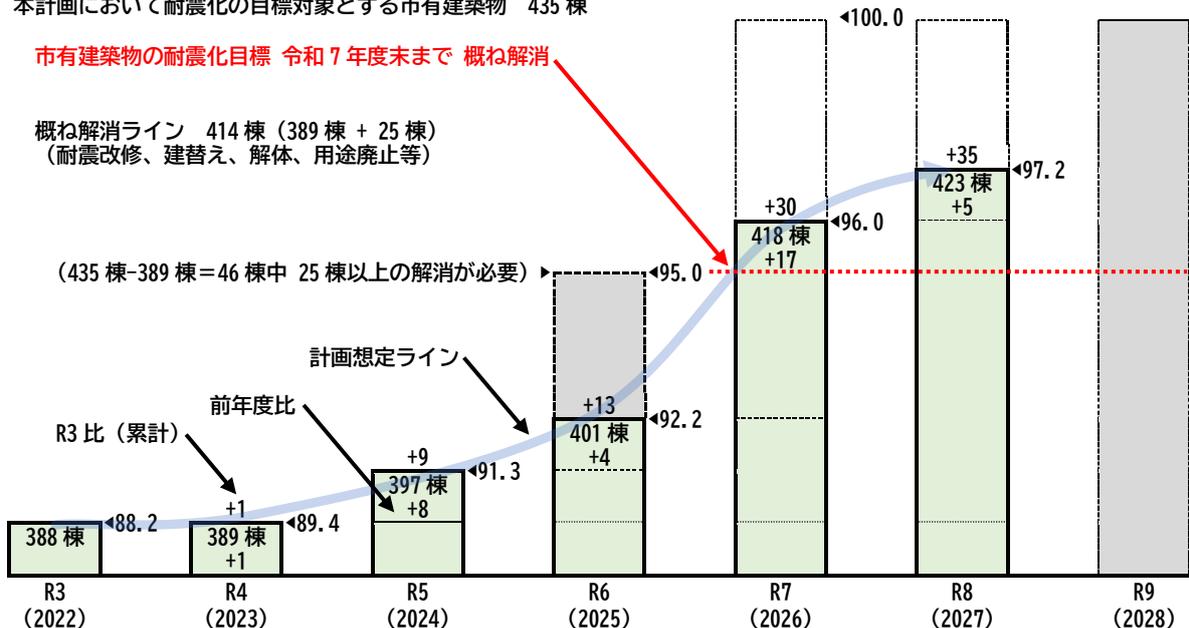
令和5年4月1日時点  
耐震化率(%)

本計画において耐震化の目標対象とする市有建築物 435棟

市有建築物の耐震化目標 令和7年度末まで 概ね解消

概ね解消ライン 414棟 (389棟 + 25棟)  
(耐震改修、建替え、解体、用途廃止等)

(435棟-389棟=46棟中 25棟以上の解消が必要)



## 12 市有建築物の耐震性に関するリスト

市有建築物の耐震基準や耐震化への対応等を取りまとめ、施設ごとの耐震化状況を公表します。

表 市有建築物の耐震化の現状【再掲】

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A	昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
市有 建築物	215 (239)	220 (174)	435 (413)	389 (226)	46 (187)	89.4 (54.7)
	169 (52)					
特定 建築物	110	144	254	236	18	92.9
	92					
大規模 建築物	14	-	14	11	3	78.6
	11					
防災拠点 建築物	43	-	43	40	3	93.0
	40					
防災上 重要 建築物	62	76	138	113	25	81.9
	37					

※ ( ) 平成19年の数値

表 市有建築物の用途別耐震化の現状【再掲】

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年 以前の建築物 A	昭和57年 以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を 有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足 する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
市有 建築物	215	220	435	389	46	89.4
	169					
学校教育 系施設	122	86	208	198	10	95.2
	112					
子育て 支援系 施設	18	7	25	18	7	72.0
	11					
文化・ 社会教育 系施設	11	17	28	17	10	64.7
	1					
スポーツ 系施設	2	10	12	11	1	91.7
	1					
保健福祉 系施設	1	3	4	3	1	75.0
	0					
住宅 系施設	51	67	118	107	11	90.7
	40					
行政 系施設	3	17	20	18	2	90.0
	1					
消防 系施設	3	5	8	5	3	62.5
	0					
その他 公益施設	4	8	12	11	1	91.7
	3					

表 大規模建築物のうち市有建築物の用途別耐震化の現状（耐震診断結果公表）【再掲】

令和5年3月末時点

区分	総数	耐震化率(%)	耐震性が不足する建築物		
			棟数	耐震化の方針	
市有建築物					
学校教育系施設	小学校	6	100.0	-	-
	中学校	6	83.3	1	建替え予定
文化・社会教育系施設	福島市市民会館	1	0.0	1	解体予定
	福島市公会堂、中央学習センター 福島市立図書館	1	0.0	1	解体予定 再整備を検討

表 防災拠点建築物のうち市有建築物の用途別耐震化の現状（耐震診断結果公表）【再掲】

令和5年3月末時点

区分	総数	耐震化率(%)	耐震性が不足する建築物		
			棟数	耐震化の方針	
市有建築物					
学校教育系施設	小学校	校舎	11	100.0	
		屋内運動場	13	100.0	
	中学校	校舎	10	100.0	
		屋内運動場	4	100.0	
子育て支援系施設	児童センター	1	100.0	(1)	
消防系施設	消防署	1	0.0	1	解体予定
	出張所	2	0.0	2	集約化を検討
その他公益施設	衛生処理場（汚泥処理棟）	1	100.0	(1)	

※（ ）耐震診断の結果、耐震性を有すると判定された建築物

表 市有建築物（防災上重要建築物）の用途別耐震化の現状

令和5年3月末時点 棟数

区分	昭和56年以前の建築物 A	昭和57年以降の建築物 C	建築物総数 D (A+C)	耐震性を有する建築物数 E(B+C)	耐震性が不足する建築物数 F(D-E)	耐震化率(%) E/D
	耐震性有 B					
防災上重要建築物	62	76	138	113	25	81.9
	37					
防災拠点施設	2	22	24	23	1	95.8
	1					
避難施設	37	37	74	63	11	85.1
	26					
居住施設	8	7	15	12	3	80.0
	5					
その他の施設	15	10	25	15	10	60.0
	5					

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	学校教育系施設	福島第一小学校(北校舎)	○	○			1964	4,175				○	
2		福島第一小学校(南校舎)				●	1964	955				○	
3		福島第一小学校(屋内運動場)				●	1967	805	○				統廃合を検討
4		福島第二小学校(北校舎)	○				1970	2,436				○	
5		福島第二小学校(南校舎)	○				1968	1,867				○	
6		福島第二小学校(屋内運動場)			○		1972	793				○	
7		福島第三小学校(北校舎)	○				1969	1,802				○	
8		福島第三小学校(西校舎)				●	1970	440				○	
9		福島第三小学校(中校舎)	○				1970	1,763				○	
10		福島第三小学校(南校舎)				●	1972	728				○	
11		福島第三小学校(屋内運動場)			○		1973	821				○	
12		福島第四小学校(北校舎)	○				1964	3,079				○	
13		福島第四小学校(南校舎)	○				1964	2,090				○	
14		福島第四小学校(屋内運動場)				●	1965	871	○				統廃合を検討
15		清明小学校(南校舎)	○				1959	1,379				○	
16		清明小学校(東校舎)				●	1961	955				○	
17		清明小学校(北校舎)	○				1960	1,381				○	
18		清明小学校(屋内運動場)				●	1962	662	○				統廃合を検討
19		三河台小学校(北校舎)	○				1970	1,722				○	
20		三河台小学校(南校舎)	○				1972	1,843				○	
21		三河台小学校(中校舎)				●	1975	868				○	
22		三河台小学校(屋内運動場)			○		1973	815				○	
23		森合小学校(北校舎)	○				1967	1,787				○	
24		森合小学校(南校舎)	○				1967	1,958				○	
25		森合小学校(北校舎北)				●	1980	680				○	
26		森合小学校(東校舎)				●	1974	651				○	
27		森合小学校(西校舎)				●	1975	511				○	
28		森合小学校(屋内運動場)				●	1969	792				○	
29		渡利小学校(北校舎西)				●	1965	965				○	
30		渡利小学校(北校舎東)	○				1978	3,220				○	
31		渡利小学校(東校舎)		○			1978	770				○	
32		渡利小学校(屋内運動場)	○				1999	1,258	○				
33		南向台小学校(校舎)	○				1996	3,630	○				
34		南向台小学校(屋内運動場)	○				1997	1,092	○				
35		杉妻小学校(南校舎)	○	○			1978	4,269				○	
36		杉妻小学校(北校舎)	○				1976	1,189				○	
37		杉妻小学校(屋内運動場)				●	2002	1,552	○				

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
38	学校教育系施設	蓬萊小学校(北校舎)	○				1973	1,737				○	
39		蓬萊小学校(南校舎東)	○				1973	1,722				○	
40		蓬萊小学校(東校舎)	○				1974	1,520				○	
41		蓬萊小学校(南校舎西)				●	1979	739				○	
42		蓬萊小学校(中校舎)				●	1981	641				○	
43		蓬萊小学校(屋内運動場)			○		1973	880				○	
44		蓬萊東小学校(南校舎)	○				1982	4,269	○				
45		蓬萊東小学校(北校舎)	○				1982	1,582	○				
46		蓬萊東小学校(屋内運動場)	○				1982	1,200	○				
47		清水小学校(南校舎)	○		○		1980	2,272				○	
48		清水小学校(中校舎)				●	1980	858				○	
49		清水小学校(北校舎)	○				1980	1,927				○	
50		清水小学校(西校舎)				●	1981	472	○				
51		清水小学校(屋内運動場)			○		1967	923				○	
52		北沢又小学校(北校舎)	○				1978	1,592				○	
53		北沢又小学校(南校舎)	○	○	○		1978	2,759				○	
54		北沢又小学校(屋内運動場)			○		1980	981				○	
55		御山小学校(北校舎)	○				1994	1,773	○				
56		御山小学校(南校舎)	○				1994	2,730	○				
57		御山小学校(屋内運動場)	○				1995	1,089	○				
58		岡山小学校(南校舎)	○	○	○		1980	3,517				○	
59		岡山小学校(北校舎)	○				1973	1,261				○	
60		岡山小学校(屋内運動場)			○		1979	981				○	
61		鎌田小学校(北校舎)			○		1978	817				○	
62		鎌田小学校(南校舎)	○		○		1978	2,450				○	
63		鎌田小学校(西校舎)				●	1990	927	○				
64		鎌田小学校(屋内運動場)				●	1985	981	○				
65		月輪小学校(西校舎)	○				1979	1,152				○	
66		月輪小学校(東校舎)				●	1979	526				○	
67		月輪小学校(屋内運動場)			○		1972	388				○	
68	瀬上小学校(中校舎)	○				1973	1,247				○		
69	瀬上小学校(南校舎)	○		○		1972	1,608				○		
70	瀬上小学校(北校舎)				●	1962	640				○		
71	瀬上小学校(南校舎東)				●	1982	508	○					
72	瀬上小学校(屋内運動場)				●	2022	1,129	○					
73	余目小学校(北校舎)				●	1979	987				○		
74	余目小学校(中校舎)	○				1979	1,053				○		

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考		
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性				
										I 高い	II ある		III 低い	
75	学校教育系施設	余目小学校(南校舎)	○				1980	1,154				○		
76		余目小学校(屋内運動場)	○				1980	1,083			○		建替え中	
77		矢野目小学校(校舎)	○				1981	2,482					○	
78		矢野目小学校(屋内運動場)			○		1981	1,083					○	
79		大笹生小学校(校舎)	○				1973	2,527					○	
80		大笹生小学校(屋内運動場)			○		1974	574					○	
81		笹谷小学校(北校舎)	○				1970	2,391					○	
82		笹谷小学校(南校舎)	○				1972	2,770					○	
83		笹谷小学校(東校舎)				●	1975	482					○	
84		笹谷小学校(屋内運動場)			○		1973	792					○	
85		吉井田小学校(北校舎)	○				1974	2,424					○	
86		吉井田小学校(東校舎)	○				1973	1,012					○	
87		吉井田小学校(南校舎)	○				1984	1,265	○					
88		吉井田小学校(屋内運動場)	○				2004	1,258	○					
89		荒井小学校(北校舎)			○		1978	960					○	
90		荒井小学校(南校舎)	○				1974	1,903					○	
91		荒井小学校(屋内運動場)	○				1988	1,092	○					
92		立子山小学校(校舎)	○				1987	2,145	○					
93		立子山小学校(屋内運動場)				●	1988	825	○					
94		佐倉小学校(校舎)	○				1978	2,199					○	
95		佐倉小学校(屋内運動場)				●	1988	825	○					
96	佐原小学校(校舎)	○				1994	1,809	○						
97	佐原小学校(屋内運動場)				●	1994	825	○						
98	飯坂小学校(南校舎)	○	○	○		1979	3,035					○		
99	飯坂小学校(東校舎)	○				1979	1,424					○		
100	飯坂小学校(屋内運動場)			○		1979	981					○		
101	平野小学校(東校舎)	○				1985	2,008	○						
102	平野小学校(南校舎)	○				1986	3,699	○						
103	平野小学校(屋内運動場)	○				1999	1,258	○						
104	湯野小学校(中校舎)	○				1963	1,255					○		
105	湯野小学校(東校舎)				●	2010	954	○						
106	湯野小学校(西校舎)				●	1984	519	○						
107	湯野小学校(屋内運動場)				●	1969	722					○		
108	松川小学校(校舎)	○				1992	3,815	○						
109	松川小学校(屋内運動場)	○				1993	1,092	○						
110	金谷川小学校(校舎)	○				1986	2,820	○						
111	金谷川小学校(屋内運動場)	○				1986	1,092	○						

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での 倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
112	学校教育系施設	下川崎小学校(校舎)	○				1977	1,604			○	統廃合を検討	
113		下川崎小学校(屋内運動場)				●	1978	583		○		統廃合を検討	
114		鳥川小学校(南校舎)	○				1980	1,932			○		
115		鳥川小学校(北校舎西)				●	1980	835			○		
116		鳥川小学校(北校舎東)	○				1994	1,266	○				
117		鳥川小学校(屋内運動場)	○		○		1980	1,083			○		
118		大森小学校(北校舎)	○		○		1974	1,544			○		
119		大森小学校(南校舎西)	○		○		1975	1,619			○		
120		大森小学校(西校舎)			○		1979	734			○		
121		大森小学校(南校舎中央)				●	1979	377			○		
122		大森小学校(南校舎東)				●	1984	733	○				
123		大森小学校(屋内運動場)	○				2003	1,552	○				
124		平田小学校(校舎)	○				1990	2,148	○				
125		平田小学校(屋内運動場)				●	1990	825	○				
126		平石小学校(校舎)	○				1993	1,728	○				
127		平石小学校(屋内運動場)				●	1993	825	○				
128		野田小学校(南校舎)	○				1971	2,773			○		
129		野田小学校(北校舎東・西)	○				2014	3,561	○				
130		野田小学校(屋内運動場)	○				1997	1,248	○				
131		庭坂小学校(校舎)	○				1983	2,992	○				
132		庭坂小学校(屋内運動場)				●	1985	981	○				
133		庭塚小学校(校舎)	○				1985	1,999	○				
134		庭塚小学校(屋内運動場)				●	1987	825	○				
135		水保小学校(校舎)	○				1989	2,339	○				
136	水保小学校(屋内運動場)				●	1990	825	○					
137	飯野小学校(校舎)	○				1995	2,659	○					
138	飯野小学校(屋内運動場)	○				1995	1,505	○					
139	福島第一中学校(南校舎)	○				1982	5,160	○					
140	福島第一中学校(北校舎)	○				1984	1,109	○					
141	福島第一中学校(屋内運動場)	○				1985	1,319	○					
142	福島第二中学校(北校舎)	○		○		1980	2,752			○			
143	福島第二中学校(南校舎)	○				1981	1,864			○			
144	福島第二中学校(屋内運動場)	○				1987	1,383	○					
145	福島第三中学校(北校舎)	○				2008	5,655	○					
146	福島第三中学校(南校舎)				●	1979	828			○			
147	福島第三中学校(屋内運動場第一)				●	2008	717	○					
148	福島第三中学校(屋内運動場第二)			○		1980	830			○			

※防災上重要建築物 区分凡例

○ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
149	学校教育系施設	福島第四中学校(北校舎)	○				1988	1,309	○				
150		福島第四中学校(南校舎東)	○				1972	2,896				○	
151		福島第四中学校(屋内運動場)	○				1989	1,867	○				
152		岳陽中学校(北校舎)	○				1979	1,499				○	
153		岳陽中学校(中校舎)				●	1979	405				○	
154		岳陽中学校(南校舎東)	○				1979	1,463				○	
155		岳陽中学校(南校舎中)	○				2013	1,055	○				
156		岳陽中学校(南校舎西)				●	1961	959				○	
157		岳陽中学校(屋内運動場)	○				1989	1,384	○				
158		渡利中学校(北校舎東)	○				1975	1,315				○	
159		渡利中学校(北校舎西)	○				1987	1,064	○				
160		渡利中学校(南校舎)	○				1974	1,909				○	
161		渡利中学校(屋内運動場)				●	1976	750	○				建替え中
162		蓬萊中学校(東校舎)	○	○	○		1979	4,250				○	
163		蓬萊中学校(西校舎)	○				1984	1,784	○				
164		蓬萊中学校(屋内運動場)	○		○		1979	1,075				○	
165		清水中学校(北校舎)	○				1983	2,280	○				
166		清水中学校(南校舎)	○				1983	1,925	○				
167		清水中学校(中校舎)				●	1983	703	○				
168		清水中学校(屋内運動場)	○				1984	1,027	○				
169		信陵中学校(北校舎東)	○				2016	1,903	○				
170		信陵中学校(北校舎西)			○		1962	765				○	
171		信陵中学校(南校舎東)			○		1960	1,905				○	
172		信陵中学校(南校舎西)			○		1961	1,119				○	
173		信陵中学校(東校舎)				●	1978	878				○	
174		信陵中学校(屋内運動場)	○				1998	1,511	○				
175		北信中学校(北校舎)	○		○		1979	2,323				○	
176		北信中学校(南校舎中)	○		○		1980	2,263				○	
177		北信中学校(南校舎西)				●	1983	542	○				
178		北信中学校(南校舎東)	○				1985	1,409	○				
179		北信中学校(屋内運動場)	○				1988	1,384	○				
180		西信中学校(北校舎)		○	○		1965	919				○	
181		西信中学校(南校舎)	○		○		1963	2,074				○	
182	西信中学校(特別教室棟)				●	2017	635	○					
183	西信中学校(屋内運動場)				●	2022	1,097	○					
184	大鳥中学校(北校舎)	○		○		1976	2,492				○		
185	大鳥中学校(中校舎)				●	1978	976				○		

※防災上重要建築物 区分凡例

○ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での 倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
186	学校教育系施設	大鳥中学校(南校舎)				●	1983	666	○				
187		大鳥中学校(屋内運動場)	○				1983	1,027	○				
188		平野中学校(北校舎)				●	1985	959	○				
189		平野中学校(南校舎)	○	○			1979	3,045				○	
190		平野中学校(屋内運動場)			○		1979	1,155				○	
191		西根中学校(校舎)	○				1988	3,477	○				
192		西根中学校(屋内運動場)	○				1989	1,237	○				
193		松陵中学校(校舎)	○	○			1964	5,919		○			建替え予定
194		松陵中学校(屋内運動場)	○				1967	1,308			○		建替え予定
195		信夫中学校(南校舎)	○				1987	3,297	○				
196		信夫中学校(北校舎)	○				1987	2,369	○				
197		信夫中学校(屋内運動場)	○				1988	1,384	○				
198		野田中学校(南校舎)	○				1982	3,507	○				
199		野田中学校(北校舎)	○				1982	1,379	○				
200		野田中学校(屋内運動場)	○				1985	1,027	○				
201		吾妻中学校(校舎)	○				1972	3,430				○	
202		吾妻中学校(木工・金工室)		○			1974	171				○	
203		吾妻中学校(屋内運動場)			○		1973	824				○	
204		飯野中学校(校舎)	○	○			1981	3,157				○	
205		飯野中学校(屋内運動場)	○				1998	1,480	○				
206	ふくしま支援学校(南校舎)	○				2021	4,442	○					
207	ふくしま支援学校(ものづくり棟)				●	2021	968	○					
208	ふくしま支援学校(屋内運動場)				●	1969	391				未診断	建替え中	

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積(m <sup>2</sup> )	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	子育て支援系施設	ふくしま中央認定こども園	○				1977	746				○	
2		ふくしま東園舎				□	1986	320	○				
3		ひらの認定幼稚園				□	1985	550	○				
4		いいの認定こども園				□	1977	645				○	
5		渡利保育所				□	1967	358		○			再編配置計画を策定予定
6		笹谷保育所				□	1970	351		○			
7		杉妻保育所				□	1970	361		○			
8		余目保育所				□	1972	370		○			
9		平野保育所				□	1972	364		○			
10		東浜保育所				□	1973	455		○			
11		蓬萊保育所				□	1975	488				○	
12		野田保育所	○				1978	585				○	
13		蓬萊第二保育所				□	1979	450				○	
14		御山保育所	○				1980	722				○	
15		飯野あおぞら保育所				□	2000	809	○				
16		森合幼稚園				□	1972	482	○				建替え予定
17		渡利幼稚園				□	1997	320	○				
18		杉妻幼稚園	○				1980	823				○	
19		清水幼稚園	○				1982	580	○				
20		岡山幼稚園				□	1979	414				○	
21		笹谷幼稚園				□	1974	472				○	
22		いいざか幼稚園	○				1981	708				○	
23		まつかわ幼稚園				□	1985	319	○				
24		蓬萊児童センター			○		1979	300				○	
25		渡利児童センター				□	1993	952	○				

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での 倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	文化・社会教育 系施設	福島市市民会館	○	○			1971	6,547	○			解体予定	
2		福島市公会堂	○				1958	4,259	○			解体予定	
3		福島市立図書館	○	○			1958	2,695	○			再整備を検討	
4		中央学習センター	○				1958	2,010	○			解体予定	
5		福島市音楽堂	○				1984	6,023	○				
6		福島テルサ	○				1994	9,649	○				
7		パルセいいざか	○				1991	7,795	○				
8		立子山自然の家				●	1992	1,030	○				
9		こむこむ館	○				2005	9,886	○				
10		三河台学習センター				●	1977	1,129	○				
11		渡利学習センター				●	2021	1,491	○				
12		杉妻学習センター				●	1978	672		○		建替えを検討	
13		蓬萊学習センター				●	1993	1,720	○				
14		清水学習センター				●	1996	2,160	○				
15		清水学習センター分館				●	1970	674		○		集約化を検討	
16		もちずり学習センター				●	1980	1,316			○		
17		北信学習センター				●	1992	1,555	○				
18		吉井田学習センター				●	1995	852	○				
19		西学習センター				●	1983	821	○				
20		信陵学習センター				●	1994	955	○				
21		飯坂学習センター				●	2004	1,800	○				
22		松川学習センター	○				2014	1,960	○				
23		旧松川学習センター				●	1975	750			未診断	解体予定	
24		信夫学習センター				●	1989	830	○				
25		吾妻学習センター				●	1998	2,037	○				
26		吾妻学習センター分館				●	1979	766		○		集約化を検討	
27		飯野学習センター				●	1974	1,100			未診断	解体予定	
28		旧市民ギャラリー				□	1972	844			未診断	解体予定	

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	スポーツ系施設	国体記念体育館	○				1994	10,148	○				
2		福島市体育館・武道場	○				2018	7,576	○				
3		十六沼公園体育館	○				1993	1,887	○				
4		十六沼公園屋根付運動場				□	2016	1,327	○				
5		東部体育館	○				1989	1,376	○				
6		南体育館	○				1990	1,817	○				
7		西部体育館	○				1993	2,966	○				
8		松川地区体育館				□	1973	698		○			解体予定
9		飯野地区体育館	○				1985	1,201	○				
10		信夫ヶ丘競技場	○				1978	2,779				○	
11		信夫ヶ丘球場	○				1989	1,445	○				
12		ヘルシーランド福島				□	1990	4,341	○				

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	保健福祉系施設	保健福祉センター	○				1998	11,392	○				
2		老人福祉センター	○				1977	1,675		○			更新を含めて検討
3		わたりふれあいセンター	○				1993	1,430	○				
4		飯野地域福祉センター				◎	1995	1,323	○				

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	住宅系施設	中央団地 改良住宅 1号棟				○	1959	816			○	解体予定	
2		中央団地 改良住宅 2号棟				○	1959	395				○	第1次診断法
3		中央団地 改良住宅 3号棟				○	1959	875			○		解体予定
4		中央団地 改良住宅 4号棟	○				1959	2,912			○		解体予定
5		中央団地 改良住宅 5号棟	○				1959	2,123			○		解体予定
6		中央団地 改良住宅 6号棟				○	1959	841			○		解体予定
7		中央団地 改良住宅 8号棟	○				1959	1,289			○		解体予定
8		春日町若草荘団地	○				1999	2,039	○				
9		入江町団地 1号棟	○				1971	1,743				○	
10		入江町団地 2号棟	○				1971	1,602				○	
11		入江町団地 3号棟	○				1996	2,004	○				
12		所窪団地 1号棟	○				1979	2,694				○	
13		所窪団地 2号棟	○				1991	1,265	○				
14		所窪団地 3号棟	○				1991	4,007	○				
15		所窪団地 4号棟	○				1991	2,559	○				
16		大豆塚団地	○				1992	5,453	○				
17		泉団地 1号棟	○				1998	2,187	○				
18		曲松団地 1号棟	○				1987	1,260	○				
19		曲松団地 2号棟	○				1987	1,892	○				
20		曲松団地 3号棟	○				1987	1,260	○				
21		南沢又団地 1号棟	○				1999	1,866	○				
22		南沢又団地 2号棟	○				1999	4,075	○				
23		南沢又団地 3号棟	○				1999	1,405	○				
24		清水が丘団地 1号棟	○				1993	1,866	○				
25		清水が丘団地 2号棟	○				1993	1,244	○				
26		北沢又団地 1号棟	○				1992	1,892	○				
27		北沢又団地 2号棟	○				1992	1,431	○				
28		北沢又団地 3号棟	○				1992	1,431	○				
29		北沢又団地 4号棟	○				1992	1,431	○				
30		北沢又団地 5号棟	○				1992	1,892	○				
31		北沢又団地 6号棟	○				1992	1,422	○				
32		北沢又団地 7号棟	○				1992	1,882	○				
33		北沢又団地 8号棟	○				1992	1,892	○				
34		北沢又団地 9号棟	○				1992	1,892	○				
35		北沢又団地 10号棟	○				1992	1,882	○				
36		北沢又団地 11号棟	○				1992	1,244	○				
37		北沢又団地 12号棟	○				1992	1,876	○				

※防災上重要建築物 区分凡例

○ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
38	住宅系施設	北沢又団地 13号棟	○				1992	1,244	○				
39		北沢又団地 14号棟	○				1992	1,876	○				
40		北沢又団地 15号棟	○				1992	1,244	○				
41		平ヶ森団地 1号棟				○	1969	856				○	第1次診断法
42		平ヶ森団地 2号棟	○				1970	1,283				○	第1次診断法
43		平ヶ森団地 3号棟	○				1971	1,387				○	第1次診断法
44		大下団地 1号棟	○				1989	1,195	○				
45		大下団地 2号棟	○				1989	1,813	○				
46		大下団地 3号棟	○				1989	1,217	○				
47		桜町団地	○				1979	1,912				○	第1次診断法
48		北信団地 1号棟	○				1967	1,242				○	第1次診断法
49		北信団地 2号棟				○	1967	895				○	第1次診断法
50		先達団地 1号棟	○				1978	2,022				○	第1次診断法
51		先達団地 2号棟	○				1978	2,022				○	第1次診断法
52		先達団地 3号棟	○				1978	2,547				○	第1次診断法
53		先達団地 4号棟	○				1978	1,912				○	第1次診断法
54		先達団地 5号棟	○				1978	1,912				○	第1次診断法
55		先達団地 6号棟	○				1978	1,912				○	第1次診断法
56		陳光団地 1号棟	○				1980	1,911				○	第1次診断法
57		陳光団地 2号棟	○				1980	1,277				○	第1次診断法
58		由添団地 1号棟	○				1981	2,875	○				
59		由添団地 2号棟	○				1981	2,698	○				
60		由添団地 3号棟	○				1981	2,026	○				
61		由添団地 4号棟	○				1981	2,026	○				
62		由添団地 5号棟	○				1984	2,045	○				
63		由添団地 6号棟	○				1984	2,045	○				
64		由添団地 7号棟	○				1984	2,045	○				
65		由添団地 8号棟	○				1984	2,045	○				
66	由添団地 9号棟	○				1984	1,092	○					
67	由添団地 10号棟	○				1984	1,092	○					
68	由添団地 11号棟	○				1984	1,092	○					
69	嶽駒団地 1号棟				○	1983	821	○					
70	嶽駒団地 2号棟	○				1983	1,092	○					
71	嶽駒団地 3号棟	○				1983	1,092	○					
72	嶽駒団地 4号棟				○	1983	821	○					
73	嶽駒団地 5号棟				○	1983	821	○					
74	嶽駒団地 6号棟	○				1983	1,633	○					

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (㎡)	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
75	住宅系施設	嶽駒団地 7号棟	○				1983	1,092	○				
76		嶽駒団地 8号棟				○	1983	821	○				
77		笹谷団地 1号棟				○	1967	994				○	第1次診断法
78		笹谷団地 2号棟				○	1968	994				○	第1次診断法
79		川前団地 1号棟	○				1983	1,633	○				
80		川前団地 2号棟	○				1983	1,226	○				
81		川前団地 3号棟				○	1983	821	○				
82		川前団地 4号棟				○	1983	821	○				
83		川前第二団地 5号棟	○				1985	1,095	○				
84		川前第二団地 6号棟				○	1985	823	○				
85		川前第二団地 7号棟	○				1985	1,095	○				
86		川前第二団地 8号棟	○				1985	1,095	○				
87		川前第二団地 9号棟	○				1985	1,637	○				
88		川前第二団地 10号棟	○				1985	1,095	○				
89		御山町団地	○				2003	2,017	○				
90		野田町団地 1号棟	○				1998	6,845	○				
91		野田町団地 2号棟	○				1998	1,665	○				
92		蓬萊団地 1号棟	○				1971	1,430				○	第1次診断法
93		蓬萊団地 2号棟	○				1971	1,329				○	第1次診断法
94		蓬萊団地 3号棟	○				1973	1,467				○	第1次診断法
95	蓬萊団地 4号棟	○				1972	1,925				○	第1次診断法	
96	蓬萊団地 5号棟	○				1972	1,925				○	第1次診断法	
97	蓬萊団地 6号棟	○				1972	1,344				○	第1次診断法	
98	蓬萊団地 7号棟	○				1973	1,570		○			解体予定	
99	蓬萊団地 8号棟	○				1973	1,570		○			解体予定	
100	蓬萊団地 9号棟	○				1973	1,570		○			解体予定	
101	蓬萊団地 10号棟	○				1974	2,191		○			解体予定	
102	蓬萊団地 11号棟	○				1975	1,690				○		
103	蓬萊団地 12号棟	○				1974	1,668				○		
104	蓬萊団地 13号棟	○				1975	1,690				○	第1次診断法	
105	蓬萊団地 14号棟	○				1974	2,250				○		
106	蓬萊団地 15号棟	○				1975	1,756				○	第1次診断法	
107	蓬萊団地 16号棟	○				1975	1,756				○	第1次診断法	
108	蓬萊団地 17号棟	○				1976	2,338				○		
109	蓬萊団地 18号棟	○				1976	1,173				○	第1次診断法	
110	蓬萊団地 19号棟	○				1976	2,548		○			解体予定	
111	蓬萊団地 20号棟	○				1977	1,824				○	第1次診断法	

※防災上重要建築物 区分凡例

○ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考		
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積(m <sup>2</sup> )	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性				
										I 高い	II ある		III 低い	
112	住宅系施設	蓬萊団地 21号棟	○				1977	1,913				○	第1次診断法	
113		蓬萊団地 22号棟	○				1977	1,913				○	第1次診断法	
114		蓬萊団地 23号棟	○				1977	1,824				○	第1次診断法	
115		蓬萊団地 24号棟	○				1980	2,022				○	第1次診断法	
116		蓬萊団地 25号棟	○				1980	2,546				○	第1次診断法	
117		砂入団地	○				1991	1,294	○					
118		天王原団地 1号棟	○				1995	3,257	○					

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考		
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積(m <sup>2</sup> )	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性				
										I 高い	II ある		III 低い	
1	行政系施設	本庁舎東棟	○				2010	27,227	○					
2		渡利支所				◎	1995	800	○					
3		杉妻支所				◎	1997	654	○					
4		蓬萊支所				◎	1975	1,523				○		
5		清水支所				◎	1976	669				未診断		建替え中
6		東部支所				◎	1982	379	○					
7		北信支所				◎	1993	854	○					
8		吉井田支所				◎	1995	685	○					
9		西支所				◎	1984	1,177	○					
10		土湯温泉町支所				◎	1995	292	○					
11		信陵支所				◎	1994	740	○					
12		立子山支所				◎	2000	367	○					
13		飯坂支所				◎	2004	1,168	○					
14		松川支所				◎	2015	839	○					
15		信夫支所				◎	1989	1,009	○					
16		吾妻支所				◎	1998	1,048	○					
17		飯野支所				◎	1988	2,204	○					
18		茂庭出張所				◎	1988	210	○					
19		旧保健福祉センター飯野分館				□	1988	502	○					
20		旧児童文化センター				□	1972	1,801				未診断		解体予定

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	消防系施設	消防本部・福島消防署			○		1971	1,446	○			解体予定	
2		福島消防署清水分署				◎	2021	943	○				
3		福島消防署西出張所			○		1979	331	○			集約化を検討	
4		飯坂消防署				◎	2014	1,676	○				
5		飯坂消防署東出張所				◎	1982	336	○				
6		福島南消防署				◎	1999	1392	○				
7		福島南消防署信夫分署				◎	1990	441	○				
8		福島南消防署杉妻出張所			○		1968	146	○			集約化を検討	

令和5年4月1日時点

No.	施設区分	建築物名称	建築物区分				概要					備考	
			特定建築物	大規模建築物	防災拠点建築物	防災上重要建築物	建設年	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	新耐震基準	大規模地震での倒壊危険性			
										I 高い	II ある		III 低い
1	その他公益施設	道の駅ふくしま				◎	2021	2,263	○				
2		土湯温泉まちおこしセンター	○				1997	2,049	○				
3		土湯温泉観光交流センター	○				1948	1,329				○	
4		UFOふれあい館				□	1991	617	○				
5		あぶくまCC(焼却工場)	○				1987	7,838	○				
6		あらかわCC(焼却工場)	○				2008	10,101	○				
7		あらかわCC(資源化工場)	○				1998	8,346	○				
8		福島市斎場	○				2018	4,680	○				
9		衛生処理場(汚泥処理棟)			○		1973	1,173				○	
10		下水道管理C(事務所棟)	○				1972	1,230		○			耐震改修予定
11		下水道管理C(集中管理棟)	○				1997	1,128	○				
12		福島市水道局施設管理C	○				1972	1,880				○	

※防災上重要建築物 区分凡例

◎ 防災拠点施設 ● 避難施設 ○ 居住施設 □ その他施設

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



産業と技術革新の基盤をつくろう

耐震技術の向上、強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



住み続けられるまちづくりを

災害に強い住宅・建築物により都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



つくる責任 つかう責任

長期間住み続けられる住宅づくり、建築物の適切な保全・維持管理、廃棄物を削減する技術や工法、持続可能な消費と生産のパターンを確保する



気候変動に具体的な対策を

建設物のライフサイクル（企画・計画、設計、建設、完成、運用、管理、解体）全般にわたって、温室効果ガスの発生抑制に取り組む



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、地域が一体となって取り組む

## 福島市耐震改修促進計画

策定	2008（平成 20 年）	2 月
改定	2011（平成 23 年）	3 月
改定	2015（平成 27 年）	11 月
改定	2023（令和 5 年）	6 月

発行 福島市都市政策部開発建築指導課

〒960-8601 福島県福島市五老内町 3-1  
(024) 525-3764